

(表紙)

風説書 丑六月中

南部弥八郎

乙丑五月幕府江藤堂侯より建白

先年来蛮夷江被為対候御応接、頗る御因循ニ付、御違

勅之儀も有之候間、其機ニ乘し不撰虚実不問貴賤一氣習有之徒共、動もすれハ上

天子を挟ミ口正議を唱、幕府有司江敵対之様ニ相成、右を強而御抑遏被為在候時は、言路壅蔽之訳ニ付、

被仰上、彼等之存意ニ御随ひ御採用御座候ニ付而は、御権勢も漸く下ニ移候段可歎事ニ奉存候、遂に御大

政御改革相成候内ニは、神祖被立置候御大典も御

廃棄相成候儀と奉存候、然処昨秋長州ニは不容易儀相企、恐多も兵器を○携アルヒハ、以ノ字脱

禁闕江奉迫、保元以後未曾有之儀ニも御座候処、諸

藩ニも格別之尽力ニ而存外速ニ御鎮靜ニ相成、其段

は具々も恐悦之義ニ奉存候、其後長州も先非を後悔

ニ而罪伏し、一味堂上も夫々御取締ニも相成候趣伝

承仕候、且常野ニ而及乱暴候賊徒も降伏ニ相成、斯

く暴戻之徒追々破綻を顕候は、全く御厚運之儀、

公武御合体之良機會もおのつから被為在候儀、万々

可賀事ニ奉存候、其訳と申候は嚮ニも申上候通、暴

戻之徒如何ニも申分ハ正実之情に候得共、御耗政を

甚敷申唱、何ニ而も

朝命を奉護、種々人氣を煽動いたし候段

朝廷ニ而御依頼被為在候、徒関東ニ而御忌諱有之、

関東ニ而被仰出候儀は、

朝廷ニ而御聞入無之と申様ニ成行候ニ付、右之勢ニ而

は逆も治り不申候処、長州之一挙ニ而

朝廷ニも征伐被仰付候、幕府ニ而は素より如何ニ

思召候処、常野賊徒も同様之儀、既ニ乱暴之節迎も奉

勅之儀等指立候故、奉対

朝廷異心無之儀は相分居候得共、其真実不宜所を以朝廷ニ而も賊徒追討と迄被 仰出候程之儀故、仮令口に正義を唱候迎、以後右様之徒之申分御採用不被為在候は申迄も無之、其罪迎も御免無之処は、幕府と御一致之所ニ帰し候間、是ニ而

公武御合体は可被為出来候様成ものニ御座候、此上人事を御尽し有之候は、是則御挽回之旧典御廃棄は、東西被仰合候は、御復古之良機会と申ものと奉存候、左候ハ、

朝廷江御忠節も相立、万民江御憐愍は如何計可有之哉、然るに最早賊徒とも破綻を顕し候ニ付、万事幕府之御権勢を以御庄倒可被遊思召候而は、先年間部下総守之覆轍を御踏ミ被為在候と申ものニ而、甚以不宜、猶亦長州并浮浪之徒之根を絶て葉を枯し候様之御所置ニ而は、天下億兆之人民、皆長州浮浪之徒

と相成候は必然之勢と奉存候、誓而此筋之御所置御施行不被為在候様呉々奉懇願候、偕夫ニ付御為筋ニも相成可申儀、宿病中なから彼是愚意を運し候処、迎も万一も奉補益候程之良策は無之候得共、方今急務は名分を正し仁徳を施し候より外は有之間敷、其名分と申候は君臣之分に御座候、 東照宮ニは天下御一統之御鴻業被為立候程之御威徳、且時勢も只今と相違候事故、右は暫擬置、当今

朝廷を御尊奉被成候儀ニ付、更ニ御尊崇を被為尽、君たる者斯く可奉仕ものと申所を海内江御示し被為在候は、大政は何れ関東江御委任ニ無之候而は不相成儀ニも可有之候間、自然

朝廷よりも関東を格別御依頼可被遊は必定之義、右之通相成候は、於諸藩も又幕府を慕ひ候ハねはならぬと申様相成可申、いつれ夫ニ付而は、今一段諸有司之賢不肖も能々御洞察被為在、猶忌褒貶精思黜陟其宜を得、既ニ其職ニ被任候上は毫髪も御猜忌無之、所謂任而不疑と申様ニ被為在、右職掌を尽し候様御仕

向有之、其上転退等毎度ニ及候時は、闔主庸君之通弊ニ不異御耗政之基ニ候得は、其辺は申上候迄も無之候得共、深思遠慮被為在候様ニ奉存候、借又仁徳を施すと申儀は此度長州之御所置ニ而、幕府ニ而は朝廷之、思召并下情も壅蔽仕候事と奉存候、大膳父子并五卿江戸表江御呼寄、家来召連候儀も両三人之外不相成と申様敬承仕候、是は余程天下之人心ニ相触可申

朝廷ニ而も親王方・撰家方罪伏は不容易様ニ御聞込之趣ニ候得共、推考仕候処、中々以此度関東より被命候御所置ニ比候而は御寛裕之御模様、諸藩杯は尚更之儀と奉存候、唯幕府を御残酷之様ニ幕府を可奉慕様無之と申人氣ニ相成可申、浮浪之徒可悪は申迄も無之候得共、降参いたし居候を残酷ニ刑戮を御加被為在候而は、是又天下之人心不服之基ニ而幕府之御為不宜と奉存候、長州之儀は元来京都表之義ニ御座候得は、御所置柄大体御見込之処被仰合、公平至当之御取扱被仰付候ハ、諸藩格別ニ感服可仕、之れ

方今第一之急務と奉存候、夷狄江之御仕向御寛大ニ過候より事生候間、今俄ニ攘夷鎖港と申場ニは難被為至候間、物価下落之御世話等有之、横浜御鎖ニ被遊度被思召之処、下々迄承知いたし候様相成候ハ、人心安堵可仕候、今般両閣老上京之節、歩兵隊は胡服ニ而御座候由、西洋迎も渠之所長を御採用と申儀ニ御座候ハ、無御余儀候得共、元来開鎖之事より紛乱を醸成候間、胡服ニ而列装は如何可有之哉、只御武威を御示之姿故

朝廷を始親王方・撰家方より御諭被為在候時は、殆ど暴徒之類ニ均き様ニ而、折角御依頼ニ可相成筋も齟齬仕、自然下賤之者まで不奉信用、君臣之名分相立不服を申唱可申候、長州并浮浪之徒之御所置も如斯義ニ而は、御仁徳も不相頭候事ニ而都而御配慮相増候而已、御功は不被為立候御儀と奉存候間、右両条を御基本と被成候ハ、御挽回可被成と奉存候、今般、御上洛之儀、京都よりは切迫ニ御促之趣、彼是曲折も可有御座候得共、被為隨

朝命、御上洛は有之度候、此度社実々

公武御合体御場合被為在候ハ、弥以御都合之義と
奉存候、御入費も多且打絶、御上洛不被為在候処、
当

大樹公両度迄、御上洛、殊ニ大津御船坏と申義は恐

多儀ニ御座候得共、斯迄御苦慮且は御壮年之御儀、
迎も之事ニ今度、御上洛被為在候ハ、是迄両度も

御曠意と相成可申候間、呉々も方今之時勢御熟慮ニ
而苟且之御儀無之様奉願度御座候、以上、

五月

藤堂和泉守

一一
京師風説

閏五月五日頃、俄ニ大坂表江浮浪之徒潜入いたし候付、
早速新撰組より出張、京橋辺ニ而京都江入込候人々を
相改候旨、右ニ付伏見江之通行相止、三四日は諸事御
用之外は往来差支候趣ニ御座候、

大坂ニ而新撰組召捕、藤井藍典

右之者白状ニ候哉、左之者京都江潜入之由、

長州脱藩

村井逸馬

右同

石津茂一郎

筑前脱藩古藤平蔵事

当時変名

小笠三郎兵衛

津和野藩

峯 郡之助

長州

沢林六郎悴

同

赤松武人

久留米脱藩

杉浦五郎

閏五月十三日晝寅刻頃、町奉行江召捕之者

聖護院宮雜掌
三井寺用部屋兼

河瀬太宰

右之者御召捕之積ニ有之候処、京地聖護院宮雜掌佐々
木播磨方江罷通候旨ニ而膳所御固場相通候付、会津様
より御人数百人程聖護院を取巻候処、其以前同所逃去、
江州辺江参り、途中山中越と申処ニ而御双方様御組ニ
而召捕、直ニ町奉行江御引渡相成申候、膳所
御着城之節、大分之催有之哉之趣御座候処事露頭ニ及
ひ奉恐悦候、膳所藩ニ而同意之者有之候哉、十三人程

入牢申付有之候由云々、

高松殿内

土州 巢内式部

白川殿内

西条 矢野茂太郎

右同 近藤治助

町医 右同 宮田良三

越中 後藤造酒

西四辻殿内

芸州

堀尾直人

伊藤要人

桑屋元次郎

同

江州坂本刃ニ而

荒木庄一方ニ潜伏之由

右者昨年事変之節

御所江乱入いたし候者之由、

面体ニ刀痕有之旨^{町奉行}佐々木

文配組頭

様・速水様御出張相成候へともいづれへ欵逃去、

野村貢馬

米屋七兵衛

後藤美濃

鯉沼伊織

柏崎平蔵

芸州脱藩

宮田斉宮

大越伊与之助

右水戸御旅館本国寺江潜伏之由ニ付、会津様より去ル

十四日、手代木直右衛門為懸合罷出御差出相成候様被

申述候処、御同所ニ而揚屋入相成候由、

一会津様より今廿一日、左之通御達有之、何分水戸様

御手切ニは御行届被成兼候付、御警衛向江御達之由、

水戸殿家来

去月廿七日頃立去

当月十三日夜立去

川辺春太郎

鯉沼伊織

去月十日頃立去、同廿八日頃大坂

堂島刃ニ而見懸、其後行衛不相知

鈴木小重郎

小沼茂左衛門

石沢幾太郎

井坂弥三郎

常州潮来村百姓

去月十三日立去

平造

右之通

一三

乙丑五月頃京師風説

御上洛之儀御唱は御上坂或は長防御進発と相伝候得共、
詰る処

朝命御遵奉之御事ニ付、先以被安

觀慮候処、亦々一兩日之風聞相立候儀は、御軍艦ニ無
之両街之内御通行、尤大津・伏見江之御道割ニ相成、
直ニ御上坂之上ニ而追而御上洛可被遊との御事ニ而、
御軍艦なれハ御上坂は御当然ニ候得共、御陸行にては
御上洛有御座度との事件、一橋殿・会津侯ニは弥御懸
念にて、去月廿八日御参 内有之、教刻之間

朝議も被為在候而、夜陰ニ至り御退出之由、

本文ニ付、密説ニは、今般は於關東北条之例ニ效ひ、
諸般御建論被為定候而之上、 御上洛ニ付、先一旦
は 御着坂ニ而、追而

御入京之上は、事六ヶ敷かるへき儀と国事掛堂上方
深く懸念被致、自然御臆し之方も有之哉之由、右は
全く諸藩之内入説之障碍有之故と申事ニ御座候、
御上洛之事数辺之御往復ニより御治定之処、亦々右
様離間之流言且入説ニ而諸卿疑惑を生し、まさか右

辺之事ニ不至とも、当時之有職方ニは吟月等之儀も
難計と、憂慮之面々も有之哉之由、尤右ニ付而は、
兵庫開港之一挙も所詮

朝議御持張、御拒絶之所ニ而は至間敷哉之由、

一長防江御進発之儀は、名義ニおゐて不相当との説、
薩より議論、因備始諸般江會議有之、聊人心動揺之
萌を生し候由小倉とも、又外藩共、諸藩之内より幕府江内告之
一件

御所江も達 御聽御糺之由、

本文ニ附会之一説ニ候哉、密々承込候は、今般御
進発之事は不被好候得共、外国より幕府江言上ニ
は、長州両度外国との戦争之起は

朝命・幕令を奉し候事ニ而、私意ニは無之趣申立
候間、真偽いふかしく、事実におゐて真なれハ日
本政府外国江対し不信、偽なれハ長藩ニおゐて外
國を欺候罪難捨置、日本政府ニ於ても御征伐可有
御座儀と及応接候ニ付、無御抛事ニ而御進発可有
之抔との儀

御所向ニ而密評御座候由、

一会藩之悪評春來は段々相止候処、亦々頃日何地江欵張紙有之、其文意大略之処、会藩種々暴行も有之候処、其後赤心ニ立戻候付、死罪一等をゆるし可申候間、向後は弥以正義忠節を可竭云々と申事之由、風説有之候得共、書面不得採候事ニ御座候、

但本文ニ付、去年來新撰組を以浪華金談周旋之事有之、悪説を再発為致事歎之趣、相聞得申候、

一四

乙丑五月毛利大膳國中布告之書同藩より内々大村藩人之手ニ入候由

今般国内紛擾、生民之患苦本ノマ不申能、数多之士卒討死手負等有之、傷悼之至ニ候、殊ニ国家累卵之危ニ迫り、最早維持之困運無覚束、誠ニ以令苦心、其根元は我等從來

天朝・幕府江忠節信義之意、輕重厚薄を誤候哉、存人も可有之、尚亦近來有司之登庸其人を得ざるニ依て刑賞を失ひ、言路壅塞、下情沈鬱候而自然之措置理ニ当

らず、国難を醸成候事件不暇枚挙、縮る処我等不徳不

明より起れる事ニ付、今更臍を噬共不及事ニ候、仍而罪仰徳公其外之先君ニ謝し、將來を慎ミ誓を獻し、今日より更ニ意得を以国は確定、黜陟を慎、壅塞を去り、言路をひらき、刑賞を明等之件々、大公至志之存慮相貫度候、猶家來中我等之志を体し神明ニ誓ひ、人々一和せしめ於遂奉公は可為本懐候也、

五月

本文之通國中布告、兩國一致いたし候由、風聞有之候、

一五

將軍家御供之医官大野某より六月十日京師仕出之書状

前略、京師も雨天勝ニ而、登之節太田川出水、尾州領江水切込、近江路も日々雨、膳所城御旅館俄ニ御道替ニ而大混雜いたし候、本多家老京江被召出、揚屋入被仰付候、扱長州之藩多人數膳所城内ニ立入居、火薬之結構と申事ニ候、京・伏見・大坂ニも右徒多

くとの風聞、膳所ニ而長藩拾五人被召捕候由、偕御上洛之儀、先以 奏聞無之由ニ而不都合之事ニ候、長州征伐之咄一切誰もいたし不申、御先手は広島迄詰候由、手始は承らす、長防更ニ気色平日ニかはらすと申候、

一 公方様ニは、上とも大坂・伏見共姫路共不相分、御供方は右故不都合之事のミ多、我々ニは尚更之事ニ候、此様子ニ而は急之事とも不被思、其上種々取沙汰有之、長州一条如何成行もの候哉不相聞、いつれ永引き可申、其心得ニ而家中取締肝要ニ候、後略、

六月十日

一六 六月九日閨老より達

松平陸奥守

其方儀、御上洛之節、上京且 御留守御警衛相勤、其後領内為取締帰国之処、猶亦此度 御進発被遊候ニ付、病氣之処押而速ニ出府、格段之儀ニ付達上聞候、度々之旅行、殊ニ病氣之処押而出府いたし、

一段之儀別而太儀ニ被思召候旨、御旅中より被仰越候付、此談相達候、

一七 六月九日徳川元千代殿より使者口上振

玄同殿依

勅、去月廿四日被致参 内候処、被拜龍顔忝被存候旨、以使者 被仰聞之、

一八 六月十二日藤堂侯より

公方様 御進発、近々御上坂可被為 在候付、為伺御機嫌、和泉守名代大学頭出坂之儀申上置候処、中暑其上昨年も相惱候麻痺少々相加、何分難罷出、依之快方次第早速罷出度奉存候得共、急速出坂之程も無覚束候付、先不取敢一門家老藤堂仁右衛門差出申候旨申越候、此段申上候、以上、

月日

内 鈴木文左衛門

一九 大津駅矢島孝五郎より来書之別紙

膳所家中

番頭 保田秀之輔

重根 矢柄

戸田 平十郎

羽賀 記

軍学師範 関 半助

阿閉権之進

森喜右衛門

高橋 作弥

永田 鞆負

渡辺直次郎

榑原鐘次郎

会津侯より廻り候書付

家来

村田 精一

沢崎信次郎

榑原 専蔵

右出奔之趣、膳所侯より届有之、

膳所脱藩

村田 精一

三井寺役人

河瀬 太宰

大津 同心

上原 洞蔵

膳所家来

新撰組ニ而召捕 柴田 亘

一膳所脱藩三十六人之内、拾四人召捕、

一〇

海外新聞

横浜ニおゐて彦蔵訳

慶応紀元乙丑閏五月廿六日英の飛脚船入港により

左の新聞を得たり、

フランス国の部

英の五月廿六日、先達而国王ヨウロッパの諸方へ遊楽
廻りせし所、此頃恙なく帰りし、○同月廿六日パトリー
なる新聞に、フランス政府より伝聞く所、アメリカの
内乱太抵穩なりしに依り、閑暇を得たる軍卒多勢群集
なし、メキシコ国江押寄、大頭領江援兵いたすへき模
様なり、○然処今油断いたしなは、兼て此方より遣し
ある処の国王危からんと、上評定所より下万民にいた

る迄種々心をくたき、寢食を安んじ得ざる故、軍艦奉行デーデーレットは彼国江大軍艦を指向け、亜勢を防禦せんと心組居よし噂あり、或は右奉行は西インド江交代の為に帆出するならんともいふ、○パレーヌフランスの新聞には、右様の取沙汰は実に虚説を唱る都府

ものなりと記載ありしか、アメリカの風説并密書を閱るに、もし亜国の浮浪の者共メキシコの大頭領方へ加勢いたしなは、右の奉行総軍艦を卒ひて亜勢へ敵せんこと必然たりとの風評なり但メキシコは大頭領と国王との二はるく即位し國中の幹たる者なり、国王とは先年フランスに切麻かされて後、仏の王よりメキシコ江遣し置処の王をいふ也

○五月廿四日ムネトウなる新聞の記載を見るに、合衆国の内乱創りしより、亜国双方の軍艦仏の諸港江入なは、漸く日本十二時の外碇泊を可鎖様先達而ふれ置しに、近頃亜国治平せし後、更に元のことく宿泊をゆるすへき趣ふれ出したり但一般の憤ひとして、何国にか戦争ある国の軍艦入港なすは、只一、泊の外宿泊を禁するを法とす

アメリカ国の部

南部將軍ジョンストン北部の將軍シャリメンと応接な

せし時、シャリメン、ジョンストン江向て申けるは、

先達而は汝か士卒并武具等総て奪取へき旨申贈候処、

我政府に於て此儀甚宜しからず、依て尚一戦に及び速

に雌雄を決せん、將た此方より申ケ条にて降参いたさ

ん哉と問けれハ、ジョンストンを始として一座に連な

る大将ブレケンレジー・ボレカール・ハーリー及び小

役士卒等都合二万七千人、いづれも猛威におそれ、言

詞を揃て降参したりける、然るにジョンストンの次役

フムプトン一人は大に憤を發し、何そ汝こときに従ふ

へきやと言けれハ、ジョンストンは速に小筒を以て撃

留たり又一説に南部大頭領とも、何國へか逃去りしと ○南部役人テラーは北

部役人ケンベール江降り、大将コーベースメットはアカ

ワにおゐて降り、軍艦掛老中はヘンセコークにて北

將軍ゲブシンに降服す、南キャナダーの奉行は捕とな

りワシントン江送らる、其他両三將を取逃したるのみ、

余は太抵なひき属せざる者なし、○北將軍ハレックよ

り南部一統の諸役并商人とも江早速に誓状可致、もし

○ワシントン政府よりキャナダのミニストルに、先達て大統領を殺害せしものゝ残党を不洩召捕可申様、其地の政府より申達らるへき趣申送りたり、○五月九日ニューヨークアメリカの大港なりの新聞に、過日よりメキシコの役人当港に滞留なし、多勢の軍卒を聚んと種々心を尽し、もし我国江被雇援兵いたす者あらは、一人に付当坐の手当としてドル千枚并地面五百八十五万六千四百十歩を与ふへし但士卒の分なり、但し役掛の者は其役向の次第によりて右に準し相応の手当を与ふへき旨触伝置候処、只今にては其法を仰き諸方より馳参る者夥し、

○同月十七日ニューヨークの新聞に、同月十日未明の頃、北部將軍ウエリシユンの騎兵隊、南部の大頭領并家族・老中其外付属の者等を見掛、二隊に別れて左右より討てかゝり、暫時にして大に勝利を得、終に一人も洩さず撃取たり、其頃はいまた行闊くして敵方分ちかたき故、北部かた不図も同士打五人あり即死三人、手負二人、

○南キャライナ内グリーンポローフの書状にハ、北部大將スコーフヒ、是迄此地に於て置たる黒人とも以後何

処江参り候とも不苦趣を触出せしかは、黒人とも無頼の振舞日々増長し、折節哲人と喧嘩をなし、手負即死等も不少の由噂あり、○北部陸軍掛の老中より、ウシヨーク地名にスメットといふ者あり、右の者を召捕訴人いたす者あらハ褒美として洋銀二万五千ドル可遣もの也とふれ出したるとかや、○此頃フランスより新ミニストル名役ワシントン江交代の為着せし、○時務宰相の手疵太抵全快せし処、下頤の辺り疵痕のこりしゆへ、細工物を以て常に之を覆ふ、嫡子も追日快方なり、

○北部キャラナイの町奉行ワンスといふ者、ワシントンの命に依て生捕らる、南部陸軍掛の若年寄も己か住家にて被召捕、直ニ軍艦中江被引渡、

メキシコ国の部

国王の政府より、もし当地江他勢入込、大頭領ユリヤス方江援兵致す者あらは、急度嚴罰たるへき旨触出したり、○スウーリン地名の風聞にハ、大頭領付の將軍ネヂレット、千五百人の勢を卒ひて去月廿九日マヒダムラ江押寄、地役人江向て右の市中貰受度よし応接にお

よひし所、役人とも其意に不従して、終に兵端を開きしか、勝敗の次第は不分明なりと言伝けり、今十日ネヂレットの勢何国へ欵引取たり、

フランタ国の部

五月十七日、上評定所に於て在勤の者多く集会なし、先達而国王の母逝去ニ付、重役人より悔状を遣すへき評議にて其日は終りけり、○茶、此品少しく景気よろし、併入札之外いまた売買ともになし、○煙草は前を通、○綿、此品は印度の産物、大に景気宜し、直段も登りたり、日本産も追々景気宜し、

イギリス国の部

ロントン府に於て芝居の家数二十五軒、其内客人四万一千一百人并大よせ四十一軒、クワイストバルス一海外の、大見せ物、○此度イギリスよりアメリカ江伝信機を渡さん為、五本柱の大船江伝信線を積ミし工合を見んか為、太子みつから右の大船に乗りしと、○支那の黒茶少しく景気宜し、併買人少し、青茶は随分アメリカ江向く為に買人ありし、○絹糸、日本と支那の糸極上は

甚少なし、併相場の儀は前之新聞より少く景気宜し、○綿も少しく景気宜し、

ホルトガルの部

英の五月十二日晝六時、三度統て地震あり、処々の鐘自鳴せるほど震動せりといふ、

カストレー国の部

此国より、遠からず日本江使節を申し、定約取結度様申伝ふ、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

丑六月廿七日

南部弥八郎

◇第一三八号 丑七月廿七日報告〔維新前後諸書付59〕

(付巻)「第三百九号」

一 丑七月松山侯世子より御届

御在城中堺表江人数差出、彼地御取締向一際嚴重相心

得可申旨被仰出候間、若怪敷者有之候は見掛次第無用捨召捕可申旨、委細之儀は大目付・御目付可談旨、去ル朔日松前伊豆守様より御達御座候旨大坂表より申越候、此段御届申上候、以上、

七月十三日
松平式部大輔家来
梯渡

二 右同時石川侯より

先般御届申上候城州八幡并楠葉村閨門御警衛被成御免、阿部主計頭江就被仰付候、同人人教着揃之上交代可仕旨、京都所司代松平越中守より同所屋敷詰家来之者江以御書付被相達候処、先月廿九日猶又被召呼候付罷出候処、阿部主計頭右御警衛被成御免、稲葉民部大輔江被仰付候旨以書付被相達候段、在所家来共より申越候、此段御届申上候、以上、

七月十三日
石川保之助

三 松平飛驒侯より

松平飛驒守儀、去月廿一日於大坂表松前伊豆守様江本

家中納言家来之者被召呼、御進発中京都三ヶ月詰御守衛一手ニ可被仰付候筈之処、中納言儀病氣為保養帰国之儀願之通就被仰付候、為代飛驒守今暫之内致在京御警衛相勤候様、於大坂表被仰渡候段申越候、此段御届申上候、以上、

七月十五日
家来
内藤勝右衛門

四 一 丑七月十二日膳所侯より閨老江

(四の1)
去月廿三日、於大坂表阿部豊後守様江別紙之通申上候段申越候付、此段申上候、以上、

七月十二日
家来
福田雄八郎

(四の2)
別紙

主膳正家来之内別紙名前之者共、浮浪ニ泥ミ候趣相聞候ニ付禁錮申付、追々取調罷在候、然処今度大津尾花川住川瀬太宰と申者御召捕ニ相成候由、同人は素在所出生之者ニ而、近頃異説を唱居候趣ニ御座候処、前書

禁錮申付置候家来共連及仕候者御座候而は奉恐入候ニ付、此上御模様ニ寄其筋御奉行所江御指図次第差出御吟味御座候様仕度段、在所家老共申越候、以上、

六月廿二日
——家来^{マ、マ、マ}
中神齊之助

（四の三）

禁錮申付候名前

保田信解 阿閉権之丞 田河藤之進 牧島鏡之助
森喜右衛門 高橋雄八郎 高橋作也 関 元吉
深柄俊助 渡辺京助 増田仁右衛門

右之者共浮説ニ泥ミ、川瀬太宰江連及之筋も無御座候哉、当時吟味中之者共ニ御座候、以上、

六月廿二日
——
右 同人

一五
丑六月十三日仕出浪華書状之内

前略、偕 上様ニも種々風説唱候得とも、どふか再度御上京ニも相成候様噂仕候、京坂之内ニ而御年越杯と風説も御座候、

一松前伊豆守様近日芸州江御下之由、御内意は御座候由ニ候得共、いまた表立不被仰出候、
一一橋公御下坂ニ付去ル方之噂ニ而は、先京地穩之方、然共京地に御出ニ而はどふも不宣との噂ニ御座候、
一当地着之分左之通、

薩州
御名様御弟
御一門

惣人数五六百人
島津備後

御家老

島津伊勢

御番頭

喜入多門

御側役ニ而
御留守居兼務

内田仲之助

御留守居

吉井幸助

右着坂之上上京ニ相成候、

因州御家老

惣人数三百人程滞坂
荒尾千葉之介

備前右同

少人数之由

池田隼人

柳川右同

惣人数百五六十人

由布安芸

右之外筑前・芸州・肥後は留守居計上坂之由、

以下略、

六月十三日

七月九日附浪花状紀藩

当地は存外静謐ニ而御座候、併 中納言様・玄同様・一橋様日々御登城、御用部屋ニ而御用談有之、会津侯も右同様、此程より一橋様・会津侯度々上京被成候事、既ニ去ル六日ニも又々一橋公御上京、然し長州之方は不遠相片付可申と奉存候、夫と申は、去月廿三日吉川監物・毛利淡路御尋之旨有之候間、此節早々上坂いたし候様被仰遣候処、其御使と行違ひ位ニ、船にて兩人共此表芸州蔵屋敷迄罷越居候得共、日数速過候付暫く扣居候由、右ニ付不遠御所置も相付可申と奉存候、

一 土州侯も此程御暇ニ而国許江御引取相成候、

一 伯耆守様ニは如何成御用ニ候哉不相分候得共、去ル

四日江戸江御用之儀被仰付、同六日此表出立被致候

事、

一 当时は尾州様・一橋様御家来ニ至迄、だん袋ニ筒袖・

陣羽織ニ御座候、此御方ニ而は御側向たん袋様之も

の一切不相成、君上ニは猶更ニ御座候、後略、

丑七月着大坂表より来書

先頃一橋公為 御名代御上京相成、尤阿部閣老御付

添也、今度吉川并清末を浪華江被召、去年京師變動

禁闕ニ炮発奉惱

^(渡)慶襟候事、全草莽浪士并藩中暴論過激之所為とは乍

申、嫡子長門軍勢を引連室津迄致出張候前後之始末、

大膽は勿論末家并吉川等は如何致し居候哉、甚不審

之事件なる趣とも御詰問ニ相成、渠等申訳無之、実

ニ恐入伏罪之誠情を顕し候は、古来名族之家柄、出

格之御取分を以、先寛大之御処置可被仰付との旨

奏聞ニ相成候由、

一尾老公ニは防長は寛大之御所置相成度と之思召之処、
玄同公ニは何所迄も御征伐との思召ニ而御議論不合、
おのつから藩内も其党を成候と之風説、

一宇都宮侯滅地之事、

朝議ニ而御返相成様 御沙汰ニ付、一橋公専ら御周
旋との事、尤山陵之功を 思召ての御事と相見申候、

一 一橋公御隠謀有之様ニ積年之疑惑有之候処、此度御
一人ニ而

公武之際御周旋有之、幕府ニ而も全御専任ニ而幕府
御疑念毛頭無之由、乍併旗下之士人抔は矢張旧論を
取居候族も有之由、

一土州侯上坂、浪華警衛之処、此節御免ニ相成、不殘
引取相成候訳は、激徒変を生し候半も難計候故、右
之備と相見申候、

一榑原家に兵庫、高松侯西之宮辺固被仰付候、是吉川・
清末若多勢召連、激徒其中ニ有之候半欵と之御用心
と申事ニ候、

一 大樹公京都ニ而は御違

勅之様一旦申上候得共、浪花ニ被為在候而より一々
被逐

奏聞候故、大ニ風聞も宜御座候、

一 浪華御滞在ニ而御金支、糧米も漸に続候由、又旗本

衆余程困究、市中は極々之迷惑と相見得申候、

一 此節は和睦之周旋ニ而内輪は最早成就いたし居候抔、
専風評いたし居候、以下略、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

丑七月廿七日

南部弥八郎

◇第一三九号 丑八月報告〔維新前後諸書付60〕

〔付巻〕「第二百四十七号」

一 京師状 八月初旬江戸江着せし欵、其
記者及出所更に弁知しかたし
(一の一)
中国之形勢所見をしるす

五月中旬備前藤井駅到着ニ而、闕下暨ひ関以東之形勢ニ付、周旋局江面会せん事を書通ニ及ぶ処、成田太郎兵衛上 京懸立寄可申旨返辞あり、其時勢に深切ならざるや是のことし、予只慕ふ所は少将侯にあるのミ、然りといえとも所謂其臣を見て其君を知るにて、其君賢也といへとも其臣の撰はれて其職に在る者賢ならざれハ、亦是を奈何ともするなき耳、追々太郎兵衛江面会応対せしに其事情に濶なるを見るに足る、又江見陽之進江託し少将侯江建白書を呈す、往復之書通にいたり、愈以国之虚実を知るに足る、斯のことくなれハ、則たとへ少将侯の將に大有為之志を英断せんと欲すとも、臣下必愕然として命を奉する事能ハし、且下情も亦頗る輕薄虚喝の弊あり、故は征備之説或は長州と合縦之説、又武備を嚴にして幕府に抗するの説等、天下に紛々たり、志士此説を恃む者あり、長州といえとも窃に恃むの意あり、嗟呼、皆非也矣、此等之説、備の三民間に流布し出す事也、之を下情の輕薄と謂ハざるへけんや、昔時浮田氏之備前に抛るや屢翻覆し、情実

定まらず、勢に趨りて不可恃、往々天下多事ならハ備前の風土或は旧習に帰せん欵、予去て備中に入り、王島に巖し、同月下旬防州上関着る所、夜中上陸之処、兵備ありといえとも応接にて異事なし、翌朝諸藩士来会、二州の形勢を聴くに、先づ挽回にて志士要路にのほり、三大夫以下子弟を以て夫々相違なく家督を継しむ、政事悉く恢復也、然るに奸臣之余党所置之儀、政府之勇断なし、且疲弊の説を主張し脱客へ礼遇のうすき処あり、仍て不平を抱く者多し、皆以為く、我輩奮前戦勞をなし、当藩士をして当路するを得せしめたり、然るを狡兎死て良狗煮る(走狗烹)に近くては不安、且志士当路して奸臣の決罰何ぞ遲疑するあらんや、是のことくにして大義之宿志不可得伸と心緒紛々隊伍を脱出し、各適散居する者あり、予深く之を憂へ、他日山口政事堂にて前田彦太郎・広沢藤右衛門江論す、堂々たる二州を以て豈烏合の浮浪生を恃んや、然りといへとも人心の得失ハ大事之成敗に係る、今や六十州之人心を二州江掃蕩せしめ、

皇威恢復の基を開き、以て君侯の誠忠を貫徹せずんハ有へからず、然に今既に帰する所の人心を離れしむる様の事ニ而は大業如何可有之哉、然れハ必しも金銀を夫れ君父を離れ来る者の付与するの多少にあらすして、礼遇之輕重にあるへしとおもふなりと前原等答ふるに、尤至極の事也といふを以てす、乃ち更に一閱を修覆し、他藩士の居処と定め間原右衛門兵衛を扱役とす、毛利侯御父子とも亦既に或は対面之上厚く既往之勞を謝し、且曰く、再討切迫之趣当家之存亡此時に在り、尚亦

皇國之爲に合力あらハ幸也と、諸士感喜して退く趣也、抑予政府に於て第一和戦の国論を問ふ、答に云、今日に当り唯必戦之二字にある而已と、其後数日滞留種々愚意を述、愈国論之必戦に確定するを覚ふ、然るに決而兵軍を封疆外江暴発せず、唯国内の要所くを固めて乱入の敵を討取趣意也、閏月初旬末藩侯吉川氏に至迄山口に会し、軍議多忙之体也、然に千一國論動揺すとも諸隊之三四人は近来退屈にて無事を苦しミ、切(扼)齒抗腕再討兵を待兼るの勢なれハ決戦必然なり、恐ら

くは此手より激発にて鋒先を輕用し、敗を取んことを、仍てしはく政府へ贅言し、唯二州持久を專一とす、政府亦勿論深配慮し、古来の覆轍を踏まぬ覚悟なり、閏月十二日山口を發し、十四日富海より出帆、廿日讃州丸龜城下着、高松侯領内を取締る事頗る敵也、廿四日播州志賀間着、廿五日上陸、屢廻兵に遇ふ、高砂に宿す、廻兵来改む、公然談判し去らしむ、浪華迄処々関門敵也といへとも、区々たる番兵顧慮するに足る者なし、同三十日

闕下に帰着、

右時勢之概見に随ひ、粗漏之浅意を贅するのミ、

(一〇二)
一 丑六月京坂動靜形勢之假書記し候間、間違も可有之

御察説

閩老方最初御見込之処は、此度 大樹公御動座御上坂ニ相成候得は、中西四之群侯方何れも征長之御供願出候は必然之勢、若願出不申候節は 幕府御一手并御親藩之者を以防長を攻滅候儀は、御手易事と被思召候由、

然る処此度橋・会両侯御下坂之上、長防形勢諸藩之情
実、且此一挙は天下人心之向背ニ相係り、甚大切之御
場合故、万事御寛宥之御所置ニ相成度段詳に被仰述候
処、御老中方御所存之処は長家一旦雖及伏罪、此度は
別段之罪状有之事故、是非御再征不相成候而は、関東
之御威光にも相係可申旨強而御申張之由、橋・会侯仰
ニは、左候得は昨年以來尾老公之御尽力且薩・筑等之
周旋ニ依而伏罪ニ及、且列藩より意見建白之次第も有
之事故、是非御進発之御主意を被成御主張候は、尾老
公其外西中四之諸侯方御呼寄せ、若病氣指合等にて上
坂不能節は、随分天下大事弁解之出来候重役之人物相
撰、上坂為仕候様被仰出、其上いつれなりとも筋合之
可然方に御運ニ相成候而社

のミならず、
皇国之安危ニ関係いたし候大事件故、決而御輕卒之御
儀無之様、是非列藩会合大御評儀之上、公平之御運ニ
相成候方可然と御手強被成御論判候処、関老方ニも始
而討長之不容易事共被成御合点、始とは御見込相違い
たし、愈御屈服之姿ニ相成、橋府公之御論ニ御一定ニ
相成候、御所置濟之儀は当八月頃之御見込之由ニ候得
共、迎も急ニは片付申間敷、当冬迄も御手間取ト申風
評之事、
一此度長防御寛広之御所置候得は、惣督之儀は尾州前公
ニは昨年以來長防之情実も明ニ御承知之上、諸藩之人
望も歸し居候ゆへ、此侯ニ御專談ニ相成候方御相当之
儀、此度他人ニ被仰付候而は尾老公昨年以來御尽力之
御廉も空敷相成、且互ニ情実不分明ニ御座候而は不都
合之儀も出来仕も難計事故、是非老公ニ限り可申と強
而被仰述候処、此儀は関老方御不承知之由、
一右関老方ニは余人ニ被仰付候思召故、一橋公強而御論
之由ニ内評なり相考候処、此度御奏 聞濟之処ニ而は

毛利家末藩并本藩御家老兩人御呼登せ、御礼明之上御所置ニ可相成ト有之、然ルに橋府公御見込之通御寛有ト申廉は蛮夷江密商いたし候確証も有之候ト申、御違物ニ再御礼明ニ出候処、一橋侯御議論之通先御寛広之御沙汰ト相見申候、御寛大之御運ニ相成候得は、別段ニ群侯上坂御評儀と申事ニは及間敷被考候事、

一 犬山候昨年征長以來関東より御嫌疑之処、此度橋府公御弁解ニよつて漸く御水解ニ相成候由、

一 先頃肥後御留守居・因幡御留守居安達氏、阿部豊州侯御旅亭江御召出、長防御所置見込御尋候処、安達氏言上ニは、長家之儀も昨年

關下暴動以來可討罪も有之候、此度御進発之儀は御尤ニ奉存候得共、得と天下之情実を考望仕候ニ、只今迄乍恐

幕府ニ被為置候而も癸丑以來御違

勅之廉も被為在候様ニも奉伺、且待夷之御所置御失体之御儀も不少、夫より挙国衰弊暴激之徒終ニ不堪憤怒処より、自然如是之形勢ニ押移候様奉存候、然るに只

管長家而已御敵讎ニ相成候御所置振ニ相見、人心叛離御命令をも不用様之事情ニ成行候も難計、且毛利家之儀は數百年來之旧家ニ而恩顧之旧臣も不少、其上国富兵強、下民も懷居候由候得は、當時ニは滅亡いたす間敷、數年ニ及候得は内外之事変切迫被致も難計候間、何卒此度は天下之人望不被失候様ニ御寛大之御所置ニ相成候方可然旨申上之処、豊州侯尤ニ被思召候由、

一 跡ニ而此度毛利家變動之儀は、昨年より引続之事故、此節御惣督ハ他人ニ被 仰付候而は互ニ情実も通兼候故、御惣督は尾老公、閨老は淀侯御呼出御委任ニ相成候ハ、万事御都合宜敷ト言上之処、老公御呼出と申儀は甚御六ヶ敷被 仰候由、

相考候処、此度毛利家御末藩御家老御呼出御礼明之節互ニ情実不分、頻りに彼を悪処より猥りに詰掛候而は、其間ニ手強申立候而は其刃之処より甚六ヶ敷事情押移可申、夫故橋府公始尾老公御再用之儀被仰述候欵ト被考申候、然るに此事ニ限り閨老御不承知之儀何共愚按ニ而は相分り不申候、

一 毛利家御末藩清末侯及び吉川并本藩之大夫兩人、大坂江御呼登、右は芸州御家老御附添上坂、万事右取扱向も御專任之由、先頃在坂之御家老御留守居御呼出被仰渡御請申上、御家老一昨日下国ニ相成候、尤分限相応之供人数召連上坂可致旨御沙汰、右は無異儀上坂相成候哉、毛利家之臣下之情体甚被思しなり、

一 在ル藩之探索方肥後御留守居江征長先鋒御願之御主意詰問之処、答ニ、右は関東在府有司共より国許ニ而は定而昨年之通相心得可居儀とは存居候得とも、若手後れに相成候而は主人も甚残念ニ奉存候間、如何相心得可申哉と申出候処、昨年之通可相心得旨御沙汰御座候由、然るに愈於毛利家

天幕奉輕蔑候所置有之候ハ、何ぞ弊藩ニ限可申訳は無御座、何レも御同様之御儀、乍然此度之御所置は御尤之御儀とも不奉存、たとへ弊藩ニ而如何御尤ニ奉存候共、御類藩にて御不平之御儀、且掛而大事件を御類藩ニ可応之御談も不申上、断然と主張いたし候所存は毛頭無之、実以世上之評判は国論とは相違いたし、赤

面之次第ト被相晰候、右は全く諸藩之嫌疑を弁解任候而已と被存候事、

六月廿六日

右之通承申候間、此段申上候、以上、

丑八月

◇第一四〇号 丑八月報告〔維新前後諸書付61〕

〔付箋〕「第二百五十七号」

一 越中富山壳栗人常願寺屋源兵衛長防江為商壳罷越居、丑五月十六日長州岩国出立、飛船ニ而一夜ニ芸州広島江罷越、同廿一日同国出立、当十三日帰着いたし、十五日朝五ツ時より九半時迄面談ニ及び、委細長防之模様聞書

長州之世子君は御生質英明にして勇氣凜々たる御方ニ御座候、本来此御方は御実子ニ而は無御座、御末家毛

利^(アキ)□□之御三男ニ有之候処、御本家御子無之ニ付御養子ニ被為成候、此長門守様之御実兄、^(アキ)□□之御二男、是は先年福原越後之方御養子ニ相成居、則今之福原越後は此人にして、実長門守様之御兄なり、

一癸丑・甲寅以来天下之變動相萌し候より、長公ニおゐて国体之強からん事を欲し給ひ、御家中本員之外二十四隊之組々を被取立、兵を四方に募り相成、先大略一隊ニは百五十人・二百人・三百人程も有之、其名目之一二は奇兵隊・金剛隊・放撃隊杯、其兵士は因り来る処と其働之施処に従て佳名を附たる者と見得たり、尤食録之御擬作も無御座、金米入用之節は手筋を以て如何程も請取事と相見へ候、此組々御取立ニ相成候は專若公之御世話之由、

一去年七月十八日京地ニおゐて變動之儀は、国司信濃・益田右衛門介之兩人専ら主張仕候由、偕此乱暴之主意は、右人数ヲ以火急ニ輦轂之下ニ逼り、

天子を脅かし 禁闕を西国江移しなし、天下ニ号令せ

んとの巧ミ有之、尤ケ程迄に押移り候間は議論紛々有之由なれとも、何分益田・国司之兩人右之趣意申張、老若公も遂ニ其意ニ御随ひ被成軍令状を御渡相成候、尤益田・国司・福原等は京地間近く差迫り、福原は先陣定メ伏見ニ罷在、御八家等御召連御船ニ而益・福・国之三士出国、同日位ニ六百七拾艘一同ニ御出船ニ相成〔此御八家と云ハ、八軒之大家にして万石以上之面々也、加州之長手同様之家柄也と云、又其下は寄組とて千石已上之家柄ニ而六拾三軒有之、是は加藩之人持ニ相当り候、是等を以て長州公之身代を勘考いたし候ハ、先百万石余之大藩と知るへし〕、然るに折悪敷南風毎日く吹立、船路不自由、彼港此岬ニ而滞留ニ相成、思ふ日取ニ撰海ニ着帆する事不叶、此時分源兵衛儀広島ニ罷在候処、乗馬三百疋計率行候を見請候、跡ニ而思合候得は此御船軍勢之乗馬ともなり、偕亦京地之三士は若公之御着船を相待、一時ニ攻入へき心得之処、御船は一向着不仕ゆへ、願書を上るの彼の是のど日を移し居候内、弥爰ニ御打払之命令諸藩江被達、是を承

り進退爰に迫り、依之若公之着船を待受候暇も無之、急ニ攻入候事ニ相成〔京地擾乱の次第別記ニ有〕、長門公は京地之首尾御聞有之、這々御帰帆ニ相成候、三士も追々帰国致シ候〔此長藩遁帰り候士四人、尼ヶ崎と申処ニ差越候処、多勢之固め人数ニ被取囲候処、三人は切抜て遁れ去り、一人は被生補、終ニ同所ニ而切捨候処、此人之墓所同所に相建候、日を経て或人之枕上ニ顯れ出て何欵申聞候内ニ、残念く〱と申言葉有之候由云々〕、偕海陸之長勢不入内打払之命令有之より、計略之程も水之泡ト成、ホフ〱ニ皆帰国いたし候、大膳公御父子ニ於ては甚御心配被為在、此上如何可相成哉も難計、

禁闕擾乱

朝敵之罪を鳴らし、征伐に預るも必定、是より御政事向は御構無之、何事も吉川監物江御委任ニ相成候処、監物は無ニ之幕忠にて、是ニ而は不相濟迎御父子は寺院ニ而長髪蟄居、御領中是不残戸部おろし、長髪至て謹慎罷在候ニ至り、全監物之計らいに御座候、偕此度

騒動之根元を尋候得は、前条之二十四隊之士共は長州此輩を隊之方諸國之激論家、或は武人、或は文人、何れ隊之士ト云も一節あるもの共故、是等之者共騒立、益田・国司等は組せし候故、ケ様之大変ニ相成、右監物ニおゐて先此隊を廃し候而、銘々其本之処江帰らせ、百性は百姓江、町人は町人江帰り候、其内奇兵隊之一隊は諸國之浪士共ニ付帰する処無之、先は詮議中ニ而暫く其仮ニ被差置候、

一爰に翌八月十五日ニ当り毛利家之一大事相顯れたり、其子細は、白昼に防州徳山毛利淡路守殿家中之内六人ニ而同藩御用人体役相勤居候人を切害ニ及び、又六人之内ニ無息人之分、此人之伯父ニ而組頭を相勤候人ヲも害し立退候処、急ニ追手懸り忽ち召捕相成、詮儀ニ相成候処、ア、大變なる哉、抑此度益田・国司之両士天子を挟む之説を主張し、京師江乱入いたし、若事なれば首尾好帰国し、若誤て仕損し候ハ、大膳公御父子之軍令状を証拠となし、幕府江訴人に出て、兩人戈を倒して長州を攻潰し候深謀之由、此六人之者固より荷

担、外ニ同藩ニ而式拾五人有之、此御用人体之者反忠ニ而も可致色相頭れ候付、直様右等之始末、又組頭体之者も危しとて切捨候由、事明細に白状ニ及び候、右姦計之証拠ニは、山口城築立之砌より城ニ関門表裏ニ関抜キ付為置候由、又福原越後は長門公之実兄ニ付、ケ様之人生かし置候而は後日之為不宜と、最初京入之先手飯原主計二千五百石之所、兩人之計らひにて福原と引替、又御八家之輩皆京地へ引出し置候て、頓而事不成時は是等之輩も兩士ニ而打平らけ、御国ニは大膳老公并御末家淡路守様迄残し置、其余は皆々動かし置たるなり、左候得は福原は兩士之尾先ニ遣はれたる也、是等之次第も一々申述候、右之趣ニ付、即日益田・国司は召捕ニ相成、徳山ニ而入牢被申付、福原は同所へ預ケ相成候其他之荷担人諸士等之向仕、置如何重ねて問合すへし、

一 惣而吉川江御委任中ニ付、国内何れも謹慎中之処、十一月十五日尾老公芸州着、御征伐之御勢ニ付、吉川監物は益田・福原・国司之首切持參、御詫ニ罷出、一 前書之通、奇兵之一隊は諸国之激徒帰參難相成子細有

之者共等立退候事も不相成、追々怨言を出し、用事有之時は我々を抱置、用之なき時は被捨候とは情なき事也と往々さゝやき居候、十一月之頃ならんか、奇兵隊百五十人より願出候は、我々江三百石ツ、被下被召抱度、左もなくは大島郡一郡欽山城郡一郡頂戴仕度願出候之由、右等之趣も聞届無之故、猶以憤激いたし、一方江取籠る体ニ付、粟屋帯刀ト申人大將として、千式百人計之人数ニ而当丑四月四日井戸村ト云処ニ而戦争有之処、帯刀大敗仕、尤夜討ニ而、帯刀寝衣ながら逃出し候由、此外数度之戦も有之由なれとも、先大敗北は此時甚敷と申事也、是より日数十日之間忽ち奇兵隊之威勢強く相成、追々奇兵隊働左之如し、

一 勘定場を攻取才番(才)を味方とする〔長防都而十八二分ち、其一分ニ才番と云者を立て之を支配する也、是を十八才番ト云、此才番詰居候町役所体之処を勘定場といふ也、他之代官也〕、忽ち十八才番共降伏ニおよひ候よし、尤隊之申立は殿様之御為メ、且は攘夷を主張し申論候故、忽ち靡き候もの多有之候、

一防州室隅(廣カ)ト云ふ処御撫育金之御蔵有之、是を開きて銘々

所用を達シ候〔長州公ニは御入国以來御領国新田開発有之分、御除米として此御蔵江金納ニ相成居、夫故外ニも下関之税金積金ニ相成居候由、〕

一室隅之傍ニ山一ツ隔候処江隊之士より萩御廻米不相成候段高札相建候、

一去年吉川之廢せられ候二十四隊之内二十三隊之者共奇兵隊之勢を承り追々附屬いたし、只今ニ而は皆々已前之如くニ相成候、

一春来隊名を相止メ、皆々正議ト相唱、宅等も不法無礼之儀不相働、自然隊之内若シ手遊・女色・不埒之者有之時ハ直様切腹申付候由、

一十八才番之者共支配下江相諭し、御領民男女老若皆々同心之体ニ有之候、

一大殿・若殿共只今は山口江被居候、

一山口城去年取潰ニ相成候処、只今築立ニ相成候、

一奇兵隊より若公江上書いたし、去年七月之通思召被為在度、只今ニ而は國中一同同心仕候段毎説ニ而候処、

固より英氣之君公故忽ち御承引、夫故大君も今ニ而は無是非御同心ニ候、山口へ御入城御籠之御心得ト相見得へ候由、

一山口と申処ハ四方山ニ而中ニ五万石計之平地有之、源兵衛得意之者此辺深山ニ有之、時々罷越候由、町数千余も有之由、

一去年十一月降伏ニ相成候は全く吉川之計らひ故、我々も散乱せられたり、依之運命未た不尽、我長君を捨給わさる故、期復興する事を得たり、吉川可憎ト云ふ、岩国は無ニ之幕忠ヲ存し是に組せず、

一岩国ニ而は隊之士の襲ひ来らん事を恐れ、領民一統へ弓・炮・劍・槍何ニ而も相心得居候様申渡、農商共帯刀をゆるし候、

一正議家惣大将赤根武人ト申人ニ而柁島ト云処之医師之息也、歳二十三才計、先年外国江使節ニ同船し廻国せし人の由、外ニ大津三郎、是も教司役之由、

一只今之処長防之国政、此人之方寸ニ有之由、

一防州鹿苗村西福寺一向宗之僧奇兵隊之士ニ加り居候処、

此節所々江廻り在々村々法談相始、尤上より御達ニ而御免也、外ニも深山へ此様之向有之也、

源兵衛一日間に参り候処、邪念邪慾ヲ起こさす一辺ノ念仏を唱へさへすれハ極楽ニ参る事疑ひなし、只今爰ニこうして居ても無常風が吹ならば忽ち西土へ行事なり、どふして死んでも頼而参る処は同じ処じや、数百年殿様之御恩ニよりて子孫長久生れながら居ハ誠ニ難有事でハないか、今度無法ニ長州を悪む人ありて御上様はしめ我々も心配いたし、且此上は運を天に任せ、どこで死するもどふして死するも同じ事、何んでもおまえ方もとく力一ぱい御上の為メに心配せよ、機はりと云物は一筋之糸を切れバ弱き物なり、機にたてゝ一尺の幅にして引けば強くなるが如く、御国中の人々一心致してあれば何が来てもこわい事ハないそれなアト、

何れも弁舌ニ説き附る、皆々感涙を流し居る、隊之士申立ニは、三十六万石之内一粒ニ而も減し候ハ、此假ニ而は不差置ト申居候由、

一兼而長防は部卸して長髪之処、隊之士勢を得てより右部卸等ニ不及候儀と相達候、岩国領は今以下部卸し長髪罷在候儀儘ニ見請来り候、

一五月十六日、源兵衛義岩国出立之暫く前々將軍様御進発之義相知レ、兼而皆々覚悟トハ乍申、弥將軍様御進発と承り、国中之人々サテトヨ迎一際人氣引立候由、
岩国（山口より歌）より山口迄上使三度立テ、清末より使者、奇兵隊よりも説客来り候、出立迄之処如何共相知レ不申候、

吉川監物未だ同意無之故、申論之為メ使者等も来り居候欵、何共不相分、但し若シ弥將軍家御進発ニ付又々去年之通可然取扱具との頼欵、不分明、見る人前後を考、みづから可弁知、

一長州宿々町々隊之士居らぬ所無之候、
一（大瀬山通化寺之）台波山通計寺ト云西家に陣取罷在候、此所甚堅固の地にして、山之懐ろにて、山之口八十間計、其内四丁程田地あるとそ、

一旧来御家中之面々不心服之向も有之候得共、多勢且英蘭共々押潰し、無致方同心之向も有之体、源兵衛面会

之内困たものト相嘶し候御家中も有之候由、

一 奇兵隊之者共岩国を悪む事頻り也、然ル上は一國中不和順ニ付、長州公・清末公周旋ニ而当四月廿日過之頃和順ニ相成り候、

一 岩国は今以芸州之合印付居候、三筋引なり、

一 四月七八日高守と云所へ奇兵隊出張り、固岩国江之道筋也、人数四百人、大炮十七挺、

此人数実は岩国ヲ幕府方欵ト疑心有之ニ付備置なれ共、表は何時夷人抔乱暴するか難計故、固メ人数差遣置ト申触居り候由、

一 福原越後等初三土京地より退去之砌、此時分飯原主計横浜へ和順を結ハん為メ出帆する、

按るに七月戦争後の事にて、英夷江降伏之条約取繕の為ならん、是英一致之風説は虚話ならず、

一 隊之士之咄しに、芸州広島を攻取る事三日之外不出とて、源兵衛逢て毎々九度も相咄し候由、

一 長州内切り之風説ニは、去年先備前之岡山を征伐シ、此後長州へ攻入へしとて、岡山を為加勢五百人計既ニ出勢ニ相成申候、長州を出て此説無御座候、

一本員之御家中永井雅楽を甚惜ミ候、雅楽之切腹は全く国司・益田両士之計らひのよし、

一 源兵衛同宿之住田、宮本泰蔵ト云人神武隊の惣督也、我々は三四番目也とそ、

一 御先祖元就公御遺言ニ、此後本腹へ男子出生候ハ、我等再生と思へとの御遺言有之、然る処当正月六日長門守様奥方様ニ御男子御出産、上下挙而御先祖之御遺言を思ひ一同大慶不斜候、

一 長門守様ニは重瞳子之由、

以上、

一一 丑七月廿日彦根侯より御届

井伊掃部頭領分被召上候拾万石之内、近江国蒲生・神崎之二郡、先は多羅尾主税様江御引渡夫々相済、残ル分ハ今般御高帳御同所より御渡相成候ニ付申渡、諸書物出来次第郷村共御引渡可仕手順ニ御座候、然処上知可仕郷村之内伊香郡柳ヶ瀬ニは御関所有之、前々より掃部頭へ御預ケニ付同所御番是迄之通被 仰付候様仕

度、尤彦根城下より道程九り余も有之、同所住居為仕置候付、上知ニ付而は城下江引取可申儀ニ候得共、城下より通ひ候者ニ而は諸事不弁理ニ而、万一御番勤方等不行届ニ相成候而は、御時節柄別而心配仕候義ニ付、右之者共是迄之通

御関所近辺ニ住居為仕居、此上 御関所御番行届候様仕度、此段奉願候様在所表より申付越候、以上、

七月廿日
井伊掃部頭内
富田権兵衛

右之通承申候間此段申上候、以上、

丑八月

◇第一四一号 丑八月報告〔維新前後諸書付62〕

（付巻）「第三百八号」

一 丑五月關老阿部豊州侯江

今度毛利大膳父子御征伐として 御進発被 仰出候ニ

付、私儀大坂表ニ而御待受仕度奉願候処、願之通被

仰出難有仕合奉存候、右ニ付昨秋已来之景況を以及愚

考候処、大膳父子降伏謝罪之次第は、尾張前大納言殿

より委細被及言上候通ニ而、此上は大膳父子を始二州

之御所置夫々御裁決迄之御儀と相心得居候処、今般之

被 仰出ニ而は大膳父子悔悟之体も無之、其上不容易

人心達 台聽候趣ニ而、亦復御征伐として御進発被

仰出候儀如何之御次第ニ被為在候哉難奉計御座候、元

来父子之譴責を始嚴重ニ過一同死守之勢ト相成候而は、

実ニ不容易事柄ニ而、天下之御為不可然儀ニ而、父子

重畳服罪之処を以降命相待罷在候条々は、前大納言殿

より具ニ被申上候事ニ御座候、然処其等之筋は一切御

取揚無之、再発之趣を以 御進発ニ被為及候儀必御定

算可被為在候御儀トは奉存候得共、昨年之所二百年来

未曾有之 御大義も 御威光を以不及干戈鎮靜ニも可

相成姿ニ而、朝野共ニ漸安堵ニ帰し候処、又々大兵を

被動候儀は必天下之乱階ニ而、諸大名之困窮、万民之

怨嗟、誠ニ以不一方事共ニ而、此上如何成不測之變可

生哉も難計、乍恐御家之御為ニも相成間敷哉ト不堪忍懼奉存候、夫ニ付尚亦種々尽愚考候処、畢竟 御上坂之上速ニ 御上洛、大膳父子を始ニ州之御所置

叡慮御伺

公武御合体之御裁決ニ相成候得は、不挙干戈大膳始ニ州之士民ニ至る迄如何様之御譴責をも無異儀甘受可仕は勿論ニ而、天下之人心も請定ニ至可申は必然之儀ト奉存候、昨年之御機会ニ候得は、如何ニも迅速御成功之上 御上洛は御至当ニ奉存候得共、当時勢ニ而は朝廷よりも先達以来毎々 御上洛之御沙汰も被為在候哉ニ奉拝承候得は、直ニ大坂より 御進発被為在候而は御都合如何ト奉存候、何事も

叡慮御伺之上ならては

朝廷之思召は素より、天下之瞩目と申防長鎮庄之御運ひも如何可相成哉ト奉存候、呉々も御輕拳之御儀不被為在、尚亦再度叛状之事実御糺弾之上

朝命を被奉天下に勢立して、共ニ征伐被為在候ハ、御成功之程も万ニ無疑可為御儀と奉存候、実ニ此度之儀

は御名義之正否御家之御興廢ニも關係仕、至重至大之御儀ト奉存候付、冒万死奉言上候、尚厚 御廟議被成下候様伏而奉歎願候、誠恐々々頓首謹言、

五月

二
一山陽に処士あり、独り世を憂て幽居す、常に言ハんと欲する処あるがごとくにして、いまた敢て言ハす、友あり、一日来り問て曰く、我がきく、凡そ事ハ当に務むべきを務るより急なるはなしと、今天下之事多端、其最急務とする処は方に何れにあるや、処士答て曰く、毛利氏の事より急なるは無シ、曰、之を計るは如何、曰、我其任にあらず、何そ其事を誠せん、曰、然りとはいへとも足下又草莽の臣、豈天下の憂を憂へざるを得んや、方今外夷狄の事あり、内毛利氏の変あり、是盤根錯拏の秋、何そ利器を懷て尚久しく茅茨の下隠るゝ事を為ん、聞く、足下嘗て長防の間ニ遊歴して其態を察し、地理となく人物となく、兵の養ふ所、糧の畜ふ所、士氣の強弱、器械の多少、牆堡防檀の所、筑・土・

越列機地雷之所伏ニ至る迄、其見聞之事情すへて是を審にせざるハなしと思ふに、足下をして長防の事を計らしめは必ず能く至当の策を得て、功を為す事亦速ならん、請ふ、国家の為に之を誨へよ、処士驚て曰く、足下何に由て我長防の事を審にすることをしる哉と、乃ち襟を正し案を推て將三策を述んとす、客曰、夫長州人は自信する事厚ふして善を人に不取、剛僻頑固にして人を容るゝこと不能、又人に容られず、其国攘夷せしより一凶ニ

朝意を奉するを以て口実となし、更に公義の命令ニ不従、遂ニ疑を諸藩に構へり、又御沙汰もあらず、和親を構して縦ひまゝに夷と結ぶ、是仮令一時之權謀と云とも、

天幕を蔑如しつなる所為、実以天地不可容之大罪也、再ひ征罪を蒙るとも彼決して辞あるへからざるなり、然処我熟中西国の形勢を察するに、長州和夷之事いま世上ニ発露せざるか故に、民心尚帰嚮を不失に似たり、又長州の為に周旋せんとする諸侯方も有之哉に聞

けり、且長州近頃の勢諸隊時を得て頻りに士氣を鼓舞して、人皆乳狼の穴に抛るが如し、今や再び征罪の命あるを聞かば返て激動して、人の国を屠略するかの二策に出ん、然る時ハ忽ち下民の大変不可極也、夫れ謀の要は未戦にあり、今長州熾なりといへとも鼓動勢ニ而持久の実あるに非ず、韓信・孔明か徒ありて事を為すにもあらず、固より恐るゝに不足なり、且長府・岩国其外四臣の徒諸隊の暴を厭て国中は過半一致せず、是我謀て未戦に施さんと欲するの機なり、曰、謀とは

何そや、曰、長州曾て故ありて因・備に石・筑四ヶ国を信す、故に此国をして先長州諸隊を鎮静して妄動を戒め、別に一介の弁士を遣りて長府・岩を説くに

天幕の思召を以てし、利害を論し、深く甚心其款を服せしめは、二氏喜て命に遵ん事は掌中に見るか如し、又長府・岩国各一名の家老を芸州迄呼之策あり、又反間を放て其内を離し其勢をわかつたハ、彼只其邦内の事ニ忙しらして力を外に出たすに暇なけん、此時に当り問罪の師を發して徐に是を糺さは、官軍兵に血ぬらすして

毛利おのつから屈せん、曰、如此なる時は則之を存せんか、之を亡さん乎、曰、此時において毛利氏の死生存亡只 公義の思召にあらんのみ、曰、如斯して尚伏罪せずんば之を如何、曰く、若尚伏罪せず逆意を企る時は、固より鼓頭仁義なり、断然討て之を滅さんのみ、又問て曰、足下先きに所謂長州四ヶ国を信する所以思召にて、長府・岩国の心を服すると、家老を芸州迄呼ふと、反間を放つて此四の者皆審に聞く事を得べきや、処士答曰、凡時勢の変は予め不可期、我此謀を思ひしハ二三月の頃なり、今長州の形勢其変する時を知らず、是を議するとも益なからん歎、故に言ふを不欲、足下信に天下を憂る心あらハ、速に長州に下り、自其形勢情実を察し、其変する処に従て以て権謀策略を施さば、復た我教へを不待所なり、

六月

一三 長世子の詩

勤王為朝敵

攘夷作幕讎

天無憐冤士

正是可死秋

江貞之

一四 落首

交易をするが徳川かハしらねとも

三国一のふじの物入り

右之通承申候間、此段申上候、以上、

丑八月

◇第一四二号 丑八月報告〔維新前後諸書付63〕

(付巻) 「第三百十二号」

一一 (の1) 丑七月晦日御届

私儀、昨十九日阿部豊後守殿江家来之者被呼出、別紙

之通御書付を以被 仰渡候、此段御届申上候、以上、

七月廿日

戸田采女正

(102) 別紙

毛利淡路・吉川監物旅宿之儀、生玉中寺町円通寺へ相
達置候間、兩人着坂候は直ニ同寺江召連警衛可被致候、
右旅宿為取締御目付支配向并町奉行・組与力・同心昼
夜為詰切候間、諸事承合、不取締之儀無之様内外可被
心付候、尤兩人在坂中は都而御賄被下候間、其段相達
置候様可被致候、委細之儀は 御進発掛大目付・御目
付可被承合候、

右之通松平安芸守家来へ相達候間、淡路・監物兩人在
坂中内藤若狭守・松平弾正忠・内藤志摩守申合、警衛
可被致候、委細之儀は 御進発掛大目付・御目付可被
談候、

本文芸州侯同文言御達故略ス、

一二 毛利淡路・吉川監物着坂御固左之通り

兵庫

御目付介

榊原式部大輔

建部徳二郎

予州松山侯御嫡

松平式部大輔

堺

御目付介

朽木亀六

住吉

御目付介

阿部進太郎

西宮

御目付介

小堀大学

旅宿円通寺警衛左之通

戸田采女正

内藤備後守

内藤若狭守

松平弾正忠

歩兵頭

御持小筒

御持筒

御先手

応接所は本願寺ニ御座候由、

哉之事、

御付札書面之通相心得不苦候得共、可成丈指急候

様可仕可被取計事、

一三 毛利淡路・吉川監物御呼出ニ付芸州藩より伺

一当地へ罷登候節、海陸何れを罷登り候様可仕哉之事、

此度毛利淡路・吉川監物御呼出之儀、安芸守江被 仰

御付札海陸何れニ而も都合次第不苦、治定之上可

付、早速国許へ申遣シ、安芸守承知之上御請申上、品

申聞候、

ニ寄相伺候廉も可有之奉存候得共、差掛り左之廉々相

一一同罷出着坂之節前以御届可申上候得共、旅宿何れ辺

伺御指図之趣も申遣候得は、御呼出之方都合も可有之

へ指置可然哉之事、

奉存候付而は、不取敢私共より御内慮奉伺候間、夫々

但旅宿へ着之上も安芸守より守衛指出可申哉、

御附札ニ而御差図奉願上候事、

御付札旅宿之儀は追而可相達候、在坂中守衛可相

御付札伺之通可相心得候、

心得候、

一自然病氣等罷在候儀申聞候共、成文ケ押而罷出候様相

六月

論可申心得ニ御座候得共、兼而相伺置不申候而は指引

四(のい)
一 芸州候より御請

方も難行届奉存候間、不苦候ハ、御内慮御洩し相願候

毛利淡路・吉川監物御呼出之儀ニ付、御達之趣奉畏候、

御付札自分江委細及御達置候間別段相通し不申候、

并右之者共領分境迄罷越候ハ、護衛之者指添罷出候様、

一右之通夫々江使者差出候而も必本末申合之上罷出候歩

且銘々從者多人數召連之儀は指止、相当之供召連之儀

ひニ相移可申、左候得は自今十五日ト廿日御猶予可申

は不苦候旨、御達之趣奉得其意候、以上、

七月八日

松平安芸守

(四の二)
添書

毛利淡路・吉川監物御呼登御達之趣、昨七日使者ヲ以
両家へ相達申候、并両家御呼登御達之趣相達置候段、
大膽家老迄私家老より為心得以飛札相達申候、尚両家
御請之儀は申越次第可申上候得供、先不取敢此段申上
置候、以上、

七月八日

松平安芸守

一五

一 丑七月十九日於大坂表御家来へ御渡御書付

松平安芸守

毛利淡路・吉川監物兩人旅中召連候家来着坂之節は、
外供之分兵庫江残置、内供之分西之宮へ残し置、同所
より淡路・監物同様召連可申、右之内供召連度旨兩人
申出候は、姓名書為出、淡路・監物同様召連可申、兩
所へ残し置候家来滞留中は夫々御賄被下候筈ニ候、尤
猥りニ他出等は勿論、諸事相慎慙懃ニ御沙汰相待候様

可申達候、

右之趣旅中護送之家来へ相達、不取締之儀無之様可被
致候、

松平讚岐守

西之宮滞留淡路・監物兩人家来不取締之儀無之様、出
張之家来人数ニ而心附ケ候様可被達候、

榊原式部大輔

兵庫右同言、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

丑八月

◇第一四三号 丑八月報告〔維新前後諸書付64〕

(付巻) 「第三百十四号」

一 京師風説但三四日前ニ到来之由ニ御座候而今朝一

(一の1) 今度大樹、公御上洛以前、一橋・会津・桑名より

朝廷江申上候は、此節之儀ニ付而は何事も不被仰下候様、不然候而は関東閣老始西と 仰出さるれハ東と申様ニ氣向不宜候間、必幕ニ御任置れ御差圖無御座様ニ願上候、是非共不被 仰出候而は不相濟事は、私共迄被 仰下候様、左候而私共より大樹江可申聞旨、

御返答ニ

御用有之候ニ付致上洛候様 御沙汰相成候上は、何事も不被 仰出候而は、

朝廷不相立、殊ニ上洛を不受進発といふ、甚以不得其意事なりと、其後二条殿一人跡ニ残り居られ候時三人得と申入候処、殿下之御答ニ 勅命と申せは重大之事ニ候間、

勅語と申ものニなし、大樹江直ニ仰之儀を左右より書留可相渡候、其通心得居候様御沙汰ニ候、

(192)

廿二日大樹公御上京、直ニ御参

内相成候処

勅詔振左之通

一今度致進発候付而は、浪華城ニ相止り、名分条理相正し、一々奏 聞可致、

一輕拳之事無之様、

一右之通尾張玄同・一橋・桑名・会津江も可申聞候事、右勅詔之趣左右大臣書留御渡相成候処、大樹公長候迎御頂戴持下、直ニ関老江被仰聞候処、関老衆申候は、ケ様之物御頂戴相成候而は決而不相濟、早々御返上と申募、堂上方と大争論、阿部豊州尤強、公衆は柳原公互ニ議論及夜明、尹宮・内府公中ニ入一応拝見も不致返上とは、関老甚不埒之申出ニ候、先拝見之上返上可然被仰、則致拝見返上、夜明大樹公始退出、其後参内無之、拝領物等更に無之、御暇乞も不申上、於浪華勘考可仕申上置、昨廿四日京都出立之事、

一其跡ニ而一・会・桑罷出、昨日之始末ニ相成候故、

前以申上候得共御用不被下候故、如是相成候と申上、公卿方も立腹ニ而関東之為ニは可宜候得共、

朝廷之不相立は不構候欵と、又争論次第ニ相増候事、

一膳所家中川瀬某始十八人、先日被召捕候、追々及詮
 義候処、家老・郡奉行杯ニ同意之者不少由ニ候、膳
 所侯即日慎被仰付、一藩之迷惑ニ及居申候訳は、膳
 所城御泊之節地雷ニ而打取賦之処、露頭と申事、未
 証跡相分らず候、併俄ニ入城御取止大津本陣ニ御泊
 相成候、大津県令石原も御疑有之、御昼休無御座候、
 一終に討幕之基相成申候、只浮壮士は愉快かり申候、
 実ニ勤 王之者は落涙之至ニ御座候、御遥察可被下
 候、

(1の3)

別紙

山しな宮・内府公・正親町・西四辻・柳原今度長征
 いたし候而は、天下之擾乱相成候故、御不同意之事、
 一二条殿下、幕・会臯眞、正親町、内府公二度々説督
 せられ、口之あかぬ事、
 一尹宮、会より取付、薩論更ニ御取揚無之事、
 一薩・会不和之事、
 一薩の姦謀此節こそ尾か見へ候と会人申候事、

一因・備も長討不同意之事、

一肥後・小倉、御先手望候事、

付肥後良之助殿方と家中議論ニ成候事、

一尾張玄同君京都ニ被居、幕之御供之事、

一藤堂より長々敷上書差上、長州不可討趣意申出、人
 数不差出候事、

一因・備は長と使者往来、国之存亡を可共結盟之沙汰

有之、実は虚説、仮令幕之嫌疑を受候共、長と合体

とは不被思候、長討ニ勢を不出位ニ而十分ニ候、

一幕・長俱ニ私闘と可申、実ニ春秋ニ無義戦欵、

一筑前正姦ニになり、異論正之方勝候由、

一久留米、会ニ透引せられ候事、

一越前長討之不可を述上書して人数猶予之事、

一大樹公昨廿四日御出立、淀一泊大城江御入城之事、

一兼而沙汰通姫路江入城、征討を御急ぎ之様子ニ候事、

一今度は甲冑ニ而一同参

内仕候と聞老調之処、一橋呵留候事、

一松平伯州前以致上京候ニ付、進発之趣意御尋相成候

処、私は供奉申付られ候而罷出、委細は不存段申居候事、

一 橋は色々申居候得共、矢張幕と同衆之狐ニ候、

右閏五月廿五日京都出之書状中摘要之由ニ御座候、

右之通一覽仕申候間、写取差上申候、以上、

丑六月十二日

南部弥八郎

追而本文今朝到来仕候ニ付、御用部屋江別段差上

候事難相成御座候ニ付、追而御廻し相成候様仕度

奉存候、以上、

二
丑七月廿三日御届

中納言儀、就病氣為保養因許江之御暇願之通被仰出候、

然ル処当朔日伝 奏野宮中納言様より京師三ヶ月詰全

之儀ニも候間、同四日参

内候様御達御座候処、就病氣名代之家老前田土佐守参

内被 仰付候様奉願候処、重而病氣之儀は被

聞食候得共、三ヶ月詰も全く相濟、此度不仕帰国候而

は 御心悪敷 思食候ニ付、押而参

内候様再応 御沙汰之趣御達御座候ニ付、同日参

内仕候、於 小御所拜

龍顔天盃頂戴相濟、於虎之間詰全之廉ヲ以蝙蝠曝布十

反拝領、畢而每度上京老体之所苦心被

思食候旨、厚

叡慮ヲ以 御剣拝領仕候、依之同九日京都発途仕候段

申越候、此段御届申上候、以上、

七月廿三日

加賀中納言内
稻垣 爵

一 加州侯七月廿日金沢表へ御着相成候段御届書出ル、

三(の上)
丑七月晦日御届

六月十四日、於小倉表塚原但馬守様より御徒目付ヲ以、

同所出張之家来之者江別紙之通御達御座候段申越候、

此段御届申上候、以上、

七月晦日

松平中務大輔家来
金子庄次郎

(三六)

別紙

固場所之儀は門司口内江相詰居、同所近辺巡邏并門司口応援相心得候様可被致候、猶模様ニ寄外場所固之儀も可有之候、依之左京大夫家来可被談候、

一四
一六月十六日、於小倉表塚原但馬守様より以御徒目付、

同所出張之家来之者へ固場所之義門司口内へ相詰居、同所近辺巡邏并門司口応援相心得候様可仕旨御達御座候段、在所家来之者より申越候、此段御届申上候、以上、

七月十六日
松平左衛門尉家来
有田治右衛門

一五
会津侯より御届

肥後守御役知之内村替被仰付候播磨国郷村諸書物、去月廿八日御代官横田新之丞様より家来之者へ引渡有之引受申候、肥後守在坂ニ付此段御届申上候、以上、

八月四日

松平肥後守内
神尾鉄之丞

一六
丑八月六日御届

西之宮并夙川西肩より平左衛門新田東肩迄御警衛被仰付置候処、西之宮御警衛被成御免、夙川西肩より平左衛門新田東肩迄之所是迄之通相心得、尤今津村石堡塔内ニ有之候炮数打方出来候丈之人数備置、非常之節同所詰御奉行御組之者より御通達之旨ニ候間、其節は早速御場所ニ相詰候様可仕旨、委細之儀は町御奉行并赤松左京様江可承合旨、御城代牧野越中守様より御達御座候段、在所遠江守より申付越候ニ付、此段御届申上候、以上、

八月六日
松平遠江守家来
高木織衛

一七
丑七月晦日附浪華紀州藩より来状

京撰共何等無別条、
公方様奉初、上ニも益御機嫌能日々御登 城被遊奉恐

悦候、昨廿九日紀州家御人数押前并銃隊調練於講武所
上覽被 仰出、七ツ時御供揃ニ而五ツ過御出馬、九ツ
過

公方様講武所へ被為成、三番貝ニ而押出し、上ニも御
押被遊、七ツ半時過悉皆相濟、年寄衆御役人諸隊長
御目見被 仰付、一同大儀との

上意を戴、其上一同ニ拝領物致し、誠ニ以難有仕合
云々、

一 淡路・監物出坂否いまた相分り兼、先も見得不申候、
乍去西諸侯も追々暴論之家来を押へ正路ニ向ひ候様子
ニ相聞、筑前も家老初大勢咎申付、正路ニ立帰り候哉
之風説相聞、対州も浪人等追々入込動揺起候処、肥前
侯江被 仰付御取締相成候哉ニも相聞候、外略ス、

七月晦日

八
一 去月十九日一橋中納言殿御旅館表門内小屋出火ニ付、

彼地相詰罷在候人数馳付相防消留申候、尤在所よりも
人数差出致京着候処、消火ニ付引取候段申越候、御場

所柄之儀ニ付此段御届申上候、以上、

八月三日

稻葉民部大輔

九
一 私領分河内国古市郡西浦村ニ御座候

清寧天皇

御凌、^(殿)当暮中御普請御座候処、同所堀内外ニ而田地之
内中田五畝式歩、高七斗九合之場所、永々御用地相成
候ニ付引渡相濟申候、依之山陵奉行戸田大和守并大坂
町奉行江も相届候趣、在所家来之者より申越候間、此
段御届申上候、以上、

八月三日

北条相模守

一〇
一 先達而御届申上候彈正忠 御進発御供被 仰付候ニ付、

御在坂中は難波橋向より堂島最寄一円御取締向被 仰
付候処、此度天王寺辺より真田山辺迄松平伊豆守様御
場所ト御振替、廻り場嚴重相心得候様、去ル六月廿三
日御目付小笠原振津守様より御城中之間口へ家来之者
被召呼、被仰渡候段申越候、依之此段申上置候、以上、

八月四日

松平弾正忠家来
引田弥五郎

一(一)の1)
去月十七日、於大坂表松前伊豆守様江家来之者被召呼、
別紙写之通被仰付候間、此段御届申上候様掃部頭申付
越候、以上、

八月四日

井伊掃部頭内
山本運平

(一)の2)
別紙

七月十七日於大坂表松前伊豆守様より御渡之御書付写

井伊掃部頭

御進発ニ付 御先手之儀 思召之御旨も被為在候ニ付、
御免被成候処、段々申立之趣も有之、猶
思召も被為在候ニ付、家格之通御旗本 御先手被 仰
付之、

一
二
丑七月廿二日仙台侯より御伺

万石已上之面々國産之内一両品ツ、

朝廷江貢獻之儀、兼而被仰出候趣も御座候ニ付、御割
合之通当年より貢獻仕候様可致、尤右品物之儀銘々見
込次第國産之内手輕之品相極可奉伺旨御達御座候処、
陸奥守儀は当丑年より献上之順年ニ御座候処、右國産
内鶴并子籠鮭十尺御割合之通十一月頃献上仕度候、尤
親王御所・ 准后御方江も献上物仕候儀ニ可有御座哉、
右之 御方様江も献上候節は子籠鮭欵塩引鮭之内一品
献上仕度候、勿論鶴并子籠鮭之儀は年柄ニ寄一時献上
も相成間敷、其節は兩度ニ献上被仕候儀も可有御座候、
且又鶴ニは獻残ト申儀無御座候得共、子籠鮭之儀は年
柄ニ応し獻残も可有御座、其節は関白様并伝奏様方・
御所司代様江可被致進覽哉、右之外ニも進覽之御ケ所
可有御座哉、御指図被成下度奉存候、此段奉伺候様申
付候、以上、

七月廿二日
松平陸奥守内
入生田虎之助

右之通承申候間、此段申上候、以上、

丑八月

〔表紙〕

風説書

丑七月中

南部弥八郎

丑六月十九日仙台侯より

松平陸奥守從 近衛殿透精好色葡萄直垂被相贈候之処、
宝曆年中七代先重村儀、御同所より被相贈候砌、別段
不奉伺着用仕候前例も御座候間、陸奥守儀着用仕候、
尤此末陸奥守家ニ而同様被相贈候砌は無伺相用申候前
例遙年数過去候間、此段御聞置迄申上候様申付候、以
上、

六月十九日

内 大童信太夫

一 同日岡山侯より

周防国上之関

五月廿三日着船、
閏五月八日出帆

村友右衛門

佐島多兵衛

上下三人
本主二人

右之者大砲式挺・小銃百挺・具足五十領積込売捌度由
ニ而、備前守児嶋郡下津井村江着船之処、東町之者共
右品物之内買取候趣相聞得候ニ付、品々取調、買取之
者共召捕、品物夫々差返させ、右船出帆申付候段、国
許より申越候ニ付此段御届申上候、以上、

六月十九日 松平備前守内 本郷佐野介

一三 閏五月晦日大坂ニ於て

御目付助御使番松野孫八郎御目付被仰付、
一 御軍艦奉行石野筑前守・御目付松野孫八郎兵庫表海
岸見分御用被仰付、
一 御目付助松平左金吾小倉表御取締御用被仰付、御目
付御手洗幹一郎病氣ニ而小倉表御用御免、其後六月

廿五日頃帰府ニ相成申候、

一四 六月十三日於浪華

尾張玄同卿御座間ニおゐて御対顔、御懇之上意老中
取合御退座、

御沙汰之趣

旗本後備心得らるゝ様ニ御請

精忠尽さるゝ様ニ、

右御直ニ被仰含之、

一五 六月廿一日閑老より

小笠原左京大夫

其方儀勝手向從來不如意之処、近年領分格外入費多、
其上昨年種々臨時之入用莫太之趣ニ付、拝借金之儀被
相願候、当節御用途多御差繰も相成兼候程之儀ニは候
得共、被申立候趣無余儀筋ニ相聞候間、出格之訳を以
金壹万五千兩拝借被仰付候、委細之儀は御勘定奉行可
被談候、

一六 六月十五日柳川侯より

方今長防之形勢不穩候付、飛驒守儀小倉表応援之儀相
心得、万一激徒共可致渡海儀も相聞候ハ、速ニ出張
討取候様以御書付被仰渡候之趣難有仕合奉存候、然処
最早為御進発御上坂被為在候付而は、夫々攻口之御割
振も可被為 在と奉恐察候間、何卒相応之攻口被仰付、
応援之方は御免被成下度、尤昨年（筋カ）も下之関江攻口被仰
付候儀ニも有之候間、此節茂同様同様被仰付被成下候
は武門之冥加、無此上難有仕合奉存候間、幾重ニも早々
右辺之御沙汰ニ相成候様御内々奉歎願候様申付候、以
上、

六月九日 大坂目付 家老 由布安芸

一七 浪華雑話

御老中二人御小性組番頭付添相成姫路江被差越管之由
承候得共、於今御滞坂ニ而候、

一尾張玄同公は長征を急かれ、一橋公は表向は御同論ニ候得とも内心不可ニ被思召候趣故、決策不相成杯との評判も有之、

一朝廷之思召ニは、一橋公を長州江御遣し所置相成度模様ニ付、此節一橋公

朝命を奉し長国寛大之所置相付、國民を安堵為致候而は、幕威は是限遂ニ東方一諸侯たるにすぎすと、歎息之輩も有之候由、

一橋公將軍職御望有之、幕府殊之外憤激之由、全体一橋公は京師江能通り、此節長を不討之策を建、草莽勇士をはしめ下民之心を取、亦当春関東江御下相成度 大樹公も被思召候段、関老より言上相成候も御用不相成、旁以可疑之廉不少、畢竟此節長を不討之事件を色々

朝廷より被 仰出候も、一橋公内ニ入種々姦計をめぐらされ候故と、依之 大樹公ニもみつから御隠居被為成一橋公江御譲り之思召ニ候と、幕府之人之咄も御座候哉ニ風評承り申候、長より先ニ一橋を除か

んとの趣意盛ニ相成も難計、本多肥後守組衆は決別之益有之候杯申候、何等之企共不被思候得共、大變近きにあるらしき雜説有之、

一御進發御供之内老人少年亦は病氣等之向帰東被仰付候間、取しらへ申上候様頭々江御沙汰相成候処、御小性組番頭衆より、今度之儀は元来不容易訳柄ニ而、各覚悟いたし出張仕候上は人氣ニ相拘り不宜候段申上ニ相成候由、

一江戸御勘定奉行衆は御軍用金逆も調達難相成候付、御見合相成度直諫有之候得共御用不相成候、当時ニ至候而は上下一同困究^(窮)人氣悪敷、争論等間々有之候由、

一先日大坂日本橋ニ三味線之糸のきれたると下駄のはな緒の切れたるとの絵図を出し、上に御進發と認候、判断ニゆくに行かれすひくにひかれすと云意の由、一先達而紀の海岸に備有之大炮、俄に襲来奪取候者有之候付、安藤氏人数召連早々帰国相成候、水浪之所業と申風聞有之候得共、何国之者とも不相分、紀州

公大兵を引つれ御滞坂の空虚を窺ひ盜取候事歟と被
察申候、

一幕府より江戸江人数増被仰越、二千人計不日ニ着坂
可相成由、閭巷之説ニは、大坂辺ニ而事濟候杯因循
之様ニ申候、併幕府之内実を外より窺候得はいつれ
長州江押寄雌雄を決せられ候勢ニ相見申候、

一大坂より尼ヶ崎江之街道二十曾川有之、鉄之くさり
にて舟橋出来申候、当時差いそき普請中、是大兵を
中国に渡す為ニ候半、何分芸州辺迄大兵を被遣候ニ
は相違無御座候、其先如何相成へく哉、

一大樹公御名代として一橋公去ル十四日御上京、白川
侯付添相成候、就而は討長之事相決可申、幕府御供
之衆も一橋公御下坂おそしと被相待候様子ニ御座候、
一長州より此節三味線之注文等大坂江沢山申来候由、
芸州近辺余程陽氣にいたし居候由、

一八

別紙 芸州金子某之説と有之

吉川監物先達而広島領廿日市と申処迄参り、芸州役人

江致対面、大膳父子去年擾乱一件誠ニ奉恐入候ニ付、
即三謀主之首級を差上奉謝其罪候処、一応相済居、又々
御嫌疑被為在候哉、此節御進発被仰出候得共、長防ニ
おゐては実以悔悟仕、更に他念無御座候間、是等之処
宜御承知被下御周旋奉頼と希候得とも、芸州は請合無
之由、

一吉川は浮浪之徒取押へ、専平穩相濟候様致周旋、若
御進発有之ニおゐては遮而御託申上積之由、併御聞
濟不相成候は、不及是非長防合体籠城必死之覚悟之
由、就而は既ニ四方国境江人数配当いたし置候由、

一大膳父子は萩ニ居城、就而は吉川も時々参候由、山
口ニも多勢籠城といふ、
一大膳父子は素より人君の器量ニあらず、依而浮浪之
徒我俣に権柄をとり、君を輕蔑して去年京師之騒乱
も引出、終に方今之形勢にも相成候由、

一浮浪之徒強暴ニ付、吉川も取押方ニ甚困り、既ニ去
ル四月は長防境ニ而せり合可及戦争筈之処、浮浪之
徒より早々退き候付怪家人は少き由、

- 一目下桂は存命之由、然共用られざる体と被申候、
- 一因備は長防合体と相見候由、
- 一雲石は芸州江別而懇意ニ而長一味ニは無之由、
- 一土州は長州合体ニは無之哉と被疑候由、
- 一久留米同断、
- 一筑前一向不相知、
- 一肥前同断、
- 一先頃紀州より陣所之地借ニ芸州江差越候処、方今之体ニ而は御進発有無難計、先ツ引取候由、
- 一尾州は武備不整之由、加州同断、
- 一越前は武備充実之由、
- 一肥前・土佐同断、
- 一因備は武備評判之様ニは無之、不整と被申候、
- 一関老方何れも其器にあらず、理不尽之所置有之候ニ付、擾乱も醸成、長防方今之形勢ニも相成、実ニ天下之不幸と被申候、
- 一先達而長州よりアメリカ江二百人位渡海、内百人計は已ニ帰国之由、

一九

- 一諸藩より長州江在付居候浮浪之徒、此節三都は勿論所々江分散致し候者多有之候由、是は謀略有之事歟と被申候、
- 一芸州ニ於而は、幕より出勢之命はいまだ無之候得共、何時成共命令次第出勢之用意仕置候と被申候、
- 一於長州は去秋京師一挙之大罪ニ付割地損石乎、又は御征伐被成候乎、不相濟儀と被申候、
- 一別紙之二 石津藏六より承候大略と有之
- 一因備は長州一味之由、
- 一容堂公先頃備前江窃ニ入駕、於今滞在之由、定而御談合御回策可有之哉と被申候、備中松山藩士相伺候由、
- 一因州より多人数備前江参居候由、
- 一幕之間者三人浪士之体と相成長州江入込居候処、此節長州より備前江何欵内密之使有之、幸其任ニ被扱長州之密策を聞ぬき、則ち使を相動備前之実情も見届、其低関左之方江行候由、尤浪士姓名は不知、

一 長州此節アメリカより帰候者より大炮千挺位も相調、

其外弾丸火薬等も余程相整候由、

一 長州人松山藩之町人と偽り、芸州より鉄・釘・金沢

山先達而調帰候由、然処其後又々同藩町人と偽り油

樽買ニ来り候得共、其節は長州人といふ事相分り、

うらさりし由、此鉄・釘・金・油樽は地雷・水雷等

之用意乎、

一 長州去秋 京都一挙之罪は屹度御正し不相成候而は

不相濟候得共、幕迎も方今之勢決而順

天とは被申間敷、就而は此度討長之一件、於弊藩は

長合体は元より不得仕候得共、又助幕仕も不本意ニ

候、左候得は何れ割拠可仕鄙見御座候と被申候、

○

○

一 浪華雑話文末補入左之通

太田筑前守組頭一人於京地切腹有之、書置等無之、

子細不相分候由、

一 御大政幕ニ御委任被遊候故、十分職掌相立候様ニ有

之候得は、

朝廷より御曳止ニ成、亦手を引不相構候と因循と被

仰出、如何にしても幕之不立様ニ被仰下、畢竟是ハ

諸藩之姦間之計策と、幕之議論之由、

一 六日ニ大坂出立ニ而御目付二人小倉江被参候、

一 当分ニ而は軍は始りそふに無之候得共、迂直之謀は

兵家之習、何共不被計候、

二

○

一 浪華来状

公方様御着坂已後何之御様子も無之御平穩之処、玄

同様日々御登城御用部屋江御通、一橋様・会津侯と

も御用談被成候様被仰出、紀州様ニも御同様被仰出、

昨九日より日々御登城御評議中之趣、就而は諸藩建

言も毛利父子一旦伏罪之儀ニ而兩國之内一ヶ國を可

被召上欵、又は兩國とも被召上半知計之所領を他國

ニ而可被下哉之見込言上之由、

一 元来長藩之内情諸説区々ニ御座候得共、詰る処表ニ

正義を唱候得共、種々逆謀相企候ニ相違無之儀ニ付
而は、今般は是非御征伐之敵威を可被示、左候時は
長州は実ニ罪ニ伏し如何様之御所置をも可奉承伏之
処、此頃之風聞ニ而は、家老穴戸備前始連書末家江
之願書吉川より芸州江差出候書面ニも、矢張尊王
攘夷之口実を主張し、公裁之御所置御不明之事と述
懐同様之申立、且國中江触達候哉ニは世上流布之書
中ニ載、表は謝罪之文体ながら若哉御有免無之時は
可及戦争との殺氣を含候内情ニ有之、全心底より伏
罪之儀とも不被察、諸藩より和議同様之取扱ニ而万
一寛大之御所置ニ至候とも、暫時にして再三違犯之
事は必然之道理ニ付、却而当時なましいに諸藩より
之取扱ニ而当座之和平無程、再犯之上は毛利家永々
退転之基ニ可有之歟、矢張神速ニ御征伐之名義御貫
徹之上、其際ニ及び長藩滅録被仰出候共、御政道明
亮ニ相立、毛利家に於ても却而家名細々永久可致哉
之見込は、諸藩之内慷慨家之定論之由、

一 諸藩建言之底意、御征伐を奉称候は

勅意之処を粗探索周旋之事ニ同然ニは候得共、多分
儉安畏戦之情より相起候議論共被察、何れも今般之
御進発御遅緩ニ相成候は姑息論ニ而、往々御威光
を貶し候儀と切齒罷在候由、

一 薩州之儀は一旦と事替、京都ニ而は專眠忌之事情に
有之、右は兼而之奸謀を諸藩ニ粗相悟候付、先しハ
らく動静を考中ニも可有之哉之由、

一 加州侯去ル三日参

内被致候得共、何等之廉も無之退出之由、

一 薩藩并一橋公之御旅館大炮調練と申候は、時勢とは

乍申余り殺伐と高評有之、右は奉安

叡慮申立ニ可有之候得共、却而奉惱

叡慮之理ニ当り、何とも難解、畢竟は自家之武勇を
示し、世上を劫し候一策ニ可有之哉杯と風評不宜、

殊更右両藩之内いつれニ候哉難相分候得共、夜中炮

声相響候事度々有之、

御所向ニも風聞ニ而、御守衛之諸藩ニは別而不都合
之次第、何と欵御取締無之而は、必非常之時不可測

一一
一二

大坂書状之内 六月廿六日出
七月五日着

之災害可有之哉と、有志之輩は眉をひそめ罷在候由、

一 此頃之強盜は都而無宿之ものは無之、歴々之藩士

旅宿逗留之輩ニ相違無之、加之魚店・妓楼ニ而価金

を不払、白刃を振り人を傷り候も御守衛之士不分明無

之、是又不取締之事とも幕府町組・壬生組杯も穿鑿

之由候得共、所詮不行届ニ付、当時ニ至候而は町人

ニも覚悟いたし、粗其賊之国訛・顔色等も知候得共、

乱妨をおそれ明亮に官江も得不訴候由、是ハ幕府一

手之御守衛ニ不相成候而は、自然此制度ハ相貫申間

敷候、

一 過日会津侯一橋公ニ先立被致出坂候儀は、

御内勅之御封物御持下、尤守護職之御役前ニ而被蒙

仰候 御用筋之由、

右等之事情ニ依而之儀ニ候哉、来ル廿日頃

大樹公御入京も可被遊狄之趣

御所向ニ而内評有之候由、

宮津侯六月十五日御発船ニ而、摂津・播州明石・紀
(加太浦)
州加田浦辺御見分相濟、今廿六日御着坂有之、

一 六月十九日白川侯御帰坂、同廿一日一橋公御帰京御

座候事、

一 会津侯ニはいまた御帰無之候、後略、

一一
一二
一三

丑六月廿四日左之通大小監察江

毛利淡路・吉川監物江御尋之儀有之候間、大坂表江罷

出候様申達候付、道中筋無差支相通候様可被致候、尤

松平安芸守家来付添罷越候筈ニ付、可得其意旨其筋江

為心得可被申渡候、右之趣芸州より大坂迄道中筋江領

分知行有之面々并為御警衛人数出之儀相心得罷在候面々

江可被達候、

六月

一一
一二

七月二日關老水野泉州宅江芸州侯家来呼相渡候封書

毛利讀岐 淡路狄

吉川監物

御尋之筋有之候ニ付、少人数召連大坂表江罷出候様相
達候得共、自然付属之者多人数ニ而出坂候ハ、差止候
様可仕候、委細之儀は大目付塚原但馬守・御目付松平
左金吾可被談候、

一五
六月廿九日着大坂より之書翰

公方様先達而御参

内之節、從

御所御沙汰之内ニ、先般山陵御取建之儀

叡感ニ付、三代將軍様迄御神号 御贈、 將軍様も御

昇進之筈、就而は戸田越前守・同大和守等も御称美筋

有之候様御達御座候由、下拙儀も去ル八日下坂仕候処、

当地形勢は尾張玄同公・一橋公・会津侯始日々御登

城御評議之模様窃ニ承り候処、吉川并三分家当地江御

呼寄御詰問可有之、尤先方答次第ニ候得は相当之御所

置と申儀は、三公始閣老方御決心之由大小監察江も御

評議ニ相成候処、何れ監察よりも存意申上候と申迄之

事之由、其後有名之諸藩詰合之重役江見込御尋と申事

ニ而、当節は久留米・肥後・因備外之重役被召呼、見
込之処閣老方より御尋有之候由、諸藩いづれも別ニ異
論も有之間敷、閣老方御見込と同様之事と申事ニ御座
候、其子細は諸藩周旋方御見込と同様之由、いづれ御
尋相濟一論ニ定り候上は

天朝江御伺、弥吉川并三家御呼寄ニ至り可申と察申候、
四閣老方いづれも頃日尾・橋・会公江御依頼被成候様
子ニ而至極御折合宜御座候由、何分ニも閣老方は中々
長防之形勢并諸藩之模様等深き処迄は御承知も無之、
橋・会公ニは万端委敷御承知之事ニ付、自然と御依頼
被成候様ニ相成、御折合宜敷由、右之外は先ツさして
変る事無之、大小名何れも陣羽織ニ而御登城、誠ニ軍
評定之様ニ御座候、

一六
丑閏五月廿三日於

小御所兩役列座、武家伝 奏より大樹江申渡、固辞

之上御請

山陵多年及荒蕪、兼々恐懼之事被

思食候処、去ル文久二年於大樹尊奉御修補之儀、一切

戸田越前守委任、為同人代同姓大和守家来共召列上京、

五畿内丹州 山陵巡拜之処、或は田畑蚕食又は宮社・

堂宇・民家等ニ令造立、不尊不敬頽破至極殆可及廢絶

之処、不失古制、不謬真偽、

神武天皇以後百有余所之

山陵速々御修補盛大ニ成功、既ニ

勅使発途之上卒業之儀、達

叡聞候処、当 御宇ニ至リ

天祖以来連綿たる

皇統顯然 御尊奉之道相立、数千年荒廃一時ニ御修補

御追孝莫大之 御懿徳赫々相輝候段、畢竟大樹之篤き

忠誠、且は祖先偃武以来之功業ニより、多年

御惱襟一旦 御快然と被為開、

叡感不斜 御満足ニ

思食候、因之先代之旧功をも被

思食出、前大政大臣秀忠・贈大政大臣家光等江神号

宣下 御内意被

仰下候事、

一七

同日從武家伝 奏聞老江御達

(一七の1)

戸田越前守

山陵御修補御用一手ニ相務候処、大樹より委任有之、

去ル戊年以來同姓大和守家来共召列、御場所追々探索

之上、今度五畿内丹州等及成功、

勅使発途ニも至リ候段 御追孝之道も相立、

叡感不斜候、就而は右誠績之次第相顯候様、於幕府宜

褒賞可有之との御事ニ候旨、 関白殿被命候事、

(一七の2)

戸田大和守

山陵御修補御用之儀、同姓越前守為名代去ル戊年以來

上京、

山陵探索方骨折、寒暑不厭四方ニ奔走致し、誠意を竭

し候付、此度五畿内丹州等 山陵及成功、

勅使発途ニも至候段山陵奉行勅方行届、此上不破刀御

盛典様宜所置可致遣との御事ニ候旨、 関白殿被 命

候事、

一一八 田安卿より御願之趣有之左之通

今度御屋形焼失ニ付御金ニ而も可被遣之処、当節御用途莫大之折柄、亀之助殿ニおゐても物価騰貴之時節、新規普請被申付候而は御入費不少儀ニ可有之、夫是厚思召を以清水御屋形御建物不残被遣候間、御引移等之儀等御年限ニ而御取計被在候様被仰出候、此段中納言殿・亀之助殿江可被申上候、

七月

一一九 七月四日松平防州侯より御届

当九月七日野州宇都宮城請取、奥州棚倉城引渡候筈、御使番川勝中務様・小出織部様より御達御座候、周防守在坂ニ付此段御届申上候、以上、

月日

—— 家来

坂口幸右衛門

一一〇 丑六月閏老より達

御作事奉行江

覚

明十三日六半時、芝金杉伊達遠江守陣屋地統御預地并拝領人有之候地所共、英吉利国ミニストル江猶亦一覽為致候筈ニ候間、右之刻限其方共支配向差出、差支無之様可被取計候、尤英人相越候節は外国奉行支配向付添相越候筈ニ候、

但伊達遠江守方江其方より可被達候、其外拝領人之向江は別段不相達候間、得其意不都合無之様可被取計候事、

一二 大坂に於て閏五月達、六月七日付ニ而廿六日閏老江

差出之別紙

(二の1)

織田摂津守

家来江

市中廻被成御免、新規御取建之柵門御警衛被仰付、朽木近江守・森対馬守・織田筑前守・柳生但馬守・永井信濃守・建部三二郎も同様被仰付候間、可被得其意候、

委細之儀は町奉行御目付江可被談候、此段御達申候、

(二一の2)

六月朔日御場所御引渡左之通

淀橋 肥後橋 西国橋 船町橋 尼ヶ崎橋 年木橋

百軒堀 同所

犬高木橋 阿波橋 大明橋 西小橋 上之橋 下之橋

以上十二ヶ所

右之通御座候、以上、

六月七日

織田摂津守

二二
右同断織田筑前侯より差出、右書略、場所付左之通

六月朔日御場所御引渡左之通

柵檀木橋 難波橋 本番所共 太平橋 樋之上橋

樽屋橋 天神小橋 堀川橋 寺町橋二ヶ所

ノ九ヶ所

右之通御座候、以上、

六月廿六日

織田筑前守

二三
右同断建部侯より之場所付

御場所請取之覚

道頓堀川

日吉橋 塩見橋 幸橋 住吉橋

新川

浪吉橋 阿波屋橋二ヶ所

難波新地

三丁目二ヶ所 馬場先二ヶ所 松尾橋 園川町

都合拾三ヶ所

右之通御座候、以上、

二四

一 水府書生組より申立候書付

天狗党之根元、源文殿之代立原甚五郎史館惣裁相動候節、門人に藤田与介と申者御座候与介後二次郎左衛門と改、其子虎之介才学有之、父の遺志を相継尊攘、師匠甚五郎と議論之学を相唱追々取立ニ相成、側用人相動候、不相叶、段々手を廻し、遂に甚五郎を為致隠居、みつから其職ニ相成候、仍而甚五郎はなはた為立腹、右与介を離弟仕候、自此家中之族読書仕候者共両派ニ相成、

与介并右江荷担仕候者は、則当天狗党之元祖ニ御座

候天狗と相唱候儀は、源烈殿世継之儀ニ付、家中之者江戸江罷出候願仕旨意相違、掃府之儀いつれニ相憚罷在候得共、夜中は密々集

候且驕慢之儀ニ御座候間、天狗之名相当仕候儀と存候、与介

儀追々擧用被致候処、尊

王攘夷之学を相唱、門弟共を引立申候、其頃蒲生君藏・

高山彦九郎杯と申候浪人

王室を興復すへき取企ニ而諸国を遊歴仕、其党類を相

求候おりから、水戸江参り与介江面会いたし候処、誠

ニ合口ニ而互ニ相喜ひ勿頸之交を結申候、已後与介ニ

は盛ニ尊攘之学を相唱候処、門弟之内会沢恒蔵と申候

者与介之遺志を受継、種々之著述も御座候内新論と申

候書籍有之、尊攘之事を委細ニ弁論仕候先年久留米候之家臣村山某と申者

恒蔵門弟ニ相成、兩三年も塾中ニ罷在、掃郷之節右之新論持帰り彼

地ニ而専相唱申候処、党類繁殖仕、天保学と相唱國家之大害をなし

候趣相、源烈殿弘道館造営被致候節、右恒蔵儀教授頭

取被申付候間、戸田銀次郎・藤田虎之介等申合尊攘之

学を興起為致候間、右之学相唱不申者は男子之列ニ無

之様ニ相成、町在ニ至読書仕候者悉皆尊攘云々唱候儀

ニ御座候、是則当今之禍根と相成申候、扱尊攘之学と

申候儀、御当代之御恩沢を蒙候者之相唱可申理合嘗て

無之殊ニ

王室之衰微仕候儀、鎌倉ニ而征夷府を開きし已来数百

年之事ニ而、天下之勢斯く成来候儀人力之相届可申儀

ニ無之、只海内之騒乱を引出し候而已ニ御座候様奉存

候、恐なから、東照宮沐雨櫛風之艱難をも不被為厭、

撥乱反正之聖功を被為遂海内静謐ニ相成、今日ニ至迄

万民安堵し、上下鼓腹して泰平を被染候儀、東照宮

之御遺徳ニあらずや、かく難有御当代江奉対干戈を四

海に動さんことをすゝめ、万民を塗炭ニ苦しめ候儀、

狂謀とも奸計共可申様も無之次第、実以無此上御当家

之大罪人ニ御座候、然るを与介以来虎之介・恒蔵及門

下之者共日夜相慕、弘道館ニ而ハ右之心得ニ而教授仕

候間、少年之子弟共誠意正心之学杯研究仕候者は曾而

一人も無之、唯意気慷慨之形状を示し、或ハ兵略を談

し、或は経済を論し、傍若無人之者を豪傑之様ニ称誉

いたし候間、國中一般ニ右之風習推移、兇暴次第増

長、随而政教取乱候儀之御座候、右之次第柄ニ御座候

間、公辺より家政向取締之為連枝方後見被致候様被仰出候処、年来之悪事露見せん事を恐れ、党類数千人小金駅江致出張暴戻之勢ニ而、公辺之御下知は一切相用不申候、夫のミならず莫大之賂賄を以て、京師江手を入、公武之御中を割き、奸計を廻らし内々勅諭を蒙り候様ニも至申候、右之

勅諭を是非開達仕度志願ニ而、多人数長岡駅江屯集仕候付、家老始目付役先手頭等遣候処、逆徒襲来、家老始敗走いたし、逆徒遂に城下を横行仕候、仍而源烈殿にも甚立腹被致、諸生指向候儀も御座候、其外彦根候を殺害し、安藤侯を襲撃せし段不容易企、皆尊攘之旨意を取違候より斯く相成候儀ニ御座候、武田伊賀隠居より再出已来、郷中江建置候館々江兇暴之徒幾百人となく集置、尊攘之費用と申なし富有之者江難題申懸、莫大之金銀を掠取、奢侈ニ相耽、且田丸稻之右衛門を党魁ニ取立、太平山・筑波山等江屯集仕候儀、当家は不及申天下之御為にならざる儀と諸生共憤怒いたし、江府江罷出伊賀始逆徒共兇暴相暮し候次第、逐一中納

言殿江申立候ニ付、逆党共先年君上を劫し候手段を相用、多人数をかり催し小金駅江致出張、小石川邸中迄押込、佐藤図書・朝比奈弥太郎等隠居為致、夫より松平大炊を引出し、大勢を以て城内江踏込、誠実之者悉皆殺害し我意を逞可仕と吉田明神社内迄繰込候処、諸生共防禦之手当仕候付、遂ニ乱入も不相叶夜中逃去、磯浜より那珂湊江乱入し初勢館江繰込、城内も誠ニ危急ニ及申候間、官軍并諸家之兵隊招請仕候儀ニ御座候、天狗党之大略右之通御座候、

二五

一 七月十六日町奉行同心之手先より伝聞

鎌倉に於て仏蘭西人を殺害せし由ニ而清水清次なる者先達而横浜にて梟首せられたるに、此ころ亦一人被召捕、此者は幕士の家来にて、参政より市尹に下知有て生捕し也、如何成子細にて夷人を討取たる哉未詳といえとも、鎌倉八幡宮江七日之間日参し討果したるにて、一応糺問明白に申立し由、清次は夷人を殺したるにあらず、夷人の害に逢ひたる折しも富家に押入、剣を抜、

此劍を以て夷人を斬りたり、猶外夷を征伐すへし、軍用を借らんと云て金銀を押借せしなるへし、しかるに外夷を斬りたりと申立しは何欵子細の有事ならん、右清次を捕へたる八州廻り役々并千住宿名主等重賞を賜りたるは今更不都合なるへしと云々、

一或説にいはく、鎌倉八幡にあらず、牛込^(マヅ)筆士の八幡也、これへ日参するを召捕たりと、亦云く一人にはあらず、二人なり、内一人は牛込なる幕士の従者元姫路藩、一人は鎌倉八幡辺一向宗寺院の三男にて、兩人とも賊業ありと云、

一按するに仏人を害せし所は鎌倉にあらず、相州井戸ヶ谷也、鎌倉八幡の社頭にて清次か殺せしは、英人二人也、本文之旨趣事実兩件を混せしのみ、清次英人の殺害人、此度捕られしは仏人の殺害者として誤なかるへし、

二六

一 七月十三日松山侯世子より御届

御在城中堺表江人数差出、彼地御取締向一際敵重相心

得可申旨被仰出候間、若怪敷者有之候ハ、見掛次第無用捨可申旨、委細之儀は大目付・御目付可談旨、去ル朔日松前伊豆守様より御達御座候旨大坂表より申越候、此段御届申上候、以上、

月日

松平式部大輔家来
梯渡

二七

一 右同時石川侯より

先般御届申上候城州八幡并楠葉村関門御警衛被成御免、阿部主計頭江就被仰付候、同人人数着揃之上交代可仕旨、京都所司代松平越中守より同所屋敷詰家来之者江以御書付被相達候処、先月廿九日尚亦被招呼候付罷出候処、阿部主計頭右御警衛被成御免、稲葉民部大輔被仰付候旨以書付被相達候段、在所家来共より申越候、此段御届申上候、以上、

七月十三日

石川保之助

二八

一 松平飛驒侯より

松平飛驒守儀、去月廿一日於大坂表松前伊豆守様江本

家中納言家来之者被招呼、御進発中京都三ヶ月詰御守
衛一手ニ可被仰付候筈之処、中納言儀病氣為保養帰國
之儀願之通就被仰付候、為代飛驒守今暫之内致在京御
警衛相勤候様於大坂表被仰渡候段申越候、此段御届申
上候、以上、

七月十五日

家来
内藤勝右衛門

二九

一 丑七月十二日膳所候より閑老江

(二九の1)

去月廿二日、於大坂表阿部豊後守様江別紙之通申上候

段申越候付、此段申上候、以上、

月日

家来
福田雄八郎

(二九の2)

別紙

主膳正家来之内別紙名前之者共、浮浪ニ泥ミ候趣相聞
候ニ付禁錮申付、追々取調罷在候、然処今度大津尾花
川住川瀬太宰と申者御召捕相成候由、同人は素在所出
生之者ニ而、近頃異説を唱居候趣ニ御座候、前書禁錮

申付置候家来共連及仕候者ニ御座候而は奉恐入候ニ付、
此上御模様ニ寄其筋御奉行所江御指図次第差出御吟味
御座候様仕度段、在所家老共申越候、以上、

六月廿二日

家来(ママ)
中神英之助

(二九の3)

禁錮申付候名前

保田信解 阿閉權之丞 田河藤之進 牧島錠之助

森喜右衛門 高橋雄八郎 高橋作也 関 元吉

深柄俊助 渡辺宗助 増田仁右衛門

右之者共浮説ニ泥ミ、川瀬太宰江連及之筋も無御座候
哉、当時吟味中之者共ニ御座候、以上、

六月廿二日

右同人

三〇

一 越中富山売薬人常願寺屋源兵衛長防江為商売罷越居、

丑五月十六日防州岩国出立、飛船ニ而一夜ニ芸州広

島江罷越、同廿一日同国出立、当十三日帰着いたし、

十五日朝五時より九時迄面談ニ及び、長防之模様委

細聞書

長州之世子君は御生質英明にして勇氣凜々たる御方ニ御座候、本来此御方は御美子ニ而は無御座、御末家毛利(アキ)之御三男ニ有之候処、御本家御子無之ニ付御養子ニ被為成候、此長門守様之御美兄(アキ)

御二男、是は先年福原越後之方御養子ニ相成居、則今之福原越後は此人にして、実長門守様之御兄なり、

一癸丑・甲寅以来天下之變動相萌し候より、長公ニおゐて国体之強からん事を欲し給ひ、御家中本員の外二十四隊之組々を被取立、兵を四方に募り、先大略一隊ニは百五十人・二百人・三百人程も有之、其名目之一二は奇兵隊・金剛隊・放撃隊坏、其兵士之因り来る所と其働の施所に随て佳名を附たる者と見得たり、尤食録之御擬作も無御座、金米入用之節は手筋を以て如何程も請取候事と相見得候、此組々御取立ニ相成候は專君若平公之御世話之由、

一去年七月十八日於京地變動之儀は、国司信濃・益田右衛門介専ら主張仕候由、偕此乱暴之主意は、右人

数を以火急ニ輦轂之下ニ逼り、

天子を脅かし、禁闕を西国江移し、天下ニ号令せんと之の巧ミ有之、尤ケ程迄ニ押移候間は議論紛々有之由なれと、何分益田・国司之兩人右之趣意申張、老若公も遂に其意に御随ひ被成軍令状を御渡相成候、

尤益田・国司・福原等は京地間近く差迫り、福原は先陣ニ定伏見ニ罷在、(頭註)「若公はノ三字脱セルナラン」△御八家等御召連御船ニ而益・

福・国之三士出国、同日位ニ六百七拾艘一同ニ御出船ニ相成(此御八家といふは、八軒之大家にして万石以上之面々也、加州之長手同様之家柄也と云、又其下は寄組とて千石以上之家柄六拾三軒有之、是は加藩之人持ニ相当り候、是等を以て長州公之身代を勘考いたし候ハ、百万石余之大藩と知るへし)、しかるに折あしく南風毎日く吹立、船路不自由、彼港此岬ニ而滞留ニ相成、おもふ日取に摂海ニ着帆する事不叶、此時分源兵衛儀広島に罷在候処、乗馬三百疋計牽行を見請候、跡ニ而おもひ合候得は此御船軍勢之乗馬ともなり、偕亦京地之三士は若公之御

着船を相待、一時に攻入へき心得之処、御船は一向着不仕ゆえ、願書を上るの彼の是のど日を移し居候内、弥爰に御打払之命令諸藩江被達、進退爰に迫り、依之若公の着船を待受候暇も無之、急ニ攻入候事ニ相成（京地擾乱の次第別記に有）、長門公は京地之首尾御聞有之、這々御帰帆ニ相成、三士も追々帰国いたし候（此長藩遁帰り候士四人、尼ヶ崎と申処に差越候処、多勢之固め人数ニ被取囲、三人は切抜てのかれ去り、一人は被生捕、終に同所ニ而切捨候処、此人之墓所同所ニ相建候、日を経て或人の枕上に顯出て何欵申聞候内ニ、残念く〜と申言葉有之云々）、海陸之長勢不打合内打払之命令有之より、計略之程も水の泡と成、這々皆帰国いたし、大膳公御父子に於てハ甚御心配被為在、此上如何可相成哉も難計、禁闕擾乱朝敵の罪を鳴らし、征伐に預るは必定と、是より御政事向は御構無之、何事も吉川監物江御委任ニ相成候処、監物は無二の幕忠ニ而、是にては不相濟御父子は寺院ニ而長髮蟄居、御領中は不残戸

部をおろし、長髮至て謹慎罷在候に至り、全く監物之計らひに御座候、借此度騒動之根元を尋候得ハ、前条之二十四隊之士共は長州ニ而此輩を諸国之激論家、或は武人、あるひは文人、いづれも一節あるもの共故、是等之者共騒立、益田・国司等も組せし故、ケ様之大変ニ相成、右監物に於ては先此隊を廢し候而、銘々其本之処へ帰らせ、百性ハ百性、町人は町人に帰らせ候、其内奇兵之一隊は諸国之浪士共ニ而帰する処無之、先は詮議中ニ而暫く其俣ニ被差置候、一爰に翌八月十五日ニ当り毛利家之一大事相願れたり、其子細は、白昼に防州徳山毛利淡路守殿家中之内六人ニ而同藩之御用人体相動居候人を及切害、又六人之内ニ無息人之分、此人の伯父ニ而組頭を相動候人をも害し立退候処、急ニ追手かゝり忽ち召捕、詮議ニ相成候処、ア、大変なるかな、抑此度益田・国司之両士

天子を挟むの説を主張し、京師江乱入いたし、若し事なれば首尾好帰国いたし、若誤て仕損し候ハ、大

膳公御父子之軍令状を証拠となし、幕府江訴人に出
て、兩人戈を倒して長州を攻潰し候深謀之由、此六
人之者固より荷担、外ニ同藩ニ而二十五人有之、此
御用人体之者反忠ニ而も可致色相顯れ候付、直様右
等之始末、又組頭体之者も危しとて切捨候よし、明
細に白状ニ及ひ候、右姦計之証拠ニは、山口城^(マヤ)築立
之砌より城之関門表裏ニ関抜付置かせ候由、又福原
越後は長門公之実兄ニ付、ケ様之人生ケ置候而は後
日之為不宜と、最初京入之先手飯原主計之処、兩人
之計らいにて福原を引替、亦御八家之輩皆京地江引
出し置候而、頓て事不成時は是等之輩も兩士ニ而打
平らけ、御国ニは大膳老公并御末家淡路守様迄のこ
し置、其余は皆々動かし置たる也、左候得は福原は
兩士の尾先に遣はれたる也、是等之次第も一々申述
候、右之趣ニ付、即日益田・国司は召捕相成、徳山
ニ而入牢被申付、福原は同所江御預相成候<sup>其他之荷担
人諸士等之</sup>
向仕置如何重ね、
て問合すへし

一惣而吉川江御委任中ニ付、国内何れも謹慎中之処、

十一月十五日尾老公芸州着、御征伐之御勢ニ付、吉
川監物は益田・福原・国司之首切持參、御詫ニ罷出候、
一前書之通、奇兵之一隊は諸国之激徒帰參難相成子細
有之者共ニ付、立退候事も不相成、追々怨言を出し、
用事有之時は我々を抱置、用のなき時は被捨候とは
情なき事也と往々さゝやき居候、十一月のころな
らんか、奇兵隊百五十人より顯出し候は、我々江三
百石ツ、被下被召抱度、左もなくハ大島郡一郡か山
城郡一郡頂戴仕度と顯出候由、右等之趣も聞届無之
故、猶以憤激いたし、一方江取籠る体ニ付、粟屋帯
刀と申人大將として、千二百人計之人數ニ而当丑四
月四日井戸村と云処ニ而戰爭有之候処、帯刀大敗仕、
尤夜討ニ而、帯刀寝衣ながら逃出し候由、此外數度
之戦も有之由なれとも、先大敗北は此時甚敷と申事
也、是より日數十日之間忽ち奇兵隊之威勢強く相成、
追々奇兵隊之働左の^(幸)ことし、
一勘定場を攻取才番を味方とする〔長防都而十八にわ
かち、其一分ニ才番といふ者を立て之を支配する也、

是を十八才番といふ、此才番詰居候町役所体之処を勘定場といふ也、他の代官也、忽ち十八才番共降伏におよひ候由、尤隊之申立は殿様之御為、且は攘夷を主張し申論候故、忽ち魔^(魔カ)き候者多有之候、

一 防州室隅^(隅カ)といふ処御撫育金之御蔵有之、之を開きて

銘々所用を達し候〔長州公ニは御入国以來御領国新田開發有之分、御除米として此御蔵江金納ニ相成居、夫故外ニも下関之税金も積金ニ相成居候由、

一 室隅之傍ニ山一ツ隔候処江隊之士より萩御廻米不相成候段高札相建候、

一 去年吉川之廃せられ候二十四隊之内二十三隊之者共奇兵隊之勢を承り追々附屬いたし、只今ニ而は皆々已前之如くニ相成候、

一 春來隊名を相止、皆々正義と相唱、宅等も不法無礼之儀不相働、自然隊之内もし手遊・女色・不埒之者有之時は直様切腹申付候由、

一 十八才番之者共支配下江相論し、御領民男女老若皆々同心之体ニ有之候、

一 大殿・若殿共只今は山口江被居候、

一 山口城去年取潰ニ相成候処、只今築立^(アマ)ニ相成候、

一 奇兵隊より若公江上書いたし、去年七月之通思召被為立度、只今ニ而は国中一同同心仕候段毎説ニ而候処、固より英氣之若公故忽ち御承引、夫故大君も今

ニ而は無是非御同心ニ候、山口江御入城御籠之御心得と相見へ候由、

一 山口と申処は四方山ニ而中ニ五万石計之平地有之、源兵衛得意之者此辺深山ニ有之、時々罷越候由、町数千余も有之由、

一 去年十一月降伏ニ相成候は全く吉川之計らひ故、我々も散乱せられたり、依之運命いまた尽きず、我長君を捨給はさる故、期復興する事を得たり、吉川可憎といふ、岩国は無ニ之幕忠を存し是に与せず、

一 岩国ニ而は隊の士の襲ひ来ん事を恐れ、領民一統江弓・炮・劍・鎗何ニ而も相心得居候様申渡、農商共帯刀をゆるし候、

一 正義家惣大将赤根武人と申人ニ而枕島といふ処の医

師之息也、歳二十三才計、先年外国江之使節ニ同船し廻国せし人の由、外ニ大津三郎、是も教司之由、

一 只今之処長防之國政、此人の方寸ニ有之由、

一 防州鹿苗村西福寺一向宗之僧奇兵隊之士ニ加ハリ居

候処、此節所々江廻り於在々村々法談相始、尤上より御達ニ而御免也、外ニも深山ニ此様之向有之也、

源兵衛一日聞に参り候処、邪念邪欲を起さす一辺

ニ念仏をとなへさへすれハ極楽ニ参る事疑ひなし、

只今爰にこふして居ても無常の風か吹ならは忽ち

西土江行事なり、どふして死んでも頓て参る処は

同し処じや、數百年殿様之御恩によりて子孫長久

生れなからおるは誠ニ難有事でハない欵、今度無

法ニ長州をにくむ人ありて御上様はしめ我々も心

配いたし候、此上は運を天にまかせ、何所で死す

るもどふして死するも同し事、なんでもお前方も

ともく力一ぱい御上の為に心配せよ、はたと云

物は一筋之糸を切れハ弱きものなり、機にたて、

一尺の幅にして引は強くなるか如く、御国中の人々

一心致してあれハ何か来てもこわい事はないけれ
ナアと、

弁舌ニ説き附る、皆々感涙を流し居る、隊之士申立

ニは、三十六万石之内一粒ニ而も減し候ハ、此假ニ

而は不差置と申居候由、

一 兼而長防は部を卸し長髪之処、隊之士勢を得てより

右部等ニ不及儀と相逢候、岩国領は今以下部おろし

長髪罷在候儀、慥ニ見請来り候、

一 五月十六日、源兵衛儀岩国出立之暫く前ニ將軍様御

進発之儀相知れ、兼而皆々覚悟とは乍申、弥將軍様

御進発と承り、国中之人々サテトヨ迎一際人氣引立

候由、

一 岩国江山口より上使三度立ち、清末より使者、奇兵

隊よりも説客来り候、出立迄之処如何共相知れ不

申候、

吉川監物いまた同意無之故、申論之為使者等も来

り候欵、何共不相分、但若し將軍家御進発ニ付又々

去年之通可然取扱與との頼欵、不分明、見る人前

後を考え、みつから可弁知、

一長州宿々町々隊之士居らぬ所無之候、

(大梅山通計寺カ)

一 台波山通計寺と云西家に陣取罷在候、此所甚堅固の

地にして、山之ふところにて、山之口八十間計、其

内四丁程田地ありとぞ、

一 旧米御家中之面々不心服之向も有之候得共、多勢且

英蘭共ニ被押潰、無致方同心之向も有之体、源兵衛

面会之内困たものと相嘶し候御家中も有之候由、

一 奇兵隊之者共岩国を憎む事頻り也、然上は一國中不

和順ニ付、長州公・清末公周旋ニ而当四月廿日過之

頃和順ニ相成候、

一 岩国は今以芸州之合印付居候、三筋引なり、

一 四月七八日高守といふ所へ奇兵隊出張、固岩国江之

道筋也、人数四百人、大砲十七挺、

此人数実は岩国を幕府方欵と疑心有之ニ付備置な

れ共、表は何時夷人杯乱暴する歎難計故、固人数

差遣置と申ふらし居候、

一 福原越後等初三士京地より退去之御時分、飯原主計

横滨江和順を結ハん為ニ出帆する、

按するに七月戦争後の事にて、英夷江降伏之条約

取結ひ之為ならん、是英一致之風説は虚話なら

す、

一 隊之士之咄しに、芸州広島を攻取事三日之外ニ不出

とて、源兵衛逢ふことに九度も咄し候由、

一 長州内切り之風説ニは、去年先備前之岡山を征伐し、

此後長州へ攻入へしとて、岡山為加勢五百人計すて

に出勢ニ相成申候、長州を出て此説無御座候、

一 本員之御家中永井雅楽を甚惜ミ候、雅楽之切腹は全

く国司・益田両土之計らひの由、

一 源兵衛同宿之人云く、宮本泰蔵と云人神武隊之監督

也、我々は三四番目也とぞ、

一 御先祖元就公御遺言ニ、此後本腹江男子出生候ハ、

我等再生とおもへとの御遺言有之、然処当正月六日

長門守様奥方様ニ御男子御出産、上下拵而御先祖之

御遺言をおもひ、一同大慶不斜候、

一 長門守様ニは重瞳子之由、

三二
一 丑七月廿日彦根侯より關老江達

井伊掃部頭領分被召上候拾万石之内、近江国蒲生・神崎之二郡、先は多羅尾主税様江御引渡夫々、(相濟脱之)残る分は今般御高帳御同所より御渡相成候ニ付申渡、諸書物出来次第郷村共御引渡可仕手順ニ御座候、然処上知可仕郷村之内伊香郡柳ヶ瀬ニは御関所有之、前々より掃部頭江御預ニ付同所御番是迄之通被仰付候様仕度、尤彦根城下より道程九里余も有之、同所住居為仕置候付、上知ニ付而は城下江引取可申儀ニ候得共、城下より通ひ候者ニ而は諸事不弁理ニ而、万一御番勤方等不行届ニ相成候而は、御時節柄別而心配仕候儀ニ付、右之者共是迄之通御関所近辺ニ住居為仕置、此上御関所御番行届候様仕度、此段奉願候様在所表より申付越候、以上、

七月廿日
井伊掃部頭内
富田権兵衛

三三
一 紀藩浪華状七月九日仕出

当地は存外静謐ニ而御座候、併 中納言様・玄同様・一橋様日々御登城、御用部屋ニ而御用談有之、会津侯も右同様、此程より一橋様・会津侯度々上京被成候事、既ニ去ル六日ニも又々一橋公御上京、然し長州之方は不遠相片付可申と奉存候、夫と申は、去月廿三日吉川監物・毛利淡路御尋之旨有之候間、此節早々上坂いたし候様被仰遣候処、其御使と行違ひ、船にて兩人共此表芸州蔵屋敷迄罷越居候得共、日数速過候付暫く扣居候由、右ニ付不遠御所置も相付可申と奉存候、一土州侯も此程御暇ニ而国許江御引取相成候、一伯耆守様ニは如何成御用ニ候哉不相分候得共、去ル四日江戸江御用之儀被仰付、同六日此表出立被致候事、一当時は尾州様・一橋様御家来ニ至迄、だん袋ニ筒袖・陣羽織ニ御座候、此御方ニ而は御側向たん袋様之も一切不相成、君上ニは猶更ニ御座候、後略、

三三
一 丑七月着大坂状

先頃一橋公為 御名代御上京相成、尤阿部閣老御付添
なり、今度吉川并清末を浪華江被召、去年京師變動

禁闕ニ炮発奉愴

(應) 慶襟候事、全草莽浪士并藩中暴論過激之所為とは乍申、
嫡子長門軍勢を引連室津迄致出張候前後之始末、大膽
は勿論末家并吉川等は如何致し居候哉、不審之事件な
る趣共御詰問ニ相成、渠等申訳無之、実ニ恐入伏罪之
誠情を顯し候は、古來名族之家柄、出格之御取分を以、
先寛大之御所置可被仰付との旨

奏聞ニ相成候由、

一 尾老公ニは防長は寛大之御所置相成度との思召之処、
玄同公ニは何所迄も御征伐と之思召ニ而御議論不合、
おのつから藩内も其党を成候と之風説、

一 宇都宮侯滅地之事、

朝議ニ而御返相成様 御沙汰ニ付、一橋公専ら御周
旋との事、尤山陵之功を 思召而之御事と相見申候、
一 一橋公御隠謀有之様ニ積年之疑惑有之候処、此度御

一人ニ而

公武之際御周旋有之、幕府ニ而全御専任ニ而幕府御
疑念毛頭無之由、乍併旗下之士人抔は矢張旧論を取
居候族も有之由、

一 土州侯上坂、浪華警衛之処、此節御免ニ相成、不殘
引取相成候訳は、激徒変を生し候半も難計候故、右
之備と相見申候、

一 榊原家ニ兵庫、高松侯西之宮固被仰付候、是吉川・
清末若多勢召連、激徒其中ニ有之候半欵との御用心
と申事ニ候、

一 大樹公京都ニ而は御違

勅之様一旦申上候得共、浪花ニ被為在候而より一々
被逐

奏聞候故、大ニ風聞も宜御座候、

一 浪華御滞在ニ而御金支、糧米も漸につゝき候由、又
旗本衆余程困究、市中は極々之迷惑と相見得申候、
一 此節は和睦之周旋ニ而内輪は最早成就いたし居候抔、
専風評いたし居候、以下略、

三四 外国人米穀輸入之儀申出候書付

(三四の1)

瑞西国書記官スネルスネル名人儀、此度同人出府中米騰貴ニ付

而は、同国商人共之内交趾支那之サイゴン府より米百

五拾万担一担百方十六貫目、我四斗入一袋ニ当、凡輸入為致度存候間、政府ニ

おゐて御買上相成候様致度、尤品柄下等ニ候得は一担

ニ付七錢我金壹兩三錢歩ニ当迄ニ相当可申、且輸入いたし可然旨

御挨拶有之候得は、三ヶ月程相懸候得は着港可相成趣

を以申立候ニ付、右は其筋之者御糺買上見込等有之候

ハ、急速ニ御申聞有之様存候、此段及御懸合候、

丑六月十六日

(三四の2)

以書付奉申上候、

米問屋組之行事共奉申上候、今般支那之サイゴン府よ

り米百五拾万担輸入いたし度旨、但一担目方拾六貫凡

四斗入一俵、価金壹兩三步ニ相当可申、且弥輸入致し

三ヶ月程相懸候得は着港可相成趣ニ付、私共買請方見

込御尋ニ御座候、此段右米之儀は未見聞不仕、其上四

斗入ニ付代金壹兩三步は、御当地金壹兩ニ付式斗式升

八合余ニ相当り、當時下米相場と相隔不申、此上照込

宜候は何程引下ケ可申奉存候、殊ニ米性慥ニ相分り

不申品、多少共見越を以直段取極買請候儀は仕兼候儀

ニ御座候、御尋ニ付此段申上候、以上、

六月十七日

組々
行事共

三五 七月廿二日關老江差出

私儀、去月廿二日在所出立、播州室津より出船仕候処、

海上雨天勝ニ而風並悪敷、今日小倉表江着船仕候、此

段御届申上候、以上、

六月廿一日

小笠原幸松丸

三六

一丑七月廿二日朝、關老松平伯州帰府、直ニ登城有之、

事件更に不相分候得共密説ニ御金支ニ付、右之差繰及

ひ在坂之幕人難渋いたし候付交代為致、且序ニ人数減

少之筋取計候為ニ御座候哉之趣、承申候、

三七
一七月廿六日於柳宮達

佐渡守養子
小笠原老岐守

御用之筋有之候間、早々上坂可被致候事、

三八(の1)
一 三拾間堀五丁目南木戸江張紙、表書ニ名主・家主・

書役立合之上可致披見と認有之、但本文同時下谷辺

ニも同様之張紙有之、

一 御直参并御備席

一 御旗本小給之士

一 諸藩 小給之士

右当時主用并武芸繁劇ニ而更に内職寸暇無之、

市中
一 名主・家主・書役共、其外給分相定者

但一年季之僕婢は除く、敵論も有之、

凡物極則變方今衣食住之三物、古来未曾有之高価相極
候得共、必定可致下落は理之当然矣、抑高価之根礎は
或は交易、あるひは屢御発途諸国擾動、依之黎民稼穡
之外ニ勞役し、或は邦内貨幣過多、或は窮郷瑣邑も俄

に貨殖いたし候故抔と、区々之論説有之候得共、畢竟
此物已前に出格之相違有之候故、諸品も准之自然致騰
貴候哉と致推考候付而は、以来安直ニ復古之期は全無
覺束候、然処前件連名之者時勢既如斯なれとも、俸給
は旧来之俵ニ而主用勤勞仕候間、經濟相立兼候逆窃に
致嗟嘆候者十二八九、然則其主宰之人能々遂熟察給分
増加可有之事ニ候、併右之事件強而致弁説、御政道ニ
相響候而は恐懼之至、殊ニまた愚老探微索隠も行届
兼候間、今不致顯書密々相記置候、然は不凡之有志仁
恕之所置可有之、

現今

貴府を始御旗本諸藩并市中家持共ニ至迄諸費難償時節
ニ有之候間、本書之建白決而難被行、徒ニ人氣を鼓舞
し費毛楮のミニ有之候得共、老婆心黙止致し兼相認候、
近年之弊風誹謗無礼之張札、或は又自己利欲之密訴抔
と同日之論ニ無之候間、有識之諸人可被致鑑察候、

千葉介常胤後裔

逸士幼翁謹述判

一 文教師匠并諸芸教授
醫師
寺院

右三列之業、一は教授世話人、一は濟度、一は修身
生道礼、何も人倫之大典必不可廢之要道ニ有之候間、
古來諸人之尊敬を請、此三業之ものも自然見懸を表
といたし候得共、畢竟糊口生活之為にして諸人之他
力厚意ニ依頼す、去ルニ旧例を推して受納す、或は
全く付届無之、素より商工所業に異り記価之責促も
なし難し、況や当時諸品高価ニ相成、外は則衣服交
誼し、内は則庖厨薪炭之費甚以窮策いたし候趣、詳
に致承知候、依之已來前件之次第を考合、謝物之儀
も諸価ニ准し是迄ニ倍増し挨拶被致度被存候、事情
洞察之諸子普く衆人江告諭有之候様希もの也、

但三列之内巍然として官途ニ価仕する諸士此列
に伍せず、又品物既貴也、甚難し、依之極貧之
者雖蒙三列之徳沢謝儀可為存意次第は勿論之事

二候、

右御政事ニ不致關係候間、訴訟長々張置可被申候、
以上、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

丑八月

南部弥八郎

◇第一四五号 丑八月報告〔玉里島津家史料四〕
〔一三六一〕

(付巻) 「第三百五十二号」

(付巻) 「慶応元」

一 日本新聞

開板第一号

文久三年癸亥の秋より以來社友会訳して同好に頒ちし日
本貿易新聞の原本、今年五月に至りて横浜の刷印局に滞
る事ありしかハ、暫く中絶せしに此度彼地に於てジャパ

ンタイムスと号し、再び刷出す事を始めしによりて吾輩亦従前の体裁に倣ひ緊要の事件を抄訳し以て同社に伝ふ、但し今茲、原本の号数改まれるによりて、訳本の名も亦改めて、単に日本新聞と題するものなり、

慶応元年秋八月

訳者識

日本新聞第一号

西曆一千八百五十五年第九月八日

我慶応元年乙丑七月十九日横浜開版各月定価洋銀貳元

当港に滞留せる英国女王殿下の欽差全權使臣ハルリーズ、パルケスより蚕卵貿易の一条に付き今日同社中へ報告する廻章左の如し、

第九月六日我七月十七日

英国コンシニユル勳方マルキユス、フロウエルズ花押

以廻状致啓上候、然ハ日本にてハ近頃貿易物に蚕種を一切差出不申、我商人共殊之外不都合之趣申立候ニ付、其段御老中衆へ及掛合候処、早速聞濟相成、右之品当

港へ速ニ被差送、以前之通他品同様聊差支なく自由ニ交易いたし候而不苦旨、其筋より急便を以被申達、昨夕右来紙致落掌委曲得其意、向後大ニ都合宜敷と大慶いたし候、此段一同江及通達候、以上、

一千八百六十五年第九月六日ハルリーズ、パルケス花押

○

方今日本全權の役の役所にて相儀する事件許多有之と雖も其内尤モ因循、なし難き条件ハ近々大坂の兵庫港を開く事にして是を専務として評議す可きの要領なり、兼てより、外国人の渴望せし如く、日本政府より兵庫開港(ママ)の許容を得るに至り、弥其市街に旅館を設け在留して自由ニ交易を成すに於てハ、其以前予め適當の法則を定め置かずんバある可らず、其法則を定む可きニケ条を此新聞紙の最初に記載する所以ハ、我等是を甚重大の事件と考ふるが故に、先づ之を筆録して以て看宦に示さんと欲するのミ、

第一条は日本の国政に關係し、第二条ハ日本と外国との貿易上に拘りたる事件なり、故に日本役人等ハ早々相謀

りて其評議を決す可き事なり、若し能く頑僻の旧習を一変し、因循の処置を行ふ事無きに於てハ、仮令此後貿易上に如何様の事件ありと雖も、日本国の為に不都合なる事無く、却て我商人等の希望するより大なる幸福を得るに至る可し、

先年以来外国人ハ彼ノ兵庫港を開かしめんと欲し、是まで数度談判を為すと雖も日本にてハ殊の外差支ある由を報告し、屢々其苦情を述へて一千八百六十八年^{戊辰}まで

開港の猶予を請はるゝによりて、我等も余儀無く其趣を承引せり、当時海陸兩軍の兵威嚴整なる外国の全權等ハ、日本にて如何様の不都合あるとも、以前取結びたる条約の如く押し兵庫港を開かしめんと欲し、又応接の時宜によりてハ、一千八百六十八年まで猶予し、其期限に至りてハ弥開港せしめんと欲せり、因て我等これを推考するに、開港の遅速ハ素より日本の都合に依る可き事なれども、畢竟之を開くの權ハ自^オから外国全權等の意に帰する事と思はる、

此節外国全權等の役所にて専ら會議する所は、右に記載

したる開港の一件にして其論二様あり、其一は方今日本に甚大なる差支あり、余儀なく開港する事能はざるを察し期年まで穩に猶予を成す可き欵、又一は我等一時も早く開港を希望するが故に談判の模様依てハ、海陸兩軍の兵勢に拠て、之を速に決せしむ可き欵の論にして、最緊要の事件なれハ未タ何れとも評決せざるなり、

英国政府ハ、日本の交際貿易諸件に付て、其国より許多貴重の宦人を初メ其他附屬の人々を送り越し是を抄^ウ取らせんと欲すれども、唯永々滞留せるのミにて更に其儀も思ふ儘に行届かざる故に甚た不快に思へる様子なり、

日本在留外国^(行カ)外国の諸商人ハ常に兵庫の開港を渴望すと雖も、弥日本にて其港を開くに於てハ如何程節儉を為すとも、相応の費用掛る可けれバ最早今より其失費を恐れ氣遣へるなるべし、

○

法蘭西の蒸氣軍艦船号ドブレイ、今月七日^{我七月十八日}入津せしに依て一、二の雜報を得たり、左の如し、

和蘭国の世子、英吉利女王の次女ヘレナ娶る可き約東漸

く整ひたり、

日本国より製器術に付て和蘭に諸事件を託せられたり、

亜美利加合衆国の大統領ジョンストン位を退き議政官ス

タウントンも職を罷められてプレストン・キング暫く其

代を勤むと雖も、終にハセクリテリー官シワルドに其職

を譲るなるへし、プリンセ、ハロルド、アゼロット、シユ

ラットの四人を第七月七日我閏月十五日に死刑に処せられシユツ

ド・アルノルド、オ・ローグレンの二人は獄に繋かれた

るよし、

南方のセクリテリー官なりしテレンホルムは赦されて獄

を出たり、又南部に於て、白人と黒人との争闘ありて死

傷頗る多かりし由なり、ヒラデルヒヤ府に於てハ、文官・

武官の評議紛々として一決せずと云、

在横浜 日本新聞局 アルフレド・ハットン 輯刻

春田与八郎訳

柳河春三校補

◇第一四六号 丑十月十五日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

丑九月より
同十月まで

南部弥八郎

会津侯より内願書

越後国新瀉并同所地統之地所、委細本書を以奉願候
処、猶亦演説之次第、左ニ申上候、

新瀉湊之儀は俗ニ会津湊と相唱候位之処ニ而専ら會

津米穀其外国産取出し、又国内不足之品々第一食塩・

綿・鉄等を始其餘蝦夷産物ニ至迄惣而日用之万品、

右湊より取入候事ニ而専ら新瀉を仰ぎ、互ニ唇齒を

なし、持合之土地柄ニ御座候処、一旦御開港之御約

定ニも相成候土地之義ニ御座候得は、此末如何なる

異変有之間數も難計、且は外夷之上のミならず万一

内乱相生し四分五裂之世となり、他之手ニ本領被致候時は囊中之物と相成、忽ち一国之敗滅は顯然ニ候、假令 公料ニ被成置候共、万一緩急之節は弊藩ニおゐて決而傍觀難相成、且近国之儀ニ候得共、防禦鎮撫之御役被仰付候は差当候儀、左すれハ此節より御渡被下置候は、追々警衛之手配仕置度存念ニ御座候、一右地所を指し奉願候儀、一家之利得を目懸候儀更ニ無之、從來苦心ニ不堪事件有之、其次第は去秋八月十八日之一挙、肥後守偏ニ真之

叡慮を奉し候より他念無之事ニ候得共、真之
叡念は難願事ニ候得は、着眼之異なる諸藩并浮浪逆徒成者、去秋八月十八日以前ニは追々列藩死地ニ陥り、土気候様攘夷之基本も立んとする際、肥後守叡旨を橋め勤 王忠義之長藩を退け、其余正義有志之者迄も追退け、又々儉安苟且之世となし、奢侈日々盛んに、土氣亦増情弱ニ陥り、其基を開きしは肥後守之為す所に反体之儀相触候、真之
叡慮を奉し候御深意は不得脱、竟に天下有志之者よ

り責を請候ニ相至り、実ニ臣下之身として憤怒ニ不堪事ニ御座候、其節薩藩も共々

叡慮を奉し候は等けれども、内ニは攘夷之守備を促し、暗礁に基き炮台を築き、梵鐘を潰して大炮を製し、国力を傾て海軍を務め、夫々攘夷決心之実跡相願候より既ニ攘夷之功業も相立、粗天下之責を塞くに足候得とも、弊藩之儀は陸戦之手当丈は可也ニ候得共、前ニも申上候通四塞之山国ニ而征夷之手術更ニ無之、竟に天下之誹謗難免、徒ニ鉞を振ひ劍を振り切齒扼腕仕而已ニ御座候、必竟海国と山国之違ひ候ニ預り候事ニ御座候、右等之次第も深御賢察之程奉願候、

江州御役知之内御渡被下度旨本書を以奉願候処、猶又演説書を以左ニ奉申上候、

尹宮様御加録被進候節、御先方御内願通一旦御約束御治定ニ相成候処、其後猶又右之地所御差支有之、御振替之儀御願被成候節、既ニ当家江御内命も有之、宮様江絵図面等迄持出し、公辺ニ於て御差支之件々

被仰含候御次第、夫々御直ニ申上、尤肥後守御役知は皆以宮様御家料近辺ニ相成居候処、大概宜敷土地之由承り候旨申上候得は、絵図面御熟覽之被遊、成程肥後守領之間ニ相成候間、其通ニ取究可申との御意ニ有之、直様御決談ニ相成候次第も有之、専ら當家御依頼被遊候御都合ニ而、畢竟は去秋八月十八日一挙も専ら宮様御英断之事ニ候得は、当節は四面ニ敵を御持被成候様之御心持ニ而、万一之事有之且不日御知行所江なり御立退も可被遊との思召ニ而と相見、其節は肥後守領分周廻仕候得は、旁御力ニも可相成と被思召事と相見、誠ニ武家と違御微力之事故、本ノマ、斯迄卯々御心付御論願之御次第も有之事と誠ニ奉恐入候、最初御約束之地も御振替御承知相成候御次第は、畢竟右等之御含も有之事ニ候得は、右等之次第も御含置御論願之御懇望相達候様奉願候、

一 江州は至極宜敷地所之由伝承仕候処、此度格別之思召を以御褒美御加録迄も被下候処、畢竟肥後守在所、兼而疲弊薄田之国柄之儀は御承知も可被為在、近来

困窮之段も御慰察専ら御救助被成下、難有 御仁慮之御尊慮と奉感候処、若州辺ニ而薄田之内抔被下候様ニ而は、乍恐御褒賞之儀名有て実なき様ニ相成、折角之 御仁慮台意も貫徹仕兼候次第も可有之哉と奉存候間、此上 御鴻慈を以御英断被成下、右地所御渡奉願候、且亦当職以来専ら大坂表銀主共非常之判談も致し取統候処、大坂之振合若州之諸侯ニ而は十分之金談も難整風習も有之、上方筋ニ候得は同じ地方を戴き候而も勝手方經濟之間ニ於て而は大なる違ひニ相成、夫丈肥後守尽力之筋ニ相成候間、旁奉願候、

一 此度之御加録主人強而御詫申上候程之下土地之願望等申上候而は、如何敷思召之程も難計候得共、右御詫御聞濟被下候ハ、元より肥後守本意之筋ニ候得共、拜領被仰付候上は、右 御恩賞丈ケ之御奉公是非共十分ニ仕度存念ニ御座候、右奉願候通御聞濟被下候ハ、行々は御加増丈にて自然本国式拾三万石迄も行立、十分之御軍役をも相動候様相運ひ度誠意

ニ御座候、凡諸侯知行を給候は、只物成さへあれハ夫丈之軍役之勤まると申ニは無之様ニ御座候、第一土地之便不便、次ニ物成之多少を以御吟味不被下候而は何分当惑仕候、万一若州御預所之内杯御渡相成候様ニ而は、前件申上候深意も不相違、有名無実ニも成行、残念なる様ニ奉存候間、此段共々能々御亮察被下度奉願候、文は意を不尽と申ことく何分主人誠意之程難申上は候得共、詰り格別之思召を以御加増被下候付而は、随而右御加増丈之御奉公十分仕度存意ニ御座候、右申上候条々御不審之儀も御座候ハ、御十分御詰問之上等と御聞分被下、断然御英決を以願意之通御沙汰被成下、海陸軍備之手当是非共相整、肥後守願意之通十分之御奉公相叶候様偏ニ奉願候、以上、

八月

内
外島機兵衛

一一
英仏蘭三国之軍船九月十三日大坂江出帆之儀ニ付江戸ニ而風聞承合候趣左之通

八月廿八九日仏蘭西人カシヨンより外国奉行山口駿河守・軍艦奉行栗本瀬兵衛江用事有之、面会致度旨ニ而右兩人横濱江差越候処、カシヨン儀は元来カトレキ教の法師ニ而、近頃仏蘭西学校取立教授いたし居、日本語ニ相通し候故通詞も無之、只三人密談之上帰府、直ニ早駕籠ニ而上坂いたし、引つゞき九月六日より七日迄参政酒井侯英仏ミニストルと応接有之候得共、仏は右カシヨン、英はシーポルト医師シーポルトの末子ニ而日本語通弁官、通弁仕候故、他人更に知る者無之、其節同侯之用人江神奈川ニ而出会仕候而承候趣は、朝廷江参 内

皇国之大事件ニ付、関白殿下江談判可致儀有之候旨ニ付、差止方之応接ニ候旨承り申候、九月九日同侯帰府、行違閣老水野侯被相越、同日閣老伯州侯并兵庫奉行等追々上坂、翌十日参政酒井侯蒸氣船ニ而横港江被差越候由に承申候、右ニ付外国掛幕吏之内氣寄之向承合候処、此度之事件は、閣老は水野、参政は酒井并山口駿州・栗本瀬兵衛之外、更ニ知る人無

一三

之、併兵庫開港、長州事件并条約ニ
朝廷之 御印証奉願候等之儀ニ相違無之哉と被察、
右は去年春頃ニも候哉、外国奉行竹本図書頭開鎖論
ニ差迫り、

朝廷之 御奥印無之故差支候旨異人江申聞候事有之、
夫より前先年浪士奔走之時分、仏帝ナポレヨン三世
は、はやく右之事実を察し、

朝廷江使節を奉り候事を企候処、北アメリカ部中メ
キシコとの戦争ニ付、其儀因循仕候由相聞得、旁相
考候処、此度は相違有之間數噂承申候、尤當中至而
静謐ニ而精細之条条存候者無之、只僥幸ニ諸事確定
可致杯一般に申居候向ニ而、稀ニは関東之威権旧復
之期有之間數慨歎仕候者も御座候、

右同断之儀ニ付横港風聞之趣左之通

軍船出帆之儀ニ付而は前書江戸ニ而承合候通、横浜
ニ而も至而不分明ニ而更に不相分、右ニ付在勤之奉
行より詰合之通詞共江精々探索可致由を命し候付、

無手抜相探候得共、何分精細ニ分り兼候、尤英仏之
ミニストル、亞はミニストル代書記官ポルトメン人
名、蘭はコンシユルセネラール并夫々付属之官吏共
も大坂江相越候付、其余之残居候者江承得候は、此
度之事件は本国ニ而各国江相談之上、不容易事件決
断之上在勤ミニストル并水師提督江申付筋有之、他
江一切不相洩儀ニ御座候、併ながら先第一兵庫開港、
第二長州償金取と不取との事、尚其上大事件は条約
に

朝廷之 御奥印奉願候儀ニ相違無之哉之旨、物語候
由御座候、

一軍船之儀、英五艘・仏三艘・蘭一艘都合九艘、九月
十三日朝四時頃に出帆仕候、

一兼而懇意ニ仕候英通弁官シーボルト其外亞人等も乗
船後ニ而出会不仕、ホルトガル書記官スネルと申者
も外出仕、其外は商人共ニ而微細之事は弁知仕兼申
候、

一前書ニ申上候仏人カシヨン儀は、至而奸智之者ニ而

日本政府江品能申立、既ニ長州償金之儀も同人之申立ニ而五拾万ドル押々ニ相渡候処、英人は不伏ニ而亦々兵庫之儀を申立、内々異論も起り候様ニ相聞得申候、

一 九月廿二日飛脚船一艘・ゴンボート一艘出帆仕候、右は夫より二日前飛脚船入港仕候処、九艘之軍船ニ行違、入津ニ付要用之書状相届、且大坂之景況尋問之ため在留之異人中より仕立遣し候儀ニ御座候、

一方今魯西亜国之遊学生横浜ニ在留仕居候処、内々忠告仕度儀御座候間、要路之官吏江出会之儀を申立、神奈川奉行支配組頭応接仕候処、左之通申立候由ニ御座候、

日本と外国との条約之文面粗漏不稽之事不少、尚夫さえ日本之地に堡塞を不可設之条御座候処、英吉利より兵卒を置き横浜之山上ニ屯所を取建候儀、以之外成事ニ御座候、日本は開国以後いまた数年ならず、深く外国人と交りも無之、且は国々の風俗ニも明ならず、便不便之形勢ニ付而自然暴戻之

徒も有之、殺傷いたし候類も間々出来仕候儀、如何様ニも被仰訳可有御座候処、元来日本より各国江ミニストル不遣置、諸般ニ付而外国江之談判は各国之ミニストル江御委任ニ相成候故、おのつから權威重く、且夫ニ随而私情姦計も相生し、日本ニ而被仰達候事も本國政府江は誠意難通より品々困難も相生し、別而英仏之ミニストル杯は尤甚敷候、ケ様申上候迎、右兩人江怨恨御座候ニも曾而無之、日々出会も仕候者ニは御座候得共、御為に不相成と存候間申述候、何分ニも日本より各国江ミニストル被遣置、談判之事件は彼之ミニストルを伝えず、各国之政府江被相通候はては追々各国ニ而憎ミを起し、御為ニ不相成は自然之勢ニ御座候、其外彼は各国之情性等ニ至迄存居候事共申上度、何卒執政江御目ニかゝり申度程ニ存候間、宜御通達可被下、必ず御聞置被成候ハ、御捨置ニ相成候様なる無用之儀は不申上心得ニ候旨申立候付、直ニ江戸江其由を神奈川奉行より申立ニ相成候段

承申候、

右之通九月十九日より廿三日迄滞在承得候趣ニ御座候、

一四

(四の1)

一筆致啓上候、各様弥御堅固可被成御勤珍重存候、然

は今般弊藩御再討之台命被仰出候風説有之、如何之儀

ニ御座候哉、旨意疑惑罷在候処、先達而宇和島藩より

内通之儀有之、外国奉行柴田日向守殿於神奈川蘭人応

接之趣より廟議御一決相成候様被相伺、甚以不得其意

折柄、閏五月廿四日和蘭コンシユル下之関碇泊ニ付、

役方之者応接及詰問候処、討長之儀は全く外国船当港

滞留等之事を以、小倉侯より毎度幕府江被申立候趣よ

り起り候、右申立之書面慥ニ閣老より請取致一覽候、

其書面持合せ不申候得共、決而相違無之儀と相答候付、

右之次第を以貴藩江及掛合候而も宜敷哉と相尋候処、

勿論不苦由相答候ニ付而は、弊藩御再討之儀は貴藩御

申立ニ而被仰出候儀欵とも被相伺候、然処一昨年来上

京被差留、攘夷も一己私闘之姿と相成、尚昨秋不計京

師變動之儀も有之、不得止一戦取計いたし候付、爾後

夷船通行之節欠乏之品は相渡来候得共、国体を失ひ候

所毛頭無御座候処、於貴藩此等大義ニ係り候事件を輕

忽ニ被仰立候次第難及落着、万一確証之儀無之候ハ、

取計方も可有之間、有無之儀速ニ御答被成度及御談候、

右為可得御意如斯御座候、恐惶謹言、

六月廿八日

毛利筑前

名判

志道安房

名判

小笠原大膳大夫様

御家老中様

(四の2)
一 右之返書

貴札致拜見候、然処御近隣ニは候得共、当節御往返も

打絶候付而は何も御様子不致承知候得は、彼是申立候

筋勿論無之、然ニ此度前件御尋越之次第如何之御聞込

ニ候哉、於貴藩は稔と御証跡も可有之御様子ニ付、篤

と御吟味之上為御知可被下候、於弊藩も殆と迷惑之筋
ニ付遂(遂カ)一詮鑿可致と存候、右可得御意、早々貴答如是
御座候、恐惶謹言、

小笠原出雲

七月二日

原 主膳

小笠原内匠

前書三人宛

尚以小笠原大膳大夫と御座候付、開封之処如何と存
候得共、此方江差向御遣且先名ニ付相違も有之間敷
と存候間、開封及御答候、以上、

一五

小倉侯より滞坂閣老江差出

去月廿八日長州家老より別紙書状写之通申越候、右は
外国船下之関江碇泊之儀ニ付、御再征之儀建白仕候儀、
毛頭覚無御座候、就而は甚迷惑仕候間、恐入儀ニは御
座候得共、何卒和蘭コンシユル江御渡相成候御書付為
心得拜見被仰付被下度奉存候、此段乍恐急速ニ奉願候、
以上、

七月

家老

小笠原甲斐

右願書差出候処、小笠原家忠節之儀不外思召候事ニ
而、書付類拜見願等は為筋ニ不相成等之趣を以品能
申論差戻候由ニ御座候、

一六

宇和島侯江小倉在留大小監察より問合

以飛札申達候、此度長防御征伐被仰出候は、外国奉行
柴田日向守於神奈川蘭人江応接之趣より御一決ニ相成
候哉之儀、其藩より毛利大膳家来江内通有之候旨致承
知候、右は如何様之次第ニ而内達ニ被及候哉、虚実之
処巨細致承知度、拙者共此程小倉表為御取締相越居、
取調之儀有之候間、篤と取札し封書を以委細之処急速
可被申聞候、此段申達候、以上、

七月四日

松平左金吾

塚原但馬守

伊達遠江守殿
家老中

一七 右返答書

(七の1)
御飛札拝誦仕候、然は此度長州御征伐被仰出候は、外国奉行柴田日向守殿於神奈川御応接之趣より御決議ニ相成候哉と、弊藩より毛利大膳家来迄内達仕候様御不審之御座候処、全右等之儀内達等仕候儀は固より無御座候、乍併是迄御達申上候通於徳山・岩国は弊藩ニ依頼仕候廉も御座候付、伝承仕候風聞を以岩国家老江相達し候儀ニ御座候、右等委細以別紙書取申上候間、御承知被成度、此段尊答如是御座候、恐惶、

七月十五日

桑折駿河

志賀頼母

神尾帶刀

松根 凶書

実戸弥右衛門

塚原但馬守様

松平左金吾様

(七の2)
別紙

昨年来長州江私ニ通路仕候儀無御座候故、内達坏と申様ニ響合候儀存当り不申候得共、昨年尾州様御惣督ニ而御征伐之節、徳山より異心無之段申越候付、人質を取置乘込度ニ付、右之次第早速尾州様江御達も仕、其節之御老中稲葉美濃守様江も御達仕候儀ニ御座候、不捨置長防内地之動静は見分為仕候得共、何分行届不申、少々ニ而も事変候儀は兼而時々一橋様より伊予守江見聞筋申上候様御沙汰御座候付、見聞有之節は申上置候、其後此度御進発御沙汰ニ付、御文面中不容易及企云々御沙汰も御座候処、右之事件有之訳柄不相弁、何様御進発ニ相成候付而は、是迄悔悟伏罪之趣は申出有之、其節御達も仕置候儀ニ付、今更不容易企と申事従公辺被仰出候処、当家ニ而承知も不仕、何等相変候儀も候ハ、徳山坏より通し方も可有之所、其儀無之は如何哉と存居候処、先頃巷説伝承仕候内、外国江相通し候儀有之趣、若右

等之儀事実ニ候ハ、兼而御達仕候伏罪謹慎と申儀相違仕、以之外之事ニ奉存候間、猶相糺し候上御達仕度と奉存候折柄、徳山大成寺住僧当地江罷越居候ニ付、右僧江申合同所江差遣候処、其頃徳山辺暴徒屯集仕居通路出来不申候間、岩国江罷越家老共江面会之上右之旨申述候処、家老共返答ニは、右様之儀は決而有之間敷、其内諸隊之者致散乱居候故、右等之者私に異国杯江渡海等いたし候は難計候得共、大膳父子ニ而申付候様之儀は受合之儀無之旨申述候趣に御座候、然処其後毛利大膳家老共より毛利淡路江頼越候旨ニ而同人より執達之儀頼越候紙面之趣ニ而は、前条之儀、若哉岩国より本家江申達、右之事同心ニ而差出候ニは有之間敷哉、何様右紙面之儀は先頃御老中様迄遠江守より封書を以御達申上候儀ニ御座候、右之外余ニ存当り候儀無御座候、

右之趣申上候、

丑閏五月廿五日藤堂侯より閣老松前侯江

今般 大樹公御進発被為在候御趣意は専長州御征伐之儀に御座候得共、先達而も愚存申上置候通幸折柄ニ付、此度社は

公武御合体ニ而近来之紛結も消散仕、上下一同太平を唱候御場ニ可被為至と恐悦之御儀ニ奉存候、扱御征長之儀は定而嘉謀妙算可被為在候得共、此御一挙は甚御大事成事と奉存候、夫ニ付彼は愚慮を運し候処、大膳儀は温順和平、長門儀は中々以過激と申性ニは無之、昨秋之一条杯は臣下ニ被為要候ニ相違有之間敷、定而心中ニは恐懼戒心仕居候事と奉存候、既ニ尾州老公取扱ニ而一旦伏罪ニ趣候処、又々此節ニ至り一國一致ニ相成候と申は、是全 大樹公御進発ニ付最早無二念御征伐と相心得、左候而は正と暴之無差別、所謂反噬之勢を成候事も可有之哉、兵法ニ敵を死地ニ陥れ候程之下策は無之、左候而は十人か百人と相成、千人か万人と相成候姿ニ付、此度御召連被為在候兵卒江被為対候而も御不憐愍之儀、且御勝利は申上候迄も無之候得共、一旦干戈を動し曠日持久と相成候而は、其内ニは如何

体之無分別者其隙を窺ひ不慮之儀出来候而は、最早乱離之世と可相成も難計、左候而は 大樹公奉始犯炎暑大軍を被為発、其御憂慮実不容易、万々一前条之御場ニ被為至候而は、呉々恐入候次第、且亦如何計欵被為悩

宸襟候御儀と奉存候、此度之御勉強は畢竟朝敵を御取鎮ミ上下安穩之基を御開被為在候而之御進発、却而騒乱を醸成し候様相成候而は以之外之儀故、老婆心之過念御内々御叫び申候、扱其所置と申候は余之儀ニ而は無之、城を囲ミ其一方を闕くと申儀御座候得は、切迫之御征伐は姑く御見合ニ而先使節を以成共可被仰出は、先般家来共不容易企有之、其後右巨魁共斬首ニ而御詫申上候得共、いまた真之伏罪之場ニも至り不申、甚心得違之儀、奉対

朝廷言語同断之儀ニ付、此度為御征伐 大樹公態々御西上被為在候、然処大膳父子ニ於ては、全く激徒之為ニ諭導せられ候儀ニも可有之哉ニも存候間、速ニ改心ニ而正邪を相正し、長防両国実伏罪之処ニ相成候得は、

精誠

朝廷江も及 奏聞御寛典ニ可相成旨御諭しニ而右所置之程相分り候上は暫く御滞坂被為在、万々御洞察之上御挙動被為在候得は如何可有御座候哉、実ニ兵端を開き候而は恐入候事故、先ケ様ニも相成候得は穩ニ相濟、世上ニ而も却而可称御威徳奉存候間、呉々も前条之趣御熱慮之程奉希候、以上、

月日

藤堂和泉守

一九

藤堂侯より右同断再啓

長防御征伐之儀ニ付、先日愚存之趣申上候処、其後伝聞仕候は姫路城迄被為入候と之御事、尤右ニは深遠之御見込も可被為在候へとも、過日申上候通今般之御挙動は御一大事と奉存候間、何卒海内人心之帰向第一ニ御計り不被為在候而は、最早御挽回之期も無之のミならず、乍恐後世ニ至迄被汚 御明德候様相成候而は以之外之儀ニ付、一と先大駕は京師江被為駐、得と形勢事情御洞察之上御廟算御決定被為在候様呉々も願敷、

若不為得止候節は大坂城御滞留、是は第二議ニ可有御座候、万一此ニケ所を御通越ニ而播州路迄も御進之之時は、長防弥以決心仕り、諸藩ニは失望可仕、実ニ治乱之際人心之向背ニも関り可申、不容易大事件と奉存候間、御持重之上人心帰向いたし候様御奉動奉懇願候、以上、

閏五月廿二日

藤堂和泉守

一〇
丑八月上方来翰

此程中大目付瀧川播磨守殿上京彼是周旋、猶又一橋卿・会津侯御會議等有之、去ル十五日殿下江右御両家御参入之上御評議有之、昨廿六日播磨守殿被致下坂候由、右御用之趣意、武家之衣服御改正、往昔ニ復し候様との御主意ニ而廟議予め御決、最前殿下迄被仰入、尤被遂

奏聞候哉ニ御座候処、何分容易ニ

勅許之御場合ニは難被為至御模様ニ而、其段廿五日両家江御理解ニ相成候事之由、密々伝承仕候事、

但本文御理解之御主意はしかと相洩兼候得共、古元之服ニ御改正との御伺ニ候得共、実は胡服ニ類し候品柄ニ而、当今之形勢人心居合ニも可差響、且衣服のミ及復古詮も無之、畢竟虎飾ニ流れ候浮薄之御事情との御見込を以、難被為遊御採用との事、

右九月中旬写取

一一
浪華書状

薩州より京師御警衛向ニ而罷出居候人数は、不残国許江無案内不意ニ引取候由、尤御留守居定詰は少々残置候趣、当時乾御門御固所相持居候得共、無断捨置引弘候旨、此訳は当時之形勢所詮幕府ニ而攘夷は出来不申ニ付、唯勤

王攘夷をいたし候者は薩ニ限り候、然処近年御堅向等彼是奔走ニ付費し候金年々拾五六万両位も有之、何れ之為筋ニも不相成、誠ニ馬鹿く敷事ニ候処、此通因循いたし居候而は追々疲弊相重り、みつから倒れ候よ

り外無之ニ付、今之内国力を養ひ武備充実、時節を待、
攘夷いたし候含ニ而先ツ割拠之姿と相聞候旨、極内々
同藩之仁より相洩候付、此段御内々申上候、

八月十九日

一一
二 丑十月十日風聞書拔萃

京師大事件驚該恐入候事ニ御座候、御東下被仰出候
処、伏見より去ル四日御上洛ニ相成候間、還御は有
之間敷候、

急々上京被仰付

松平大和守

上坂

田沼玄蕃頭
坪内河内守
加藤寅之助

右昨日被仰付候、御目付は今日出立、田沼侯は三四
日中之趣、

一一 昨八日浪花より御目付牧野伊予守・新見河内守早
追ニ而出府、

一 水戸殿御慎中ニは候得共、平岡丹波守御使ニ而急御

登城、

但田安殿ニは御所勞ニ而御断、

一溜詰始出仕御封書渡、

一昨九日万石以上并諸番頭・諸物頭・布衣以上出仕、

右大意は阿部・松前兩閣老△開港ニ決之処、橋侯御

出坂鎖港ニ御決定之趣△開港は

(頭註)「兵庫ノ二字脱カ」

朝・幕・会侯ニも御不承知之趣、右ニ付兩閣老官位

被召放退役、在所慎被仰付、上様ニは乍恐御辭職

被仰上候欵之由、

一一三 上方ニ而触達相成候

勅諭并閣老添書、左之如し、

(二三の1)
条約之儀

御許容被為在候間、至当之処置可致候事、

家茂江

(二三の2)
右之趣此度被

仰出候ニ付、万石以上以下向々江不洩様可相達候、

尤御触之儀は江戸表ニおゐて可申述候、此段申入置候事、

丑十月七日

松平伯耆守判

一四 横浜到来内密書

昨夜無事帰港御降心可被下、扱出帆之日は英船五艘・仏三艘・蘭一艘を三行ニ列を整へ、十六日ニ兵庫港ニ放錨、十七日シーボルト人名・マグドナル同上仏のゴンボートニ而大坂天保山辺ニ而閣老と応接なせし由、十九日またく右兩人英のゴンボートニ而大坂行、仏のゴンボートもひとしく発す、此日は風波はけしく上陸ならず、空敷兵庫江帰る、廿日出帆、此日も風波高けれども押而上陸、天保山にて応接ありしよし、廿三日阿部豊州英の本船に來り応接す、廿四日英のフレゲット一艘・ゴンボート一艘來る、都合ニ而十一艘なり、此日も役人三名來る、応接あり、廿五日立花出雲守來り応接す、廿八日シーボルト大坂江行、廿九日仏船一艘出帆す、十月一日立花出雲守來る、三日シーボルト

大坂行、四日各国軍艦大坂江行よしなりしか、如何なることにややミぬ、此日聞しに、大君將軍職を辭し発足なる由にて、大坂大に混雜すといふ、尤大君は當時伏見に居られ候由、五日新聞に大君已に御發駕相成候處、

勅命にて急ニ御差止相成、淀城江御入被成、六日兵庫に碇泊す政府之軍艦残らず出帆、蓋し大君此船ニ而御歸府なされしならん、七日伯州外役人六名來る、夜ニ入て帰る、八日晚ニ仏蘭之軍艦尽く発す、九日早朝我軍艦も発す、ミニストル、シーボルト他のフレゲット江乗移、是は上海江行由、十日夜五時頃当港江入る、仏艦もひとしく入る、

右は英船ニのり大坂江いたりし者、日記して横浜に歸り、十一日ニ友人の方ニ告來りし由、

一五

丑十月朔日於浪華申渡

阿部豊後守

名代

松平信濃守

松前伊豆守

名代
松前鞆負

敬慮之趣被為 在候付、官位被 召上候、且於国許
謹慎 御沙汰相待候様

御所より被 仰出候、依之御役御免被成候、在所江
罷越愼可罷在候、

右今晚於牧野越中守御役宅老中列座、兩度ニ伯耆
守申渡之、大目付代木村兵庫頭・御目付助井戸大

内蔵相越、

一前書兩人右様被 仰出候儀、起本更に不相分、列藩

より密事内 奏仕候様子も不相聞得候得共、元來權
謀を以幕威挽回之見込十分有之、既ニ上洛之儀を

勅諭之処、長州進発と名義を設け、或は諸藩御家族
江戸住居参暇如元杯、若くは兵庫開港之儀も右両閣

老之專任ニ而幕土之内不承知之向有之、

朝廷江内 奏仕候而前書之運ニ相成候哉之趣、密ニ

風説も有之候、

但本文幕土之内と有之候得共、橋・会・桑之周旋

二候哉之由、密ニ申者有之候、

一六 大樹公辞職表十月十一日写取

臣家茂幼弱不才之身を以、是迄叩々征夷之大任を蒙り、
乍不及日夜勉強罷在候処、内外多事之時に膺り、上
宸襟を安んし奉り、下万民を鎮むる不能、加之国を富
し兵を強し

皇威を海外に輝す力無之、竟に職掌を汚し可申と痛心
之余胸痛強鬱閉いたし罷在候、臣家族之内ニ而慶喜儀
は年來 闕下ニ罷在、事務ニも通達仕大任ニ堪可申奉
存候ニ付、臣家茂時之如く諸事委任被成置候様偏ニ奉
希上候、尤当今時勢之儀ニ付而は以別紙

奏聞仕候間、右慶喜江

御沙汰被成下候様奉願置候、

一七 時勢 奏書

臣家茂謹而宇内之形勢を熟考仕候処、近来追々變遷い
たし、和親を結び有無を通し、互に富強を計り候風習

ニ押移候上は、是亦天地自然之氣數不得止之勢ニ可有之奉存候、就而は

皇国ニ限り一向御外交不被為在候而は、卑怯退縮之姿ニ相成、御国体御国威とも却而相立申間敷、既ニ先年下田ニおゐて亜墨利加使節と和親条約取替相成候も、右等斟酌之上遂 奏聞御許容相成候儀ニ而、其以來追々鎖国ノ旧格を廢し富強之基術相開候処、其後外交拒絕之儀被 仰出候付、可成丈

聖諭遵奉仕度志願ニ御座候得共、無謀之掃蕩はいたす間敷旨被 仰出候趣も有之候間、何れニも富国強兵之策相立候上ならては膺懲之典難被相行、就而は彼か所長を採り簡易之利を以て多く船廠を設備し、外夷以外制夷之術を講し候方、当今第一之急務と奉存候、是迄種々苦心罷在候折柄防長之事件相起り、終に大城坂迄出張仕候処、不料夷船兵庫港江渡来、条約之廉々改而

勅許有之候様申立候、臣家茂ニ於て取計兼候は、彼れ闕下江罷出直ニ可申立と申張、種々論談を尽し応接仕候得共、何分承諾不仕、去迎無謀之干戈を動し候而は

必勝之利無覺束、仮令一時は勝算有之候共、四方環海之御国柄東西南北且普攻掠を受候而戰爭無已時は、

皇国生民之糜爛此時より相始可申、不仁不慈此上は有之間敷、誠ニ以歎ケ數儀、臣一家之存亡は姑くさし置、宝祚之御安危ニも關係仕不容易儀ニ而、陛下万民を覆育被遊候

御仁徳ニ相悖可申哉、家茂ニ於ても職掌相立不申候間、脱字乍恐衆 仕 御動揺無之、断然之御卓議を被為立、何卒改而条約ニ付去虚存実至当之談判仕候儀、判然と

勅許被成下候様仕度、左候得は如何様ニも尽力仕外夷制馭之実備を立、内は防長追討之功を遂、上宸襟を奉安、下万民を安堵せしめ、臣家茂祖先之志ニ報ひ可申志願ニ御座候、

皇国如何様英武之御国ニ候共、万一内乱・外寇一時に差湊ひ、西洋万国を敵ニ引受候而は、

聖体之御安危ニも拘り、万民塗炭之苦ニ陥り候は必然之儀と誠ニ以痛哭慨歎之極、仮ニも御国安民之任を荷ひ候職務ニ於ては、如何様御沙汰御座候共、施行仕候

儀何分ニも難忍奉存候、依之前文中上候通速ニ

勅許之御沙汰被成下候ハ、百万

宝祚之無窮、万民之大幸無此上、千々万々奉懇願候、

寔に不堪悲歎号泣之至奉存候、尤外夷

闕下江罷出候様相成候而は深く恐入候儀ニ付、精々尽

力遂談判、来る七日迄兵庫港江為差扣候間、成丈早々

御沙汰被成下候様仕度、此段奉

奏聞候、

一一八 於関東十月九日惣出仕ニ而達之趣

(一八の上)
方今内外御事多之折柄

宸襟を不奉安御次第柄も有之、御職掌ニ於て御痛心之

余御胸痛強御鬱閉被為在候、就而は一橋中納言殿永々

京師ニ被在之事務ニも相通候儀、中納言殿御相統御政

務御讓被遊度旨、

御所江御願置被為在候、此段内意申達候様ニとの御沙

汰ニ候事、

十月

(一八の2)
今般

御所江被仰上候趣も有之候ニ付、去ル三日大坂表御発

途、先ツ伏見江被為入御泊、夫より東海道 還御可被

遊旨被仰出、猶亦還御之儀は御沙汰止ミ伏見御滞留可

被遊旨被仰出、大城御城 出御御陸地被為成、伏見奉

行御役宅江着御被遊、同四日御同所御発途御上洛可被

遊旨被 仰出候事、

右之通今九日被仰出候間、深く奉恐入候儀ニ付、末々

ニ至迄遊興ケ間敷儀無之様、銘々厚く心懸候様可致候、

且廻状刻限付を以て、早々順達留より 御殿江可被相

返候、以上、

一九 ○

一大樹公辞職表被差上候処、東帰之儀依

勅諭御差止、十月五日参 内

官方関白始公卿 朝参、在京列藩君侯或は重臣被為

召大評議、尤閣老格小笠原出席御簾之内ニ

叡聞被為 在候趣御達有之、其上衆議相決候所ニ而三
港 勅許、兵庫開港は不相成、且条約不都合之廉々相
改相伺可申、尤列藩会評可有之旨被 仰出候由、

二〇
京師風聞密書

夷艦応接切迫ニ付、阿部侯兵庫江御出張之儀ニ付、
御政失も御座候哉、差扣被蒙仰候趣一橋侯より殿下
江御達相成候様之處、於浪花いまた致し候段不都合
之趣風聞御座候、

一夷船之方当今開港之事及催促候儀は、前年五ヶ国通
商之儀天下江御布告之時、兵庫表は何ヶ年目より之
条約之廉を以申立候儀ニ而、於 公辺は実は無御抛
哉、於

御所向も其頃之有司は当時御代りニ而御辭職御座候
得共、条約布告之一挙は
奏聞之上ニ可有御座間、其期限を段々差延候末、当
時之有様ニ成行、国中人心不居合候付、此上も開港
期限差延候様ニとの 朝議被為 在候付、其事情幕

士ニ而深く談判有之候ハ、於彼は決而疎暴之振舞
は有之間敷候得は、彼は左程に差迫不申候得共、兩
閣老之如き十分心酔之諸有司只管夷国跋扈之勢有之
との口実を以、速ニ開港之一挙

勅許之儀を被差急候内情自然相顯、幕士之内ニも不
伏之面々有之、且又諸藩ニおめても其情実探索之上、
内外共

朝廷江相移候付、弥以

宸襟不穩、何れニも長防御所置之儀も切迫之折から
ニ付、此一挙相済候迄開港之一儀は

勅許無之との御模様ニ候處、二閣老ニは其趣意表ニ
遵奉之姿ニ候へ共、内実夷人之^{不分明}……速ニ候次第御座
候哉ニ而、如是惑亂いたし候由、

一右等混雜中江尾玄同公御上京之儀は、若哉二閣老江
御同意ニ而事を御執被成候様之儀御座候而は実ニ不
容易次第柄との儀、殿下御始諸有司御憂慮ニ而御評
議も有之、昨日伏見迄一橋公御乗切ニ而御出張之上、
則御帰洛、深更殿下江被為入候由、其御模様探索中

ニ御座候得共、未相洩申さず候由、

一会津侯は是迄色々之次第も有之候得共、最早此期ニ及候ハ、攘夷之外無他念と之決議、藩中一致候様相見申候、

一 一橋公之御内情は難相分候由、

一 今般渡来之夷艦中ニ薩長士乗組之密説有之、突留かたく候得共、仮令無之共、内実彼江入説且關係之筋も有之哉と之儀、諸藩ニおめて疑念御座候由云々、

一一二
十月十四日伝聞之趣

夷船大坂天保山応接之節、他人ニ咄可申筋無之、阿部・松前兩閣老ニ逢可申由申立、且

朝廷より一橋・会津江被仰渡候御趣意之事柄、兵庫之一条趣意反対いたし、始終開港之談判ニおよび、加之阿部応接之時分約束之故来航いたし候旨英人之口氣有之、其節立会之監察井上某と欽申人、窃に橋府江内告いたし候より一時ニ騒動相成候由密説承申候、

一 越老公 朝幕より御沙汰ニ而上京御座候由、風聞專

有之、併越州周旋家之説ニは、いまた上京可有之時ニ無之と申居候、

一 旧閣老板倉侯再任之幕命御座候由相違無之趣承申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

丑十月十五日 南部弥八郎

◇ 第一四七号 丑十月十五日報告 『玉里島津家史料四』

〔付紙〕 亞米利加彦藏訳外国新聞紙之儀別ニ御用部屋江申上不申候ニ付、御廻相成候様仕度奉存候、此段申上候、以上、

丑十月十五日 南部弥八郎



一(の1)
元治二丑年

三月十三日イギリス飛脚船此港ニ入りしを以て左の新聞ヲ得たり、

フランス事情

二月九日日本正月廿二日ニあたり國王より評定所にて政を説きしめすこと有り日ニあたりと触れ出したり、国人皆これを聞て云に、定て太平の政を説示するならんと喜ひ合り、然るに其中にも大商人なぞハ喜はずして云には、如何様なことを説示す

るならん、元來我國ハ金銀の国ニ富饒する工夫を成すことハ少なき故、此度の御触も我等にとりてハ定て宜敷事ニハ非らざらん、然しながら曾て一老中の海軍及び陸軍を減ずると云議論を建白ニ及びしと云風説あり、若も其言が全実して右の如き改革が行ハるゝ時は、自然税自然税も軽くならん、右様なる仰渡しなれハ、実ニ我等の心望心望に愜愜ものなり、○フランスにて右の如き改革を行て、海陸の額兵の数を減ずるときは、能人民の心を得るものナリ、○既ニ國王より命ありて廿三艘の軍艦ハ人員を減し国船となし、平常ハ用ひず、唯非常の為ニ備るのみなり、其他左ニ記する軍艦ハ其役を脱し、人を払ひて用ひず、

- 大軍艦ポーター及びインフレキスボロー、小軍艦
- チャスワ及びトビテータータッス、中軍艦ユラキニ
- 及びユレゴン、飛脚船ホキジャー及びマレボー

ト
通計八艘なり、○蓋フランス全国の軍艦ハ大凡二千四百万人の軍卒を役するなれハ、右の法に改らハ、其數員ハ減少して半になるならん、○評定所へ持出す評議中ニ公

辺之入用を以て国民を教誨する学問所を新ニ創造するの議あり、其法則ハ、フロイセンの学校よりも簡なり、
○学校造営につゐてハ、如何なる模様を以て成すやの其事実を吟味する為に、左に記す役人其命を受たり、

ブレンスナポリヨン(但シ当時ノ国王、リユークハー

セゲネー日本にて云ときハ、三卿位ノ格式ノ者、マーシユルバリエント

町奉、エンルレーヤ老中

米利堅より風聞ありて、フランスにてメキシコ国を屬国ぞくこくと成さんとすると云風聞あれとも、定て是ハ虚説ならん、

○五六日以前に大なるそとてんせん粧鉄船はてつせん是てつ舟なり

其形すこしくイタリヤのフレゲットフレゲットに似たるものにて船号をオーレンと称し、デーン国の旗をたて航海こがし来り、

ホートーと云処に銃を卸したり、暫らくありてイギリスの蒸気船大炮其外の軍器并にマタロスを夫のラーレントラーレントに輸び入れたり、後に聞しに南アメリカにて買とれりとかや、

プロキセン国の部

プロキセン国の人民租税の重きを苦むと云説あるにつき

其国の評定所にて其掛りの役人取調のことを始たり、然して其調への上にて如何様なる法に革改なさんと云ことを衆議なし居れり、○評定所より役人を勸定方へ遣し、

昨年デームの戦争にて何程の入用掛りしと云ことを問ひ糺すよし是ハ戦争につき新ニ、海軍ヲ調し故なり、然れとも陸軍にての費ハ調べ

すして、唯陸軍を養には壹ヶ年につき何程の税ありて養るゝ哉と云、衆人の見込を問ふのミ、○昨年二月十四日、

フロキセンとオンデンホルクと仮り条約を結びたり、今評定所にて其本条約の議を決定するよし、抑も此条約といふは、

ランデンボルク国の一と隅すみミをすこしくフロキ

センにて買ひとり、軍卒の屯所たむらひになさんとなり、是によりてプロキセンより其地の価として五万タキラタキラト云ハ洋銀七分

三厘三厘にあを出す、○軍艦奉行より公邊(マ)に願書を出したり、

是ハ軍艦を造る為に三千六百万(マ)トロの金を商人より借用の出来る免許を願ふ書なり、

ロシア国の部

「ロシア」のマスコート云城下にて諸大名会同なし、万事を相談あり、其中にて余程面白き論を成せし者あり、

然レ共其談の悉敷ことハ知り得ることを能ず、如何となれハ其國法にて実事を新聞紙にのすることを禁ずれハなり、然れ共其概略ハ知り得らるゝなり、○右諸大名にて一決したる評議ありて、既ニ書面を國王に出したり、其書面の略ハ國王より國中の重官を呼出し、衆議の上にて金銀の國中ニ能く融通つき、上下とも迷惑のなきよふに法則を極めんこと請ひ願ふ書なり、其故ハ今國中に金銀の融通悪敷ければなり、○政府より法製を改革せんと云ことを言出し、又國政につめてハ種々勘考なし居ることもあり、其改法と云は、今迄のきび敷法をゆるやかにすなり、若シかよふになるときハ夫のアメリカ國ノ共和政事の如く成るならん、然りと雖も其國民ハ多くハ頑冥無智にして、未タ世間の事情に達せざる故、諸大名の外には人柄の宜敷ものハなからん、夫れ故ニ百姓町人よりして國事ニ關係するものを探ひ出すハ難き事ならん、○國王の若公わかぎみ大なる怪我を成せしとかや、然ルニ今フランスの都より来りし書状ニしるすところを見るに、風説よりも余程輕き怪我のよし、扱此儲君の怪我ハ如何成こ

とにてなせしと云に、或ル一人の兄弟誤て高処よりおちなんとするとところを、手づから援ふて却て自身の骨節を傷めしとかや、

オランダ國の部

茶 此品ハ売買甚だ衰微して、価も少しく下りしと也、

煙草 此品ハ十日已前に比らぶれば、大ニ高直ニなり、

売買盛なり、

綿 此品ハアメリカ戦争の模様にて景氣甚悪しくして、

此品を買者まれなり、

イタリヤ國の部

二月三日日本正月八日の暮れ方に、國王の輦駕こしぐるまトリエンヨリフローレンセンと云都ニ着したり、城辺には國人聚會して皆々冠りをとりて之を高く差しあげ、声を揚げて着都の祝礼を成せし、王も亦入城して後ニ楼上ニ登り、親まごから挨拶をなしたり、○ミソナーより来りし書状に、後月卅日日本正月四日の夜大ニ地震ありて、其地震の後にイタナー山より硫黄を吐き出し、熱湯怒漲して其山に近き村里ハ甚危難なりし、○都を遷うつすに就てハ、イスパニヤより不承

知を云しと風聞あれども、今其国の時務宰相より書ヲ以て言ひ贈りしには、貴国にて都を遷すニ貴国の人民の差支もなく、且又各国にても承知なれば、何にも私之方にてハ異議ハ申さずと言贈れり、

イスパニヤ国ノ部

イスパニヤの船將南アメリカのピルウより贈りし書状には、ヒールンとイスパニヤとの争論ハ、多分ノ戦争ニ及ず濟ならんと云り、○イスパニヤのフレギットー及びヌマンセンと云船ヲ出帆成さしむるよし、是ハ戦争の有無に關係なく唯自国の商人其地ニ在留なし居るものニ警固ニ行也、

ホルトガル国ノ部

ホルトカル政府におゐて事実の行き違ひより、老中代るならんと風聞なせり、○レツポーン都にてハ地代家賃等格外ニ高くなり、又肉の価も三割上りし、○此冬ハ近年になき寒さにて、諸買売不景気にして金銭乏し、

イギリス国の部

茶 此品イギリス国中にて遣ふところのもの、昨年に比

すれば七拾万斤を増ス、然れとも価ハ変りなし、

糸 此品ハ織工にて価を高くすとの故、支那サタリ

糸の上物にて壹斤につき価六枚七分五厘位、日本の

前橋のものにては英国の壹斤につき七枚七厘位、

○フランスニ在勤のミニストル正月廿日に日本去年十二月廿三日

躍おどろ戲をなし、各国ノ姫公及び老中等の衆人ヲ招待してもてなせし、誠ニ盛んなりき、

アメリカ国ノ部

正月十五日日本去年十二月十八日 將軍タレー第四隊の陸軍及び海

軍を指揮なし、ウフレメントの下なるフヒシルと云炮台を攻て奪取れり、其戦争の有様ハ午後三時日本八ツ半ニ軍

艦よりボムを烈しく放ち掛け、夜未タ十時日本四時に至ら

ざるにうばる取れり、○北アメリカの陸軍ハ手負死人凡八百人許り、并に海軍凡百人計り、南アメリカにてハ死傷のもの五百人、生捕られ千八百人なり、○南アメリカ

は此戦争に依てウクレメント近くのキヤスウイキル及びケンボルと云へる台場たいばを敵に取られざるよふに自から破摧したり、且ケニボノルの兵卒ハ退きされり、○ホート

ローエルの告には、本月十四日に南北戦争ありて、北方にてはボカタレゴ―と云へる橋を奪ひ、大筒十二門を得たり、南方にては夜ニ紛ぎれてチャレストンの方へ逃たり、此戦にてハ北方ノ死傷ハ誠に少し、○チャストン港に於てタベスコ―と云鉄船巡警せし処へ、敵の為にトルヘドラス花火ノ如クシテ自ラ破裂スル也を以て摧れたり、水卒凡五十人計り沈没せり、中等軍艦センオウセント名けし舟バヒマ―スにて洲渚に觸れて破船せり此舟ハ「ハルリス始テ日本エ、来リシトキニ用シ也」

○北方海軍方の評議は水師提督ゴ―ルズベレーをして一隊艦を卒しめヨ―ロッパ江差遣すべき模様也、又南アメリカのフレシール海或ハ天竺支那等江茂軍艦を増遣すべき様子也、○大頭領リンコリンなるものイギリス管轄のカナタと以来条約を収めざることを決断なせり、○正月廿三日日本去年十二月廿六日なりより廿七日日本正月元日なりの間之金相場之相違左之如し、

札数ヲ百九拾七枚但シトロ巻枚ニ付 同百十九枚同

同 貳百十九枚同


右百枚の相場なり、○正月廿七日之手紙之しらせには、

レジメント是ハ南之方の王の居所より鉄船三艘・大砲船五艘、都合八艘にてセキミス川を下れり、其趣意ハ北方之フロテラ是ハ北軍にて川或水の浅きを襲ひ、將軍グレンントが糧食を奪処にて用る舟なり

ひとりるべき策と想れたり、然共其策ハ成就せざりしと見へ、右八艘の内漸く一艘此フワテラを通り過せし、其外三艘ハ洲渚に乗り上げたり、其二艘ハリツチメン江引取れり、其一艘ハ捨て去れり、是ハ茂早（最早）近しくして扶けざるに暇ま有らざる故なり、○二万七千の軍勢をセレモンに在陣したる將軍シヤリモンの方へ遣せしと聞たり、

○近来アメリカニテ新發明の鉄紙てつかを製したり、是ハ鉄の極々宜物にて製す、其薄きことハ千八百枚を重畳かさねして漸く一寸の厚き至る、字を書に滑りすべりて頗る宜し、

右のことく各国の新聞誌を日本のことにはなほし出ス趣意ハ、各国の珍ら敷断をも知り、且物の価の相場高下をも弁へ知れハ、貿易の為に弁利多きを思ひてなり、英国の飛脚舟ハ一月ニ二度ツ、ハ此港ニ来るものなれハ、便り有る度毎に速に出版

し、又夫に横浜在留之異人より出す引札をも訳して添可申候、已上、

百四十一番

^(一)の2)
元治二乙丑年三月廿六日英国の飛脚船此港に入りしに依

て左の新聞を得たり、

イギリス国の部

二月廿日日本正月廿五日上の評定所評定所に上中下と分ちありて、上の評定所にてハ諸大明会合して評議な

明曰、我國の領分キヤナダー北アメリカにありは近來等閑にして

世話行届ず成しが、今我國ニ合衆国とハ互に恨を構へしこともあらざれハ、差当り其国の危きことも無きよふな

れ共、然しながら決して危ことなきとは云べからず、其故ハ此節となりてノ合衆国にてハ我國を忌嫌らふなれハ

なり、右によりてハキヤナダーには是非とも非常之備なくてハかなわず、此手だては如何成模様に成さバ宜しからん、又一人之曰、其言実に然り、是ハ最も一大事件なり、其防禦之策ハ二ヶ条あり、第一には台場を造り、第

二には新ニ陸軍を調へ軍事を練るなり、此事ハ政府にて成す積りにて△既に十萬ドルの金ハ急速其入用ニ充る積

りに成り居れり、マンヅレラール港の方ハキヤナダーの政府にて成す積り也、又一人曰、キヤナターは今に間も

なく軍備も整ひて各国と肩を並る程の勢にもならんか、又一人曰、唯今言るゝところ尤のことなり、我に於ても

左に憶へり、然しなからキヤナダーと申処ハ、万一敵陸

より攻込む事有らんハ其防ぎ(マヤ)かた甚難きことなり、今政府にてキヤナダー軍備の為に用金を評定所江申出す、

其時刻已に後んとするに近し、然しなから年の数を掛るものも月の数を掛る如くに促して、速に成すときハ宜し

からん、右之如く成にもキヤナダーにて自ら出て来りて、右等の事を願ひなば、我王も猶更彼を等閑に成し置くこ

とハなる間敷ならん、○評定所に於て或る大名之言に、政府にてハキヤナダーを忘れたる如く一向に構なく捨て

置れしと云につき時務宰相ロスルと云人出て其言ひ聞きを成せし、其言に五六年以前にも下の評定所よりキヤナ

ダー軍備の為に金か入用なると申出なバ、茂早出来上る

なん、然るに右様之こと申出しこともなく、且又キヤナダーにても自ら政府に出て国の為なれハ我方にても力を尽すなると、政府よりも何分世話成し給るよふにと申出てしかと云に、右様のことハ少しもなき故に、政府にても今迄其仮に成し来りしもの也、○下の評定所^{町人又諸役所}にてハ格別之評議はなかりし、○ブルンキル国とハ争論ありて交を絶ちしかど、今は其事につき応接あれバ多分ハ此応接にて以前之如く復ひ交を結び、親しく成るならん、○元来アメリカ国との条約にキヤナダーの湖には軍艦を置さるよふにとの条約を結びたり、然るところ今度アメリカより贈るところの書面に、其条約を用捨ありて暫くの間軍艦を置かんことを頼む趣を申来れり、是に依て、我にてハ雑念を起し、多分ハアメリカにてキヤナダーを打取らんと云計策ならんと憶ひしに、今能々聞亂に右様の故にてハなきとのことにて、疑念始て解けたり、其故ハ夫の国の賊徒キヤナダーに入りて党を集め、其処より旗を揚げんとせしにより、其賊徒防禦の為に軍艦を置ことを欲するなり、尤も暫くの間之よし、○後月政府

にて出入の金高を録して出たぜし、其数左の如し、二億八千万ドロ、是ハ運上にて入りし金、其内千三百四十五万九千七十四ドロは、税の外雑事にて入りし^{陸軍之古着を売り、或ハ印}度に差置し陸軍給金之剩り、或ハ、八百七十五万三千六百十^{國王之地面を売りなぞせし金なり}六バウン^{但シ一ハウンハドロ四枚なり、譬は日、本にて考分銀四枚にて一兩と云如し}、是ハ諸入用なり、其割付左の如し、二千六百三十七万七千七百三十二ハウン、是ハ陸軍之入用也、千二百二十八千二百五十三ハウン、是ハ海軍の入用也、九百二十六万九千五百一十一ハウン、是ハ雑入用也、九十七万九千三百九十七ハウン、是ハ商人手紙賃の入用、四百五十五万九千六百七十八ハウン、是ハ珍敷物ヲ諸国より取り集めし入用也、十七万四千六百ハウン、是ハシャリヤのツール入用也、右之如き入用を差引し残りの金數ハ二百九十六万一千九百七十七ハウン、此外に台場入用等にて出し金數ハ、七十二万ハウン也、是は運上之中よりは出ずして、アニウエテの金を以てす^{按にアニウエテと云は譬ハ人ありて政府に金子を貸し、金ハ政府より利息を添へ其人一生涯の中一年に幾兩と定め年賦す、}

相場之事

茶 此品は前の新聞ニ記せしと変りなし、然しなから少しくハ下りし、日本出来の茶は下りて少し売買ありし、

○生糸 此品も前の新聞と変りなしと雖も、今よりは逐々に下直にならんと云見込なり、今月廿二日日本正月廿七日日本

前橋の糸にて、ニーポール云舟ニ於て湿れたる塩入りの

品入札ありしが、一と口より外に買手付かさりき、

○綿 此品ハ一般の用かた大ニ減し、支那と日本の品は

壹斤ニ付五分より壹兩位下りし、○白臘但し日本出来 是品

ハ一般の遣方多して直も宜し、○油も亦同し、

○ロンドンのセントアナと云寺にて僧のエルデルデーと

云人媒となりて、サミラルネバトンと云男とアナスクラ

ムスレンと云女と婚礼ありし、然るに兩人共啞なり

西洋にては啞ハ指にて文字の形を成して啞をな、依て通事ありて

指にて文字の形を成して詞を通し、婚礼の儀を執り行ひ

たり、珍敷ことなれハ、見物人大ニ群聚なしたり、

○南アメリカ国のライレンと云軍艦是ハ前の新聞にフランス国を出帆なせし処、損処出来したれハ、修覆のため今

コロナーと云港に入れたり、或人其舟を見たりしとて語

りに、舟の外張の鉄の厚ハ四寸あり、極而堅牢の造り方なり、大砲は四挺備へありし、其筒は何れも式百ポンドより下ハ一挺もあらざりし、水手等ハ前のアルバマと云舟の水主多く乗り居れり、

アメリカ国の部

此前の新聞には南部より北部江使節を遣りて応接に及びしとあり、又此度も南部より使節として重官三人を遣れり、是に依て北部よりハ大頭領并時務宰相とフラーソレツマンローと云炮台ノ近辺迄出張なして、右使節と応接に及び、其応接の始末を南北共に評定所江書き出せしに其事ハ一も成就せざりき、○北部大頭領の評定所江差出したる書面の大意は左之如し、○今月三日日本正月八日ニ当ル之朝南部之使節ステープン・ハンタル・ケレホル右之三人我蒸氣船に乗り込ミ、我と時務宰相と対面に及びし、其席には五人之外ハ他之人一人も居らず、其応接ハ唯口上而已にて成さんと前に約し置て談判に及びし故、書きものなぞのとりやりハなさず、又我かたにては時務宰相に申付置たる一通りの言之外ハ彼是と彼の方之心底も問はず、

又入りし事も云ざりし、又南部使節の言にも決して我
国ハ以前之如く配下に成ることハ成さずとも、又成ん
も言わず、憶ひ計るに、彼にて望む所ハ右様之相談は後
になし、先ツ第一に兩國とも差支なき法則を極めんこと
を欲する由、右之如き不極りのこと而已言ふを以て考に、
定而日限ヲ極めずして不極りに只日を延さんと欲すると
見ゆ、右之如き次第故此度の応接は定らずして終りたり、
応接之大意を録るして各々に告もの也、二月十日大頭領
名前、○南部大頭領より今般国を平穩に成す為に、北部
大頭領と応接に及びしといふことを自国の評定所江書面
にて申出たり、其言には今般使節三人を北部江遣し、大
頭領と応接に及びし、其故ハ彼国大頭領より書面を以て
申贈りしに、我^{南部}より表向なくして役人を彼の方江
北部遣せしならバ、自ら出て国家平穩に相成る評議を為
んと言しによつて也、右使節応接相済て帰りて語りしに、
北部にて申処ハ互ニ兵を戟め和せんには、我國^{南部}をして
已前の如く彼の^{北部}政府の支配を受けて国体をも改革成さず
んバ和議成りかたきと也^{按ニ国体を改革成と云ハ白人黒人の隔}
^{遠の法を立ると云ふことならん、抑も}

兵端と雖此黒人のことによりて起りしなり、○又使節の語りし
是ハ皆人々の知る所なれハ此ニ声明せず、
に、彼の大頭領との応接は暫時之間にて互ニ言たる言分
明也、彼の語りしに如何様に成せバ穩に成かと言法ハ、
彼の大頭領より自分評定所江昨年十二月既ニ書き出した
り、其法を改て穩に成すことハ成らじとなり、○大頭領
又云ふに、以後は表向き使節の応接ハ我國^{南部}彼^{北部}配下と
なりし後ニ非ざれハ受ずとなり、其故ハ若し今の如き模
様にて表向の使節を受るときは、我國^{南部}全く我政府の国
と聞ゆれハなり、○此迄は白旗を揚て^{西洋にてハ敵国に用}
^{弁する也}書面等贈りしなれと、以後ハ相成ずと也、我^{南部}に
て彼に降り、彼の云ふ法を守るにあらざれば如何なるこ
と出来するとも構はさるとなり、○北部の言に従ひ国法
を立てなは、畏るゝものも多らん、然しなから北部にて
も元と国の為と云て成すことなれハ、許容することも有
らんか、○南部と北部と応接に、北部より国体を改めよ
と云ことを言ひ知らせしこと右之如し、○レチメント
^{南アメリ}のエキスマナーと云新聞に、右応接は北部に
^{カの都}て他国と戦争を成さんことを欲するが故に、早く内乱を

治めんとすれば也、此の他国と云はフランス国よりもイギリス国と戦に及んか、○北部將軍グラントーと云者より書面を以て申来りしに自ら軍卒を卒ひて南に趣しに、リヤムスステーションと云処にて敵部の騎兵隊に計らずも出で合ひ、直様之と戦ひて大に勝利を得たり、又其処を出立なしてプロトンプランケーと云海道江趣き、タブネメルと云処に在りし陣營を打破り、敵を逐散したり、此日午後になりて敵より急に我軍江押寄せたり、此度は必死を極めて掛りしと見へ、余程敵數攻掛り、我第三隊目を打破る積りと見へ、此の隊を目掛けて外か隊との間ニ割り入り、其間を隔てられたり、然るところ其時幸に第六隊の兵卒チャロン川を渡りて来るところなれハ、炮声を聞つけ急に馳来りて敵に攻掛りたり、我兵是に力を得て相共に力戦なし、終に勝利を得たり、又アムトロンハウスと処にて敵より寄せ来りしを、暫時戦ひて亦是も逐ひ払ひたり、○南の將軍リキと云もの書面を以て自国江申贈りしに、今月六日ベグラント名に命して軍卒を卒ひしめ、或る川筋の按ニ南アメリカノ川右手を廻らしめ敵を

見出し、直様押寄敵數戦ひしに、大将ベクラン打死なし、副将カルノルホフマントも手傷を負へり、大将斯くの如くなれハ軍卒の隊伍自然に乱れて戦ひがたく、止むことを得ず遂に以前の陣營迄引とれり、○テールロと云新聞に誌るせしに、南部にてハ陸軍の遣ひ方変革に成る模様なり、其改法と云はリチメン及びチャリストン何れも地名なりをも引払ひて國境を遙に隔てし処迄引込様子なり、

○南部評定所に於て或役人申出せしに、十万人のスレーフ此スレーフと云は黒人の売買せらるる者を云也、日本にて云へは妓の類なり、政府にて買とり、軍卒の小遣の如きものになさば大に弁利ならん、○アヤレキユレアツガー但し艇鉄船也、前の新聞に載する処の今一度ゼーミス川南アメリカに有るにて戦を成んと、ターレンと云台場の近くに碇泊し、専ら其用意を為し居れり、○北部の將軍キユラントより申触れしに、南部の大将と約して兩國共に生捕置たる者を互に取替んことを定む是ハ士官之者何人と定め、北部より士官百人贈れハ、南部にて亦百人を贈ると云如く為す

フランス國の部

此国より支那江出張所を造り、諸品を製造する所を建る

よし、就中南京・上海に多く建る由にて、諸人之を楽ミ

待つとなん、按ずるに、フランス国の貿易は程なく尽き

東の国に於て按ずるに日本支那・印度盛大にならんか、○国王より命

ありて千八百六十七年但し今年千八百六十五年なれば、明後年に当るの五月朔日

よりハリス都名にて世界中の珍敷物を諸人に見物成さし

めんとて、已に夫を取り集め方の役人を命ぜし、○パリ

スより贈りし書面に、我國にてハ唯今の多き陸軍を減少

成す法を定めたり、其法は四千万之兵は唯非常の扣へ勢

となして、平生ハ其役を免して各其職業に就かしめ、三

十四万人之兵は是迄の通りに養ふなり、其扣勢と云ハ政

府にて非常の事有るときハ、十五日之間には尽く呼出さ

るゝよふになし、給金ハ年に二ヶ月分を与ふ、其二ヶ月

と云は訓練成す間計りなる、残り之十四万人はパリス及

ラエン此の兩処は日本にて云へは京都と江戸と云如き処其外国の防禦の外には遣ふ

こと能ず、右之如き扣へ勢を立て置は誠に宜しき法則な

り、

プロキス国の部

勘定方より評定所江申出てしに、是迄は国之用甚少極

にして其法を得ず、今よりしては新に其規則を立んこと

を欲する也、其規則と云は総ての陸軍の入用を儉約なし

百姓之為に穀物等の十分に出来る様に世話をなし、又は

学問所・窮理学所等の教師或は其掛りの役人の給金を増

し、又は塩のモナアツポレー是ハ一人のミ免許を受を停となし、且家年貢をも減少し、然して歩兵、是は前出陸軍とは異の給金を増遣すかた宜からん、○イギリス国のコンシユル

ボルリンと云処に居るは此国と貿易条約を結ため也、

都下の新聞にてはヤカンドーと云処に乱起りて、浪士の

如きもの多く出来しとかや、其外珍敷新聞は有らず、

フランダ国の部

二月廿四日日本正月廿九日の新聞にてハ、或一人の老中争論の

ことよりして多分ハ退役するならん、○タカチコロランター

と云新聞に、此国の国王大病之由なりと在りしかとも、

実に然り哉否を知らず、○今年八月四日日本六月十三日世界中

の画工之画を集メ見物に出すよし、○国王の誕生日にメ

ドサーと云軍艦に絹の旗を賜り、外にメトランクルソー

及びジャンビーとアムシトダムと云軍艦には通例の旗を賜りし、右之軍艦は日本下関にて戦争なしたる舟なり、メドサーと云舟ハ其最初に大砲を打掛けられたる舟にて、其時能く凌ぎしによりて別段之稱賜と見ゆ、○茶 此品は不景氣にして售方甚悪し、○綿 此品価引下げ售物に出せしなれとも買手附ず、

トルコ国の部 (後欠)

(1)の3
元治二乙丑年四月十二日イギリス国の飛脚船此港に入りしに依て左の新聞を得たり、

アメリカ国之部

二月十七日日本正月廿二日の朝、北部將軍シャリマンと云人コロンビヤ南地を攻取りし、同夜チャリストン南地の軍卒も残らず引払たり、依て又其地も奪取り、大ニ兵器・輜重を得たり、其内に大砲二百挺有りしか、火門にハ残らず釘を打込て復ひ用る事能ざる様に為し置けり、其外玉薬及び大砲に付屬之器若干有りし、○南之兵引払之時ハ、或ハ綿蔵・焰硝蔵・食料蔵、或ハ蒸氣車往還之橋々、或

ハ鉄船但シ、二艘、其他造船場に在るところの舟等残らず自ら

焼払て立去りし按は是ハ戰の習として敵ニ、有用の品を渡さぬ為なり、○或一艘之舟ナ

ソー蓋フランス国より来り、密にチャリストン南地の湊の港の名

入りし舟北部にて兼てチャリストンは舟止になし置け有り、然るをひそかに商買なさんとて来りし舟、北部

にて之を奪取りたり、○南兵チャリストンを退きしと云

文通ありて、ワシントン評定所之諸役人を始め衆人大ニ

喜ひ合へり、○陸軍奉行より命ありて、國中陸軍の陣營

或ハ炮台、其外諸役人の詰所にて祝炮廿発を放せり、是

ハ北部の国旗再びサンピールの炮台に豎つことを得たる

によつて也是台場ハチャリストンの辺に在り、元は北部の有なり、然

く、遂に南部、○時務宰相シーラルと云人より命ありて、

今月廿二日日本正月廿七日はワシントンの誕生日に当れり、依

てワシントン中に在るところの役所ハ残らず盛に灯火を

点してチャリストンの再度手に入りしを祝ひし、○ニュー

ヨルクのヘルドールと云新聞に載するには、レチメント

南地之軍勢もチャリストン名軍勢に引続て退くならん、

曾て南部之重役の人より聞しに、南にてレチメントを引

払と云事ハ、茂早以前より決定なし居れり、依て其地に

在りし製鉄所の器械等は残らず引取れり、○按ずるに、

南之大將軍リキーなるものハレンケホークと云処江引込様子なり、然るに軍卒は猶処々巡警なし居、是は全く北軍の虚を窺て不意に攻掛り一戦為さんと欲するならん、

○評定所に於て陸軍の給金と其外の入用金の高を定む但シ一、此金五兆八百万ドルラルなり、○上の評定所に陸軍の給金を増んと云議論ありしに、オリシンと云人云に、一兆三千八百万トルラルの金不足にて、猶陸軍より借りに成り居れり、○下の評定所の議論に、国内而已にて商買為す者之税のとり方模様替に為すと云論を云出せしか、今全く模様替に為すことを決断に及びたり、

○石炭油の税ハ少しく増して、一ギヤランにつき但シ二升五分の税なり、○ダキモンキヤマンを切ルもの也・イマレド是ハ石に飾ニ及ひ此二品の贖物共、税は高くなせし、乍然此外之小細工金物但シ人之身に帶るは種々の細工もの也の税を軽く為し、五分ニ為す、

○ビヤ酒の名なりの税を重く為すことを停止せしむ、○大頭領レンコロンより評定所に常に無き如くなる歳數命あり、其故ハ、来る三月四日に評定所詰之者悉く会合すべし、

然して我より如何様なる書面を出すとも、各々違背なく

評議に及び給れとなり、○北部之軍艦ミリミキと名けたる蒸氣船沈没せり按スルに南之船、然れども其乗組の軍卒等は其辺を巡警なし居りたる軍艦是ハチャリストン港舟止の事をなし居りたる舟なりにて援

けたり、其時此船には白旗を揚て南部の海に乗り込て救たり、○サバ南アメリカの内ニ有る國の綿舟廿艘ニユーヨークに着したり、其綿之數ハ一万二千箇なり、○サンフランシスコより支那江月通ひの蒸氣船を出さんことを評定所に願出でしに、是は免許ありし、

オランダ國之部

三月八日、太后事七十才にて逝去せられたり、是によつて國中之者懐ミ居れり、其病氣はアスマールと云病之由、抑此後プリンスウワン是ハ先代之國王なりに入興ありしハ千八百十六年の二月廿一日なり、其初ナボレラン此后を迎んと請しが、是ハ相談調ずして此人と配偶せられたり、本月十七日に葬送之儀式を執り行るゝ様子なり、○評定所の重役登城なして悔を申せしに、國王の挨拶はなかりき、是ハ病氣にて有りし故也、○茶 入札場に於て支那之カン

グーと云茶千六百六十九箇と二百九十半箇之二口の札に出せしに、買手つかざりき、夫に応して価も下りたり、

○煙草ジャバ 此品は前之新聞紙に載せしと同しことにて、価も上らず、売買も少し、○綿 此品ハ売買絶而無し、然れとも価少しく上りたり、其故はイギリス国之レバポール地名に於て綿を持し者、猶高価を唱ひ居ればなり、

フランス国^ノ部

三月九日^{日本二月十日}、プロキスの或新聞に、此国之国王自筆の書面をコンシユルに命してサヤム^{印度の内之一}国之

王に贈りし始末を左之如くに記せり、扱右之書面を金の花入れ^{按ずるに、此金瓶と云は贈りの中ニ入れ、サヤムより来りたる結構を尽して飾り立たる迎舟に載せ、其外四十艘}

の警衛舟従て彼之国に趣きたり、既に城に着したる時は廿一発の祝炮を放ち、然して後又右之書面を美麗に飾りし輦輿に入替、千人余之歩兵警衛なし、音楽を奏して城内に昇入、然して客院に諸大名及ひ王之親類之人々、其他諸役人詰居、真中に国王親ら出てコンシユルより書面を受取し、其時王之装束は甚美を尽したり、○按ずるに、

此国に於て陸軍を減少すると云ことを前之新聞紙に載せ

しに、是ハ出来難きならん、其故ハメキシコより来る書

面之文言に穩ならざること有ればなり、マーシロバセキ^{是ハ、仏西の役人にて此節と云役人より書面を以て申来り}ンメキシコに居れり

しに、今メキシコ国に在留之軍卒を引取る時は、此迄此国之為に金銀を費し、且丹精を尽したるものも空敷ならん、是ニ依て猶少しく増すことを欲するなり、右之如く為さざる時ハ再び兵端を開くことあらん、○此国とヘン

ズタウレズと云国と貿易条約を結ひたり、貿易ハ六月一

日^{日本五月八日}より始ると云風説なり、

シラスホキギホレストン^ノ国^ノ部

^{此国は昨年プロキス及びオーストリーの兩國を相手どり戦争なしたる国なり}

プロキス国より書面を以て此国に掛合に及ひし事左の如し、第一には、プロキス国にて若し水主入用なる時ハ此国より水主を出して其用を弁ずるなり、第二にはプロキスにて入用丈けの地を遣す、右入用の地と云ふハキネラー^{是ハ大なる溝を掘りて荷物運送舟の往来する処を云}とシヨメン海とハルテキ海と水脈をつなぎ、然してキネラー^ノ兩端の入口には大なる

る台場を築き、ドック舟をすへる場所なりを造り、プロキス国軍艦

の爲になす、第三には此国のテレガラフ又は飛脚等はプロキスにて支配す、第四には此国陸軍の役人とプロキス陸軍の役人とは互に懇意に交るべし、右四ヶ条也、

○フランス国ハリスの風聞にはプロキスにて右の如く掛合に及びしことハ、オーストレーの方にてハ同意せざりし、○プロキスにてはフランスの意を用ゐしなり、

○テキーニスの地面のシラスボキキ丈はデマーケに返し、其余のシラスホキキ・ホレストランド・ルーデンボキキとは、プロキスにてデヌマーケと諸事相談なして共々に支配すべし、○アストレーは右の相談には加らず、然れ共彼是と不承知の事は云々ざりしと、

○スキデン国之部

国王よりフレシス政府或は大名之公子或ハ女帝の夫なそを云ふ・ヲキラス但し英國女帝の適男

・ナポレランフランス国王なぞの人々江申贈りしには、八月九

頃には陸軍の大訓練なすによつて、願くハ見物として来り給れと、○テマーケ国王の若公も多分は行て見物為すよし、

○オロシヤ国の部

三月一日日本二日之文通には、中のアジヤの外と国より海岸の方迄水海のヤスコルと処迄ハ、此国の領分と成りたり故に、其処に新に地名を付けてオロシヤトルコスタンと呼ぶ、○ヨーロッパ国の教たの新聞には、フランス国のミニストル交代なし、新規之人来りしにより、此国とフランス国と之間陸敷なることを成したりと云へり、然るにかよふことは見へず、其故はフランスにてホーレスに肩を持つ由、○去年冬より正月廿一日迄は寒氣も格別之事ハ無かりしか、廿二日よりハ近年になき寒さにて、二月初に寒暖計は猶氷点より十四度下りて居れり、其頃ハ西北の風厳敷吹けり、然しなから此の寒さは長き間ならず、僅に十二日之間なりき、夫よりしては好き氣候となりたり、○正月之遊びに、アメリカ国のヘーニと云人、氷の上を走るの妙を得たる者其技を為せしかバ、諸人ハ申に及はず国王之后迄も出て見物なしたり、甚面白き事のよし也、○国中にてハ処によりて少しの違ひはあれ共、極々寒き処にてハ雪及び氷夥敷ことにて渡海等

も出来兼、故に穀物の直段も大るに上り、人民甚だ困りし、如此ことハ六十年以来になきことによし、

○アストリヤ国の部

政府にてハ、商人之願によつて遠き東の国但シ日本支那と条約を結び国旗を建て度とのことにて、大なるフレゲット一艘を仕立てたり、

○イタリヤ国之部

ネーフルスと云城下の新聞に、二月十九日日本正月廿四日之晩より、ピシと云山、急に白き色に變りて時々火を吹き出し、夜なぞハ誠に見事なり、○前之新聞に記せしイタナー山ハ未タに(就)琉黄を吹き居れり、夫れを見たる人語りしに、思ひしよりも畏敷有様にて、其辺に近づく時は其響は恰茂雷の轟く如くにて、吹き出す琉黄の熱湯は一里も二里も流れ渡り、是迄平地なるものも俄に山と成り、林或は田畑なぞは黒き荒地と成れり、憶ふに今より百年も歴されバ穀物等の植つけの成るよふには成る間敷ならん、右之模様ハ如何なる者も一度見たる時は忘れがたき程の畏敷有様なり、

スペイン国之部但シ日本にて云習ふところのイスパニアなり

三月二日、マーシロナーベーズ名より評定所江ビルー南アメリカと鬪論之事を治めて条約(約)を結ひし書面を差出したり、然るにエホケーと云新聞に在るには、軍艦奉行パレシヤーと云人は猶ビルー国に在留せり、是故は、ビルーにて条約を全く守ると云事明白に見へされハ引取らずと也、○サニタードと云処のリノーサーと云町にて、蒸氣車の道を造る為に、二百人計りの職人仕事為し居れり、或時其職人を遣ふもの金之払方悪きとて、其職人等大ニ怒り、道具を打破り仕事を罷め、遂には其者に打掛らんとせし故、已むことを得ず金を払ひたり、

イギリス国之部

三月十日のことなりしか、女帝馬に騎りて遊びに出で林の辺を通りしところ、折悪しく路の傍なる古き大木不度打掛りたり、別当は遙に後れたりしが、之を見て声を掛けしにより、帝急に馬を駐めしところ、夫の大木六尺計りも前に倒れたり、誠に不審の難を免れし、○軍艦奉行より令ありて、鉄張にして内車之蒸氣船五艘ほど商人江

誹へたり、此舟は印度江遣す軍卒を載せて往来為す為め
之由、舟之長サ凡三百廿六尺、幅四丈九尺、深さ廿二尺
四寸、積荷之噸但シ一トンに數は四千百七十三トン、蒸
氣之力七百噸なり、然し十分に為すときハ四千二百トン
にもならん總而蒸氣の力を云ふにハ馬力を以て云ふものなり、然るに
有と云ふことならん、此にトンを以て數ふるハ、按ずるに此トンを數を動す程の力
カ、未タ詳かならず、舟足ハ一時日本之半につき十五里英國一
本十四丁四、舟内の広きこと水主を除きて千弐百人を乗
せらるゝ也、此舟ハ動揺なしても人の体に障らず、平安
に参り居らるゝよふに工夫なせし、○今月三日ハヲロッ
ヤの国王位につきし日なるによつて、此国に在留之ミニ
ストル寺江参詣為したり西洋にてハ、日本と違ひ祝儀のことにて
幸福を祈るならん、其外在留之諸役人下々に至る迄残らず祝礼を
為せし、其晩に至りてミニストルと妻のハロネスプロナ
ヲ之兩人にて重役之人々を饗応なせし、○是迄用ひ来り
し焰硝と異なる薬を以て製する火薬を新に發明なしたり、
其薬品はタネキギャレットキーアセット是ハ木の、キローラ
ヤになり、キローラ
キター是ハナキツレーポツ
ターと云葉なり、此二品を交合せるときは宜敷火
薬となる、此火薬は常の火薬と異り弾力も三倍も強くし

て、且入用も半はにて出来、其上発したる跡に滓残らず、
平生貯へ置にも右二品を分け置時は火の憂ひもなし、入
用の時は二品を合せて用ゆ、右之火薬試みし上にて右に
云へる効能は半ハ有るとも、実に古今の良火薬なり、是
ハエンフヒールラキフル及びアームストロング大砲等に
用ひて最も宜しからん、○或る大ぬなる商船マンフレド
ウ名去年九月以前に上海を志さし出帆なせしに、其後久
しく音信絶而なき故、多分破船なせしと思ひ、其乗り組
之人々の家内にてハ大ぬに愁傷なし居れり、然ところ今
度支那より文通ありて此舟別条なく着したる趣申来りし
故に、今迄愁傷なせし者ハ死したる人の再び蘇生なした
る如くに思ひ、大ぬに喜ひ合へり、○此度アメリカ国と
此国との文通弁利之為に、海底にテレグラフを入れ置ん
とて海の深淺を測量なしたり、昔より云伝るに海の深さ
は山の高さ程有ると云しが、未タ其実検を得ざりしか、
今量りて見るに、一番深き処にてハ二万五千尺日本三十六丁
二里計りなり、富士山ハ一万四千、、
五百尺程なれハ凡此二倍にあたる、○女帝之輿但し四ツ車ありては
馬に駕するもの、
凡百年來之古き物にて、先代ジョージと云し帝の造られ


しものにて、其価二万七千パウン但シバウンは掛りしとぞ、洋銀四枚也
 ○属国キヤナダー北アメリカに在る国也にては、是までの通りイギリスの属国と成り居らんか、又は手をはなれて独立なさんかと云ふことを評定所にて入札ありし是ハ元よりイギリスの方りて世話なきよふに為んか、と云ひ居りしによつてなり、然りしところ属国を離る方よろしからんと云札に落札なしたり、依て其故を女帝江申出すと云風聞也、○昨年まで支那江来り居りしミニストル、暫らくの暇を請て此国江帰りて、又再度支那江行んとせし処、合衆国在留之ミニストル病氣なるによつて、此ミニストル支那行を罷めになし、一等高き位を受けて合衆国江交代に行ことに定りし、○日本に來りしアールコツク漸帰國なしたり、按するに支那之ミニストル此節あき居れば、此人支那江行ならん、○此国の両替屋にては金利五厘程下りし此故ハ按するに金の出入すくなきによる也、○茶、此品ハ不景氣にして下直になれり、其故ハ支那より際限もなく積込によりて、此国全国江売りさばくことは勿論、外か国江積出して猶沢山残り居ればなり、○生糸、此品は支那のサタリーと云宜敷品は変りしことなけれども、下物は向

き悪しき由、此頃着きたる糸は下物多し、日本前橋之糸は少しく売買ありしか価を引下げ、沓斤につき元と直よりもドロ二分五厘程下げし、此節は宜敷品は入荷なし、故に尽くつきし、○後月一月に入荷ありし糸ハ支那二千三百十二箇、日本八百八十九箇也、此頃飛脚船より申來りしに、日本と支那との荷を合して支那より積出せしもの三万三百箇なりとぞ、○綿、此品は或ルロンドンの商人より書き出す相場には、此一七曜日一回を云ふ周の始めには少こしく直ひ上りかゝりしに、三日程過ぎたれば又々引下げて、綿足短きもの沓斤につきドロ二厘ツ、下り、日本の極上のもの沓斤につきドロ二分八厘より三分位下りし、○今月三日にロンドンに在る綿、支那と日本とのものを合して一万九千七百八十五箇也、○日本白臘(蠟)、此品は替りし事なし、二百箱入札ありしかども売れざりし、

チユレー国の部南アメリカの西部に在り

政府にてヨーロッパ人を衆く招く企を為し居れり、按するに国中に人を多く成し國の蕃昌(蕃昌カ)する為、且此国には金山・銀山・水銀山多き故是を開き、且は田畑等をも開発

なさん為なり、○或城下のバラバラキーソと云町の真中にて、水銀の在るを見出したり、察するに此処には水銀多く有らん、

右のことく各国の新聞誌を日本のことになほし出す趣意ハ、各国の珍ら敷漸をも知り、且物の価の相場高下をハ弁へ知れハ、貿易の為に弁利多きを思ひてなり、英国の飛脚舟ハ一月二度ツ、ハ此港ニ来るものなれハ、便り有る度毎に速に出板す、尤も速なるを專一にすることなれハ、検校之暇もなき故誤謬而已多して通し難からん、且夫に童子之輩にも読なんことを欲すれハ、文章の雅俗を問はずして、唯元書之大意を撮とりて話の如くなせしもの故、読者幸に元書に就而論することなかれ、又今よりしてハ横濱在留之異人より出す引札等をも訳して添可申候、敬白、百四十一番 

(一)
慶応元乙丑年四月廿八日イギリス国の飛脚舟当港に入り

しに依て左の新聞を得たり、

アメリカ国の部

三月十日日本二月十三日北部將軍トマスより政府江伝信機是ハ電氣を以て遠方の人と談しを為す道具なりを以て注進なせしに、南部將軍チャタム自ら軍勢を引率して、同しく將軍ハーリーに加勢為んとて、アラバマ地名を出立なせしところを味方の將軍シャリマン途中に待受け之と戦ひ、大に勝利を得たり、ハーリーの方にてハ此事更に知らざりし故、加勢せざりしとぞ申送りける、○南部將軍ジョンソンなるもの、北部將軍シヤリマンに試に攻掛り様子を見たりしか、容易に敗り難きによりて早速軍を引上げ、其場を退きたり、其引取りし場所ハ何れの地なるや分明ならざれども、多分はキヤーライナ国の内ならん、○南部斥候もろの者ワリメーギートンに歸りて注進なせしにハ、北部將軍シヤリマンは既にチラ地を残らず攻取りしなれハ、此勢ひに乗して程なく、キヤーライナをも取らんこと必定なりと、○北部將軍格蘭トよりワシントン政府江申出せしに、キヤーライナ地にて戦争ありし時に、黒人之歩兵を多く見当りたり、

察するに南部にて先達てより黒人之歩兵を新に調ふと云
説ありしか、果して其言の如く歩兵を調へしものならん、
○北部將軍ケストールの兵南部將軍イエレーの兵を攻敗
りて、リネスホル^地迄逐ひ退けたり、其時之生捕或ハ
打取しもの、上官八十七人、下官千百人、其外大炮七挺、
ワケン^{是ハ軍器食料等を運送するの車にして馬に駕するものなり}百輛を得たり、北方方の
即死ハ僅に十人而已、イエレーは辛うして逃れ去りたり、
○北部將軍ケストールはチャローベルと云処より十里程
隔てし処に、軍勢を繰り出したりと云風聞なり、○北部
將軍シャレドンはオイネスボロツを攻とりて、今其処
を支配なし居れり、○大將軍グレントーは南部の城下レ
チメントーの外にて好き天気を見合せ、南に当りて有る
ところの蒸氣車の道を攻めんと欲して、専ら其用意を為
し居ると云風聞なり、○南部將軍リキーは敵軍との境に
多く台場を築きて、敵軍の用意を為し居れりと云風説
なり、○北部にてアンローションシンと云人、今月四日
に扣大頭領<sup>是ハ大頭領入札のとき同しく入札有りて兼て此位につけ置き、若し大頭領に事ある時ハ入札を待ずして大頭領を
嗣くべきの位に即きしが、自ら衆人に向て存意を述る時</sup>
人なり

酒に酔て述たるにより、世間の人々は惡みて退役為よ
など悪口せしことを新聞紙に載せたり、○北部の或老中
退役なして其代りにセネターハートン^{セネターと云ハ官名にて國の法を立る者を云}
と云人命ぜられたり、○前の新聞にイギリス國江キヤナ
ダーの湖に軍艦を多く置かんことを云贈りしに、又模様
變りて多く置ことは罷めに為すと云談判に定りたり、
○今月四日大頭領レンコレンと同じションシン之兩人、
又々四ヶ年之間猶位に在ることに決定なして兩頭領とも
祝ひの儀式を執り行ひし、

オランダ國の部

大評定所にてハ今に於ても猶医者^の法立てを改むる評議
を為し居る、此法だてと云は、前方に出したる書面をば
逐々に評議なして、刪りて元の書面の文語は残り少きよ
ふに為れり、夫故に此議は多分成就為さざらん、○此外
政府に関りし事の風聞は無し、○茶 此品ハ青よりハ黒
之方向き宜し、乍然不競氣にて未タ少しも売買なし、唯々
今月五日に着したる両荷を各々行て改め居るを外より見
て居る而已、○ジャガタラ煙草 此品ハ變りしことなし、

入荷甚多くして此城下に入りし荷の數一万四千一百コル
但シヒコル、○綿 此品ハイギリス国よりの文通に応して
は百斤なり、二三日以前より価ひ上りしか、売買になりしハ甚少し、
是は総而支那・印度より来りし品而已なり、

スエツツランド国^ノ部

此国とヒルボクシロベリキンと条約を結ばんと欲して、
兩國応接に及びしか、一方より出したる使節は自ら專に
取扱ふことならさりしによりて、此事調ずして延引なし
たり、乍然来る四月四日に再び応接に及ぶやうす也、

○同イタリヤ国とも条約を結ぶ為に唯今其応接にとり掛
りたる模様なり、

フランス国^ノ部

三月廿六日^{日本二月廿九日}勸定奉行にて来年一ヶ年に入る所の
金高を見込て算当せしに、凡十四万九千六百六十七ハウ
ン也^{バウンはトル、}是ハ支那及びコーチン^{天竺と支}チャナ^{那と閩}より
償ひ^{此價金と云ハ何等の}つくなる^{裁未詳}なる裁未詳に入る金なり、○國王より出し命令
を今廿日評定所にて其答へを申述たり、國王よりの命を
評定所にて評論為すに、国を守る手立并に外國と交る手

立のケ条ハ評定所人々の了簡ニ國王の命と能符合せしと
也、○メキシコより文通あるに彼国にてハ漸く乱治りて、
人民ハ本の如くに按堵して其職業を安んずるやうになれ
り、是に依て彼の国江遣し置し軍卒も不殘引とる模様な
り、○此国とスエデン国との交易条約ハ弥々調ひて、来
る四月十一日より始むることに定たり、

フロキス国^ノ部

前の新聞紙に記せし如く、陸軍を引立る事二つき三月廿
六日大評定所にて議論ありし、是に依て今月廿三日陸軍
掛りの老中より申立るには、右之事は甚管要なる事なれ
は、等閑になしがたきによりて、早く評論を決し度もの
也と、○評定所^(ママ)にても国を強むる為に、心を用ゐて居る
と云事か、政府江明白^(ママ)にならは^(ママ)大に概模ともならんか、
○陸軍奉行より申たる言に、此国にては十八万人之兵に
ては国の固めには不足なり、只今フランス或はロシア或
はアストレーなどの様子を見るに、我軍よりも多し、夫
によりて我國にてハ軍勢を多く増し、非常の備をなさざ
れば仏国などにて万一軍勢をさし向けんも計りがたけれ

ハ、その備へなくてハ叶ざる事なり、

オロシヤ之部

城下ヤンペトルスボルクに於て、老中より此国在滞の各
国ミニストル江書面を以て申されしに、我國よりアジャ
に続く所の未タ開けざる処は、殊によれハ通行旅人の妨
を為すにより、此を逐々開き、且台場をも造りて警衛な
さんと思ふなり、如此なす時ハ貿易等の弁利にもならん
かと心つきて為すことなりと云たり、○新文造りの者と
其外カンフトローフと云人格式ハ日本にて云、
へば旗本位の人、此二人或時
調所にて諸大名相談ありし事を窃に偷聞なして、新聞紙
に載せたり、此相談の事からハ表向き新聞に載すること
を得ざる事なれハなり、○此頃ハ共和政事之如き事行れ、
評定所江出る役人ハ下々にて入札ありて、其落札の者役
に就く如くなりし、始の程ハ慣れざる事故、人々了簡に
落入らず不審をいできて、はかく敷入札せさりしか、
今となりてハ夫れと相違して皆喜ひて入札なす、然しな
がら多くハ大家の人を選ひ出し度よふす、且其内にも以
前に恩を受し人々に抛姑なして入札する如き偏頗の心は

未タまぬかれずと也、○城下より出し文通にてハ、此頃
熱病の如き悪敷病ひ流行して、一日に死するもの百人も
二百人も有り、誠に夥敷事也、此様子にては逐々広く流
行してヨーロッパ中江も移り行く如くならん、

イスパニヲの部

此国の今年より来年までの出入の金高を勘定掛り老中よ
り大評定所江申遣しこと左の如し、平常の入用凡二兆一
億三千九百七十万三千六百八十リヤール但シ一リヤール
は洋銀一分なり其
外の入用五億五千五百七十一万八千九百九十九リヤールなり、
並に政府江納る運上高ハ、二兆一億八千四百十七万八千
百三十リヤール也、右之出入を差引して不足之分ハ政府
の地面を売りて其金にて償ふ積り也、○今月廿一日にコ
ビライと云新聞に風聞を記せしに、陸軍を一万人程減す
模様なり、後に聞しに、右の風説ハ全くのことなりと思
ふなり、其故は、若し左様にいたす時ハ、六十メリンリ
ヤールメキンと
は百万也の金高減少すればなり、○同じく新聞紙に
風聞を記せしに、サンドーメントーと云島に於て内乱起
りたり、其乱を起せし人々は皆此のイスパニヲ国を自国

の本国となし、是に属せんことを欲して為せしとぞ、

イギリス国の部

今月廿三日日本二月廿六日と廿五日に、ブレンセストブレンス

ト皇太子の后なりに下々の者始て目見への儀式ありし、○此頃

ペジン国の国王此の国江到着したりしとぞ、○評定所に
て先達より評論ありし、夫のキャナダーの湖水に軍艦を

置くと云一条につき、始終は合衆国と戦争にもならんか
といふ見こみにて、其用意を為さんと云しか、然るところ

合衆国より来りし書面を重役のカールワエローと云人
読しに、其書面の様子にては前に申越せしところの湖に

軍艦を置くと云事ハ、先ツ延引なすと云由、是にて皆々
安心なし、夫の軍さ用意之相談ハ罷ミたり、○アールコ

ック是人ハ五ヶ月前迄日本に來り居りし人命を蒙りて支那北京江行くよし、出
帆ハ八月比と申事、此人の代りとして日本江來る人は未

タ定らず○今十五日日本二月十八日女帝或る田舎江遊ひに行か
れ、其帰城の序に病院是ハ平生の病院にて下々の人上の入用を以て病氣養生なし居るところなりを

巡見なし、親く病人の居間江行かれて言をかけられしに
よりて、如何なる者も感涙を流して難有がりしとかや、

○皇太子の手当は年に四十万ドルラル也とかや、○今廿
三日日本二月廿六日此国在留のフランス国ミニストル躍りを為

して諸国ミニストル其外格式の宜しき人々を請待なし、
大おにもてなせし、其時客間之階子には種々の花を綴り

て美しく飾り、又上にハ数百の灯籠を照らし、然して客
人入り來る時にはミニストル自ら出で迎ひ為し、礼儀を

為したり、其躍りの間は二た間を合せて一間と為し、楽
人ハ其前之間に居る如くなして、一処の音楽にて両方と

も齊しく躍らるゝ如くなし、総而の間毎に白臙臙の臙燭を
多く照し、奥座敷にて長き台に美しき敷物を敷き飾り、

果物などを並へ立て、其外総ての事好く手を尽して持ら
へ、誠に見事なりき、○此に面白き縁組あり、ヘヒシャー

と云処に一の小さき村あり、此処に或る男女物に情を通し
て互に夫婦の誓約を結びたり、此男と云は随分身柄貴き

人にて、女の方ハ身柄ハ稍劣りしと雖も、顔色人に優り、
其上諸芸に能く通し頗ル立派なる婦人なり、此二人の者

共に思ふに此事明らか互の親に請ときハ免ざること必
定なりとて、無拋出奔なしたり、是によりて其二人の親

共ハ大めに驚き、早速処々を探索なし、漸々其居場所を
 聞出し尋行見れハ、既に夫婦となりて睦敷暮らし居れり、
 是を見るより怒のまゝに一度は叱りて見たりしか、能々
 思ふに此国の規則として一度夫婦になりては離別なし難き
 ことなれハ止を得ずとて其仮に為し置きし、然しながら
 戒の爲めとて手当をなし、オーストラレー国江遺すことに
 定りたり、○又斯に一の奇なる縁組ありし、サンダラン
 と云舟暫く已前に此国を出帆なして支那江着せしところ
 或る一人の士官病ひ起りしに、其頃此国の商人夫婦にて
 支那に在留せし者ありて、能心切に介抱なしたるか、幾
 程となくして遂に養生叶はずして死したり、国に残りし妻
 此事を聞て其商人夫婦の懇に看病為し呉れしを大めに喜
 ひ、書状を送りて礼を述べ、且ツ申には我が夫の恩を受
 し人々なれハ容貌も見まはしき故何卒写真の肖像を贈り
 給れと申越せし、其後五六月も過ぎて齎の商人支那より
 手紙をかゝの士官の妻に贈りし、其手紙に甚氣の毒なる事
 あり、其故ハ夫の士官の乗り居りし舟出帆せし少し後に、
 自分の女房死して、是も同しく士官の墓地江並て葬りし

とぞ、按するに右の商人ハ夫の士官の妻の様子を細に聞
 しにより、後妻に為し度様子にて、直談に此事を書状に
 云ひ、且写真の像をも送り給れと云遣し、返事を待つよ
 し、定めし女の方にて此手紙を見しならハ、一度ハ驚な
 らん、然しながら能々勸考セバ、元と夫を失ひし事故此
 男の様子も兼々知り居れハ、定て其言に従ならんか、其
 後一月計り過て夫の男支那より帰り、遂に夫婦と成りし
 とぞ、○茶、此品ハ五六日以前に売れし模様にて見れハ
 壹斤につきドロ壹厘少し余下落したり、此故ハ十日比よ
 り今日迄に入港せし荷の員数拾メリン百斤也、○生糸、
 此品ハ上の品甚少し、是に依て競氣は少しく宜き方なれ
 とも、直段ハ已前に変りしことなし、○綿、此品ハ壹斤
 につきドロ壹厘計りも下りし、此直段ハ支那の極上にて
 百斤につき凡廿一枚より廿二枚半位、日本之品上中共凡
 廿二枚より二十三枚迄、○レバホールに在る荷のこり数
 ざ六十萬三千筒也、昨年三月在りし筒数ハ卅萬六千百
 九十筒也き、○五倍子、此品ハ支那と日本之との少しく
 直段よろし、○三月廿七日日本三、ロンドンより伝信機

を以て文通ありしに、アメリカ南部の軍艦ストムラール名ホルトガル国のレスポムンと云港に入りたり、然るところ此国にてハ元来南部と条約を結ハざりしによりて、直に逐出したり、其時に北部軍艦ナヤガラとサクラメントと名づけし二艘港の外に碇泊し居れり、此南北の軍艦多分ハ戦争に及ふならん、○同廿九日之文通にホルトガル国の台場より北部軍艦江大炮を打掛りたり、其故ハ南部の軍艦を逐出す時に、北部軍艦是を逐ひ打為んとて錨を揚るを見しによれハ也、抑軍艦の法として他国の地に於て私の戦争為すことならざるは勿論、其地より敵船を逐ふにも廿四時を過ぎされは相成らざる筈のものなればなり、然るを北部軍艦此規則を守らざるによりて也、○四月朔日の文通にハ、アメリカ北部政府よりホルトガル江書面を以て掛合に及びしには如何なる故にて我軍艦ナヤガラに向て砲発せしと云事を難せし由按するにホルトカルの錨を揚しに依て定てナヤガラも錨を巻上るならんと思ふてはやまり大砲打掛けしものならん、是に依てサクラメントハ実に其罪あれハ難せずして、ナヤガラの方、○支那香港相場左の如し、四月廿八日日本四日本樟腦、百斤につき拾七枚より拾八枚迄、

○椎茸、同卅二枚より卅八枚、○疏黄(疏)、二枚より六枚、○鉄、四枚より五枚、○消石、九枚より十枚、○大豆上の品、二枚より二枚七分五厘、○蜂蜜(ハチミツ)、四十枚より五十枚、○鮫鱈、廿五枚より卅枚迄なり、

(一の5)慶応元乙丑年五月十一日イギリス国の飛脚船比港に入りしによりて左之新聞を得たり、

イギリス国の部

三月廿七日日本三大評定所諸大名集の場所に於或一人の大名此国総ての属国取締り手立の法につき、自ら存寄を申出せしには、属国の国々ハ其自国にて海軍を調へ、自ら守備をなし、且入用も其国にてとり扱ふやうに成さば弁利ならんと、○四月三日日本三大評定にて或大名書面を以て申出すに、政府の入用を以て人々修行なす様なる学問所を建て、其法則ハ是迄有り来りし学校の法と同しことになし、然し不都合の所ハ少々、取替る如くなすこと宜しからん、○下の評定所町人会合に於総裁職某なるもの曰、茲に一の甚憊なる事あり、役所にてコブデン名人死したり、

此人ハ能広く学に通し、且勉強する性質にて、何事にてもなさんと思ふこと成就せざることなし、故に國の為に大なる功ある人なり、是によつて最も愁傷するところなり此コブテンと云人の粗ハ穩なる人にて、戦争等を喜、成丈無用のことに手出しすることを嫌ふ風なり、○海底江テレグラフを張る前新聞にアメリカと此國との間ににテレグラフ造ると云事ありことにつき、或人書面を以て申出せしにハ、海の底に張るテレグラフ針金ハ遠き処江達するときハ、是非深き海底を潜るものなれば昔より試むるに僅に二年の間も持つことなし、然しイタリヤとコシカーにあるものハ別段のことにして、是ハ十ヶ年計りも持ちしことあり、此針金の長さハ一百十里英の一里ハ日本、十四町四十三間、深さは百尋より三百廿尋位、重みハ一里につき七噸半なり一噸は千七百斤なり、元来海底のテレグラフ針金ハ若し一処損することある時ハ、総役に立ざる如くなるもの也、是ハコシカーとスハセーにて左様のことありしによりて知る、又軽く造りしケーブルにてハ浅き水にてハ用ひ難し、其故ハ切れ易く且錨等に引掛り、或は潮にて揉磨れなどする害あり、若外面磨れ損するときは心の針金更に用をなさず、最も潮の中にてハ錆び多き故、

磨れ強し、故に太くして且重く為る方宜し、左様なす時は少しの損所有りとも摺マツひ直すこと出来るもの也、元来海の深さハ百ひろ位の処に張るは大海と思はずハならず、然し二百尋、三百尋の深さに入れしものも、外掩ひの針金朽り損するときは、心の針金を浮へ摺ひて又沈めしこともあり、重きケーブルハ一里につき二噸位なり、夫よりも軽きものを総て軽きケーブルと云、然し右針金の軽重ハ鉄の性にもより、且海の深淺にもよるものなれハ、一概に重きもの宜しとハ定め難し、外掩ひの鉄針金を巻くにハ、麻とベトマンと云ものを間に入れ、然して巻ときハ軽くしても持ち宜し、○同七日日本二月十二日或一人の大名政府に向て云けるに、此頃ボクンタ國に乱起りしと聞しか、政府にてハ如何なる取扱ひを為す哉、思ふにポタン國を印度江附け一ツとなすことハ、甚宜しからざらん、又或大名曰、左様なることあるも只今評議するに及す、此後定て此事につき評定所江書面出るならん、其時に及ひて能々相談なすかた宜しからん、政府にてはポタン國を印度國江附け成すよふの了簡はあらず、然しなから茂

早陸軍は差遣して印度の表の緊要之台場を固めし、又或大名曰、我思ふに其陸軍は引帰す方宜しからん、其子細と云ハ、昔も兵を遣し取締りなせしこともありしかども、十分の効なきによりて、此度罷めになすかたよろしからん、○ヨーロッパ諸国の帝或王の手元金一ヶ年に入る員數凡左の如し、ラストレーの国王七十六万七千八百七十七バウン一バウンと云は、トロ四枚なり、フランス国王百六十八万バウン、イタリヤ国王六十五万バウン、同国教師にて天下を支配なす人の給金は百万バウン、フロキス国王四十五万バウン、オランダ国王五百七十万バウン、イスパニヤ国女帝五十二万三千五百バウン、スキデン国二十六万六千五百バウン、ハビリヤ国二十四万九千六百五十三バウン、トルコ国百卅三万三千八百八十二バウン、イギリス国女帝三十八万五千バウン也、抑此国の領分ハ一年中日の照さぶることなしと云程広大なるものなれども、金高は外国に比較すれば甚少し、○綿にては大ぬに損失なせし者多くあり、一軒につき凡百十萬トルラル程の損にて、或ル旧家の大ぬなるもの戸を閉したり、其外損を為せし者多き故

に、売買極而不競気なり、○茶 此品ハ支那の黒きもの直段よろし、日本の茶は向き悪し、其故ハ着せし荷物ハ入用よりも多きによれハなり、支那と日本との荷數二月晦日日本三月五日に在りし所百十五メレン百斤斤也、昨年の今日ハ百六メリン四十萬斤有りし、○生糸 支那の上品直段ハ極々高きところ迄上りたり、並に日本のものも然り、支那極上品沓斤につき凡七枚一分位、日本前橋極上凡七枚五厘位なり、○綿 前相場附に在りしよりも沓斤に付洋銀半厘ツ、下りし、四月六日日本三月十一日ロンドンに在る員數一萬八千三百六十箇、昨年の今日ハ二萬四千五百十五箇在りし、○煙草 此品上物ハ直段宜しく、且向き宜し、○五倍子 日本と支那との品は売買なし、○朱 價ハ少しく上りしか、売買は更になしとかや、○ローユルユナキトイフスステーション是ハ學に達せし人々會合なして是まで無りしことを見ざりしことなど見出し探出したる様のことを議論するための所なりに於て、或人申けるは、地球ハ元と丸きもの故に、北海よりして南海江一周すること出来る所以なし、然し是迄數々試し而遂に果し得ざりしが、氷を切り破らずして通らるゝ道も有らんかを今一度

尋んことを欲すると云し、依りて今其評論を為し居ると
 かや、○今月廿四日日本三月廿九日ヒヤサス地名より送りたる書状
 には、タヌビと云川にハ今に猶氷り張つめ居れり、而し
 て寒氣甚た強くして寒暖計ハ氷点より十二度下り居れり、
 此寒さは三日の間つゞきたり、斯よう事ハ千七百四年よ
 り已来ヨーロッパにては遂に有りしことなし、○同廿五
 日、スキデレ国の新聞に在るには、大風吹き且雪降るこ
 と夥敷ことにて、昔より言伝へにもなき如くなる大雪な
 り、是によつて人々ハ時候若し早變りて雪解にて大水出
 で来ること有らんかと恐れを為し居る由、アーリンと
 云村にて積りし雪を測り見たりしに、平地よりも六尺程
 高く積り、森の中にてハ一丈程、山の上は二丈程も有り
 しとぞ、夫故に蒸氣車の通行は止りたりしとぞ、○又新
 聞に在りしにハ、第一のゾアーブと云陸軍此村を出立な
 して卅五里計り隔てし処に野陣を張りて、暁の二三時
日本にてハ凡ハツ時頃まで居りしか、雪降こと弥厳しくして
よりハツ半時迄遂にハ身も埋め込るゝやうになりしによりて、漸く又以
 前の村まで逃れ帰りしか、其余の軍卒ハオードアコシ川

まで来りしところ、水の流れ急に來りて渡り得ざりしか、
 其後如何なしたるや未タ様子分らず、此川愈水荒くなり
 て遂には堤なと押流さんと云勢に見へしにより、防のた
 めに多人数出て大ニ働きたり、○ハリスの或新聞に載せ
 しにハ、三月晦日よりフランスと此国とのバルメートル
晴雨忽ち上り忽ち下りて急に変化なし、其後大なる風
 吹たり、

オランダ国の部

此国のアレフレータータムと云人、若き時よりして諸国
 江往来なすことを好ミしか、其内一艘之舟長となりて支
 那国よりキヤラキナ島江キンコ買に行き、数々往来する
 内に此島之王の娘を妻となし、身には入墨などしてかた
 ちを此島の風に改め、自ら軍兵を引卒して或島々と戦ひ、
 何れにても勝利を得、多く大名の人質を執り帰りし故、
 王是を喜び官位を給り、島の奉行となしたり、此島ハ煙
 草と綿の宜敷品々を多く産する故、此人一艘の舟を仕立
 此の産物を積てオランダ国のアムスダス江帰り、親ニ逢
 ふたり、扱此親の思ひしにハ、此人久しき前に此国を出

で、其假音信なかりし故定て死したりしと思ひしに、計らずも逢ひし故大るに喜びしとぞ、○テータムプロキス国江申せしこと有に依て、政府にて支那に居りし軍艦にキラキナ国江行、能様子を見来れと命したりしとぞ、是ハ定而キラキナ国を自分の属国になさんと欲してのことならん、○茶、此品ハ前の新聞に在りしよりも少しく競氣立しかども、売買はなし、○樟脳、宜敷品ハ買手多く、価も少しく上りたり、○国王ナボレラン此頃アラジョレー国江行よし、其行きし後に後もジュールスルン国江行く様子なり、○パリスの新聞に在りしには、イギリス国の重役コブデンと云人死したりしとかや、抑も此人は性質温和にして才智人に優り、能正直に事を行ひて其人物は仲々今の老中の如きものならず、夫故に人々惜ミなげくよし、○或新聞紙の様子にてハ蒸氣船オーレントウ名船何に故に南部リカの加勢を為せし哉と云ことを政府より敵敷吟味あるよし、

プロキス国之部

陸軍掛り老中より大評定江書面を以て、前き六ヶ年の間

の入用金を見込て書き出すに、十九メレンテララは凡半ドなり、此の入用と云ハ港を造り且台場を築き、軍艦を造る等の為なり、此内十メリンの金ハ用金を当て、用ゆるよふの法に成し、又其金ハ千八百七十二年今年ハ千八百六十五年年計り前なれハ、今より六迄迄には尽く返済なすこと出来るやうなる法も立てしよしにて、右書面は已に重役の方江廻りて居る由、

アメリカ国之部

今月廿日南部將軍ジョンストン書面を以て申送りしに、前日ベントンベレーと云処にて敵に押よせ、大に敗りて大砲三挺を奪ひ取りたり、其時敵の援兵ハ十里計り後の方に扣たりしが、此方の軍兵の勢ひ鋭きに恐れしにや、押よせ来らず、日暮頃に至りて退き去れり、其翌日には敵より攻来りしによつて之を迎へ戦ひ、又勝利を得たりし、後に聞しにハ、此戦ひに敵の將軍ホガラは打死なせしとかや、○南部將軍フラキギはケンジンと云所に於て四万人の軍兵を以て、北部將軍スコーフキルと云人に攻掛り暫く戦ひたり、○南大將軍レキーと北大將軍クラン

ト一何れも戦の用意調ひし由、定て近き内に戦ひに及ぶ
 ならん、○北部大頭領^(マ)レンコロン此頃将軍グラント一の
 処に行かれ逢れし由、是に依て世間の噂には、多分和睦
 なす相談に行れしならんと云合へり、○此頃金の相場下
 落したりしに依て諸商買甚不競気になれり、夫故に損失
 なし家産を破る人多く有り、○南部大頭領大評所江申出
 すに北部と和睦なすことハ出来難き故に、何国^(マ)までも勝
 敗を決せずんハ成りがたしとぞ申ける、○レチメント
 南部^(マ)のに於て黒人の兵揃ひを為せしに、其様子随分用立
 ところの歩兵ともならんかと喜ひ居る由、○或テレガラ
 フの文通には、北部大頭領并に時務宰相殺害せられし由、
 是ハ如何なることによりてのことや分明ならず、按する
 に南部の者か或ハ二心を抱きし者忍ひ入りて害せしもの
 ならん、又南部レチメントは北部に攻取られ、剩へ大將
 軍生捕られし由なれとも、此事ハ何れも次の便りにあら
 されハ分明ならず、其故ハテレカラフの知らせ故聞取る
 時に殊によりてハ間違ふものなれば也、○キヤラホーナ
 半地^(マ)には日本と支那の両国江出す飛脚船を大評定所江願

ひ出したりしに此事免しありて政府より手紙質として年々
 五十万トロ口出すことに定りたり、按するに来年の頃ハ飛
 脚船全く出すやうに成ならん、然る時は日本横浜并支那
 の港々は益繁昌に成ならん、

^(一〇六)
 慶応元乙丑年五月廿六日イギリス国の飛脚船当港に入り
 しによりて左之新聞を得たり、

アメリカ国の部

四月六日^{日本三月十一日}南北戦争ありて南部大いに敗北し、将
 軍イユウヲエルを始五人の將軍ならびに兵卒五千人程生
 捕れ、大砲十四挺奪ひ取られけるとぞ、○同七日北部將
 軍グラント一より南部將軍リーに書面をつかハしてい
 ひけるは、汝たとへ死力を尽して戦争せん^(一)と欲するとも
 必ず力及ぶまし、それよりハ早く降参なすかた宜しかる
 べしとぞ申送りける、○同九日リー右の書面を披き見
 て大に其ことワリに服し、遂に降参なせしとかや、此外
 兼て処々に出陣したる諸將ハ、此後如何なる所置を為す
 や未タ分明ならず、○北部大頭領レンコロンより命あり

しにハ、我軍艦の行き滞留することを免さざる国も往々有につき、今よりしてハ其国々の船我港に来る時は我にても亦滞留を免さざるべし按ずるに、万国一般の法として兩國戦争あるときハ其一方の国より出せし軍艦他国の港に入る時ハ、十二時限り出港する筈なり、然ども今南北戦争ハ一通りの戦争ならず、一方ハ反逆人なればハ内乱也、然るを一般の戦争の如くに見えず國有るによりて、○同十四日日本三月十九日の夜、北部に於て怒りかくいふものならんて、

北部大頭領ワシントンレンコロン、ワシントンの芝居を見物に行しに、十一時ともおぼしきころ忽一人の狼藉ものありて偽りいふにハ、大將軍グラントーよりの書面を持来りしとて俄に棧敷にかけ上り、大頭領のうしろより袖銃を以て一発に打倒し、劍を抜て舞台の上へ飛び下り、劍を揮廻しつゝ裏口よりにげ去りける、余り火急のことにて殊に思ひよらざることなれハ、人々驚き狼狽なし、遂に捕へ得ざりしとぞ、○同日同時に時務宰相シーワールも害せられたり、其子細を聞に、シーワール其頃怪我是ハ同馬車にて怪我なせし也は同月五日ワールの館に行偽りいふにハ、或医者より薬を持ち来りし故差上度、夫につきてハ目通りの上用ゆる法をも委敷口授致し度由申せしところ、取次のものを是を拒み目通り

ハかなワざる趣を申せしかハ、直に其取次の者を打倒し奥の方に立入りたりしに、計らずもシーワールの適子適子日本にていふときハに出逢ひたりしかハ、直様手に持し鉄杖若年寄位の格式也にて頭をひたゝかに打しにより目暗みて倒れたり、其間に病間江踏込居合せし介抱人二人を立ところに打倒し、手早く刀を抜放し病床に走り上り、無二無さんにシーワールの胸顔のきらひなく刺し透して速に逃去りしとぞ、

○医者此庇を療治なしといひけるに、金瘡は左程大いならざれども、従来怪我にて氣力衰へしところなれハ、殊によらハ命に係るならんとぞ、其適男も頭に大いなる疵を蒙り痛甚敷よし、介抱人共も頗る大いなる怪我なるよし、○大頭領を殺せし者ハ芝居の役者ブーツと云者ならんとぞ、其故ハ此夜にわかにはブーツと其馬と行方しれずなりにけるとぞ、是に就て其者の衣類の箱等吟味なせしに、一通の手紙を得たり、其手紙文面の様子にてハ、三月四日に已に此事を成んとはかりし由、シーワールを害せし者其時如何したりけん、氣憶せし故其事遂に果せず今迄延ひしと云様子なり、○右之事に付てワシントン町

中の者皆々驚きなげかざる者なし、依て諸商賈残らず止
 みたり、○同二時に將軍アレガトワシントン市中より触
 れしに、若し右の狼藉者捕るものハ褒美として一万ドル
 ラルを与ふると云ことを申出せし、間もなくブーツ召捕
 れし由、○扣大頭領ジョンストンは大調役なるチェース
 と云人の前にて誓詞の式ありて、大頭領の位に就きし、

○四月十五日北部將軍クラントーはレチメンを出立なし、
 昨日ワシントン江着したり、○クラントー陸軍老中江申
 出せしに、陸軍の入用金以前に比較すれハ大いに減少し
 て、一日に漸く百万ドル程に成れり按ずるに茂早南部の
 城下迄も攻取りしこ
 となれハ、軍卒の員、
 数を減せしならん、○リーーの事は世間にてまち／＼の噂
 を為し居れり、或曰、彼ハ將軍ジョンストンの処江相談
 のこと有りて行き居れり、或曰、北のキャライナ南部に
 の地の
 用事有りて行きし、或曰、今猶レチメントに居りて是迄
 の始末を彼是と世話なして居る、或妻子を携へヨーロッ
 パ江出立なせしとも云合へり、○ニューヨークの新聞に
 ハリーーの勢は三万人ありしといひしがとも、今捕江見
 るに八千人に過ぎず、○或る南部之ものいひしに、リーー

の降参せしは兼てより其心ありしと見へ、其兵卒逐々に
 抜出で、キャラキナに居るところのジョンストンの方江
 多くにげ行しとぞ、○レチメント此頃手に入りしにより
 て、合衆国中の陣營及台場毎にて祝炮を放ようと陸軍
 掛り老中より命ありて、何れも二百発つゝ放ちし、

オランダ国の部

四月廿三日日本三月廿八日此頃ハ茂早十分夏の景色になり、寒
 暖計七十五度より七十九度迄に成れり、○評定所ハ今に
 猶休み居れり是休みといふハ年二定例、
 にて三四十日の間なり、○政府のことに就而
 別して変りしことなし、○チャガタラ茶ハ競氣少しく宜
 敷、砂糖も亦競氣宜し、煙草ハ誠に不競氣なり、フリツ
 キ直段少しく上りたり、

フランス国の部

四月廿九日国王オランといふ国江行、又アモジャといふ
 国へも陸にて行よし、其婦りにはアジキヤンヨと云処江
 立よりて、来月廿日にストロン迄帰るとぞ聞に、国王の
 此旅立の主意ハ温泉を試むる為に行由、是に依て考るに
 多分此頃病氣にて有るならん、○国王の留守は后仮りに

大老職に為りて、国王の相談相手の役人に万事相談の上
国事を取扱よし、○同廿三日アメリカ国のミニストルに
てビキローといふ人自国政府の書面日本にていふ御証を以て
て入城なし、国王に對面なせし極已前の新聞に此国在留のアメ
リカ国ミニストル死せしといふ
りとして行しなり、○絹織屋の奉公人共ハ此頃商賈不競氣
に成りしかは、暮しかたに差支しにより、政府よりもい
ろく手当なし、暮しの出来る如き様に成したりしかと
も、猶又ラエン町名の奉行より市中江書面を廻しいひけ
るに、此者共の暮し出来る如きように手当なし呉るゝへ
し、○セーホーといふ処に病流行なし居る、抑此病とい
ふハ、オロシヤの城下センヒトロスボルロドに兼而流行
せし病と同じことにて、多くは老人或小供、或婦人に伝
染なしやすく、且山中に住居なす者ハ平地に住居なせし
者よりも多し、然し煩ふ者にハ貧究の者富貴の者の差別
なし按ニ貧富の差別なしと云ハ人々の体并に住居の清きと清か、其
らざると、食物のよし悪しに係らざるといふことならんか、其
病氣の始りと云ハ、先第一に頭痛なし、而して後耳鳴り、
夫より目廻る如くなるよし、子供などハ僅に廿四時日本
凡一日を過ぎずして死す、誠に烈敷病にして、其様子ハ怡も

熱病の如きものなれとも、未タ定りし病名ハなし、セー
ボ地名に流行なせしハ、鑄物なる鉄ドーコを始めて用ひし
時よりして流行なし始めたり、尤も其ドーコに当りし人々
ハ煩ひし者多し、外かに出て働き居りし者は多く免れし
とぞ、或学校にて寒き日書生の人々寒氣を凌んとて土製
の炉に当りし者ハ病を免れしかとも、鉄製の炉に当りし
者ハ多く煩ひし、然しながら漸く全快なしたり、新敷鉄
炉に当りし人々ハ皆大いに煩ひて、四人程死せし、他の
場所にて鉄炉を用ひざる人々ハ此病の憂なし、余りに不
思議のこと故、或る大医此理を考へて医学館江申出せし
言にハ、盛に火を焼く時ハオクスアキトーカーボンとい
ふ物を生ずる故に、其物を鼻孔より嗅入るゝときハ此病
を起すなりとぞ、

テヌマーケ国の部

四月廿五日日本四月一日四五日以前迄ハ老中内にて争ひのこ
とありて、多分老中替ならんと思ひしに、十九日に漸く
治りて老中替らず、猶是までの通りに勤ることになれり、

ヲロシヤ国の部

此国の太子ナキシと云所にて、廿日程以前より風邪を煩ひしか、十六日にテレガラフを以ていひ送りしにハ、大いに快くなれりと、然る所其明る日又々文通ありしにハ、俄に脳疔衝を起し余程の重症となれりとぞ、余り急に容体変りし故聞人何れも驚かざるハなかりし、后ハ廿三日に立出なしてナイシ江行かるゝ積りなり、国王ハ十七日に直様立出なし、ハリスを通りし故フランス国王親ら出迎ひなし、供に王城に入りける、此所にて蒸気車のラエソ江出る迄滞留なし、漸く廿二日にナイシ江着し、廿三日に太子に逢れし、親類等も皆会合なせし、惜哉太子の病氣弥重くなりて、廿四日の朝遂に逝去せられたりし、○前の新聞紙にイギリス国より此国城下江医者を遣し、流行病の様子を見せしむと云ことありし、此者愈城下江着して此国の様子を自国江申遣せしにハ、病人ハ逐々減少なし、此頃処々の病院にて日々死する者の数ハ、朔日より十三日迄の間、ならして一日に八十四人なり、十三日に新聞紙に載せしにハ七十二人なり、然し此員数ハ少し陸軍所の病院にて死せし者ハ加り居らず、尤も陸軍所

ハ病人少きよし、且此頃ハ市中江清き水を引入るゝことを工夫なし居る、遣ひ水清からざる故多ハケ様の病氣起るものなりと、

テヌマーケ国の部

四月廿四日日本三月廿九日碑を建てんとて国王親ら出て差図なし、地形をなしたり、此碑といふハデヌハーケとの戦争治りしによりて、此始末を明細に録して死せし人の為め又後來の人の為に建て置くもの也、

イギリス国の部

四月廿四日大評定所にて諸役人立合評議ありしか、別して変りしことなし、今年の入用金の積り書きハ明日差出すよし、○風聞には、九月廿一日にハノボルと国の太子江女帝の三人目の姫宮を嫁さるゝよしとぞ、○又風聞に、グリースの国王ショージュといふ人オロシヤの天子の姪オルガーと云姫宮を娶るよし、然し此姫宮ハ漸十四歳位なれハ、全く娶るにしても猶三ヶ年も過るならん、全く右様のことになれハ、グリースハ小国と雖もいきほい出るなれハ、オロシヤ国にて能く心を用ひて世話なすなら

ん、○御勘定奉行より出すところの今年一ヶ年の入用金
積り書ハ、多分昨年と同じ様ならん、昨年総入用六千六
百八十九万パウソナルハウンハトル、税などにて入りし金ハ昨
年六月より今年六月迄に七千三十一万三千パウソナリキ、
○ロンドンのメトポロテンポリス是ハ町奉行の役所にて昨年中捕
ひし悪者を書面に認めしに、品物をぬすみしもの千九百
三人也、其外重き罪の分一万四千七百三十八人なり、此
町中にて盜賊にあひ、其外悪者の為に失し金ハ、四方七
千七百五十七パウソナル、其内元江取返したる金一万二千七
十七パウソナルなり、市中取締役所にて召捕ひし者総て三万
二千三百八十七人なり、其内取調相済て罪に落しもの三
千四十二人、罪なくして赦されし者五百五十七人、其外
二百一人も罪なく間違にて捕へしなり、其罪無きもの、
内にて読ミ書き出来さるもの、男にて六百六十五人、女
にて二百四十七人、かなり読ミ書き出来る者、男にて千
五百四十六人、女にて四百三人、能く出来る者、男にて
千三十三人、女にて三十人、其外男七十四人、女一人ハ
十分学問に達し居れり、此者ハ少々の掛り合にて預けら

れしなり、○バルソナル是ハ町人の兵にて事あるときハ兵を出すものなり此頃調練な
せしか、甚美麗にして進退駆引能く調ひて在りし、

○ニューヨーク新聞に在りしに、アメリカ国の軍艦ジャヨ
ラーリヨンといふ舟凡六百八人程の人数を載せ、オリメン
トン地を出立なし、フラーワレスマンローといふ処志し
てハトラースと云処を通りかゝりしに、いかゞしたりけ
ん、朝の十時頃に火事出て彼是する内に逐々延蔓したり
しか、載りし人々ハ多くハ病人故急に避けがたく、且風
強き故舟か風下に吹流され、渚江近づく故に助舟も如何
とも為しがたく、船主ハ避けんとして急ニ端舟を卸したり
しか、余りに狼狽なせし故端舟を覆し、船主始水手八人
溺死したり、其外の人々も互に助らんと欲したりしか、
漸く助りし者ハ廿九人なり、後に其舟を見たりしか、水
際まで焼け渚ぎりに浮居れり、○茶 支那の黒き品ハ景
氣少しく宜しく、日本の茶も直段少しく上りたり、然し
是ハアメリカに向ける積りにてあげしと見ゆ、長くつゞ
くこと六ヶ敷ならん、○糸 前橋の極上は競氣少しく宜
し、其故ハ上物の品ハ甚少ければなり、朔日より廿四日

迄に売買ありしハ、支那之品千八百四十五箇、日本の品二千六百六十九箇なり、人々云合るにハ、日本の糸ハ当節製法麓末になりて品甚だ下りたりと、○綿 此品ハ直段下すは叶さるところ、アメリカより文通有りて、又上りたり、百斤につき四枚程上りたり、○椰子油 直段宜し、○大黃も少しく競氣宜し、○麝香 甚払底なり、直段も宜し、

支那香港の相場大略左の如し

横郎子 百斤につき三枚より三枚七分ト、○スルメ 同十枚より廿式枚迄、○丁子 七枚半、○銅 十九枚より廿枚、○象牙 二百枚より二百五十枚、○鉛 六枚、○干貝 四枚より八枚、○白檀 三枚半、

(一の七)
慶応元乙丑年閏五月十日イギリス飛脚船入港ありて左之新聞を得たり、

アメリカ国の部

四月廿九日日本四月五日ボウツ大領頭を殺せし者・ハアルトウ時務宰相を害せし者と
も逃去し処、騎兵に追掛られ、百性ギアレトウなる者の

物置に走り込たり、然るを追兵より直ちに此内に鉄炮を打かけしによりて、ボウツは首を打れ三時計にて死せり、又ヘルトウは生捕れ、ボウツの屍とヘルトウをワシントン府江送りける、其外ボウツの足是ハしもくの杖を腋に挟て足の代りにするものなりを直せし医者ムット、亦ボウツの兄弟等も捕れしと、

○北陸軍の老中スタントンより専ら触しにハ、自分にて此事を穿ざくせしに、大頭領を殺んとせし手段ハキヤナタにおゐて其事を工み、後リチメントより内命を受けてなせしと、○時務宰相スローロ疵を受しに追日全快に及び、其嫡子も同様でありしと、○南の方の者ともモンドカムローと云所を北軍に追れ立除とき焼たる綿の数九万四千行李なりと但し一行行李ニ付凡三百斤位、○サンフランシユスコヨリコロンビヤ英の属國なり江初ナレカチ而レ伝信機ヲを渡し用るとぞ、

○同十八日北部將軍セレメンと南部將軍デヨNSTON兩軍安穩の事を計れり、此場に南の將軍ブリキンレイヂも在しと此事を書面ニワシントンに達せしによりて、新大頭領チヨンスン並に大將軍グラント其外老中共立合、此度セレメンの和議を計りし事何レも不同意によりて、直

くセレメンの方江違約及び再戦の事を命せり、尤將軍グ
ラントは戰を指揮する爲に、即日北のキヤライナ

(此間數字次)

廿四日にリイレと云所江到着し、セレメン江例の書面を
渡せり、依之セレメンより南チヨンストン江破談を申送
り、北將軍ハレク・シヤレトン・ミイトン・レイトの四
將江チヨンストンの逃路を邀撃せん事を命せり、都而進
退の事ハ將軍グラントの命に従ひ、誤て敵の術中江おち
いらざるへしといへり、○同廿六日チヨンストン軍卒を
率てセレメン江降参せり、其始末ハ先達而南將軍リキイ
が北將軍グラント降りし如にありしと、此事ワシントン
に達し、陸軍老中方に於て早速入費を減少せしと、○南
部大頭領デヒスウはレチメントを逃出し、南キヤライナ
に入しと、其時彼の持行し金高ハ凡六百万より千三百万
トル程車に積、馬に引せしと風説せり、○北の政府に於
て南將軍リキイに属せし兵の役人とも江切手を渡し、若
外国江行ならハハリハキス迄送り、夫より船に乗る様に
取扱ハれしとぞ、○新大頭領シヨンスンの説に、南部の
徒頭共ハ嚴戒を加へ、其上交りを絶ち、また南にありと

いへとも我方を思ひし者江ハ手宛(ママ)をなさんと、

フランス国の部

五月七日英の月アメリカのミニストル夫婦江フランスの

にて

后対面あり、其時后よりワシントンの大頭領害に遇しを
弔ひ、且大頭領の妻江内証を以悔状を送しと云へり、

○今八日政府より評定処江書面ヲ以問合にハ、三百六十
メレンプランケツス、右之高ハ國中入用の爲に備候様評
議被致度申入しとかや但し一メレンは一百万なり、又四半フランケ
スにてドル一枚なり、○右ハ向六ヶ年間の入
用なり、一ヶ年に六十メレント宛、此金子ハ並税、
の余りと材木其外田地等売買の金にて備え候由、

イスパニウ国の部

ミニストル附の役人レイト云者、五月七日ニナルラート
申処を出帆して南アメリカのヒルウと云処江行しと、其
訳ハビルウとイスパニウは從來不通之処、近頃中直りせ
しに付定約の書面を取替す為なりと、

ヲランタ国の部

五月七日評定処に於て砂糖税の事ニ付入札ありしか、遂
に吟味は翌日遂候模様でありしと、○樟腦ハ前と同様な

り藍玉ハ随分向きよろし、○綿ハ当時売買多し、三千行
李より四千行李計り外国江輸出せしと、此品多くハ日本
と印度なりと、

アフストレイ国の部

評定所ニ於て一人の者建白にハ、此度アメリカの大頭領
被為害候事ニ付而ハ、甚氣の毒の事故、悔状をワシント
ン江遣候方よろしかるへしといへり、衆説相服し、ワシ
ントンにある自国のミニストル方江書面を以厚く大頭領
方江申達候様申越候由、

イギリス国の部

四月廿七日大評定に諸大名集會し、其時時務宰相いひし
にハ、此度アメリカ大頭領被為害候事承り候ニ付てハ、
甚氣の毒の事故、来月一日迄ニ悔状をアメリカの政府江
遣度故、女王よりアメリカ政府江被遣被下度旨申達す、
○五月一日右之悔状を認メ大評定処江持参す、此とき時
務宰相いひしにハ、アメリカ大頭領被害候てハ我国中に
ても憤愁致居候趣をアメリカ政府江通し度故、連坐の諸
人に取計ひを頼む、○其とき時務宰相いひしにハ、女王

よりハ疾に悔状を認メアメリカリンコルンの妻江内状を
遣せしと、○リンコルンわ生質廉直にして仁義深かりし
人故、アメリカ國中ノリンコルンをしたハさる者なかり
し、近来戦争之為諸人苦むといへとも、リンコルンの徳
を仰き苦とせず、今害せられ甚氣の毒、副頭領ジョン
ン今大頭領となりしに、リンコルンの志を継ぐ事を願ふ、
一にハリンコルンの意を遂げ、且ツ諸人も安堵の思をな
すへし、○四月廿七日下の評定処に於て御勘定奉行より
当年の出入金高大凡の積り左の通り、

出金の分

- 金利の分 政府にて大名或商人より借用の 二千六百三十五万バウン 但し一バウンハドル四枚余
- 頼母子金の分 百九十万バウン
- 陸軍の分 千四百三十四万八千バウン
- 海軍の分 千三十九万二千バウン
- 御勘定縣り入用の分 四百六十五万七千バウン
- 其他役人の給金 七百六十五万バウン
- 飛脚船の入用 八十四万二千バウン

総計 六千六百十三万パウンなり

入金の分

運税の分 二千二百七十七万五千パウン

商人御役金 千九百三万パウン

スタンピス手紙の税 九百五十五万パウン

地代商人住居の 七百八十パウン

並の税 三百三十五万パウン

ポーストラヒス飛脚屋の税 四百二十五万パウン

王侯の地代 いわゆる天領を借
用せる者より出す 三十一万五千パウン

右之外種々の税 二百六十五万パウン

支那より償金 四十五万パウン

総計 七千七万パウンなり

右之出入金指入金余分四百三万一千パウン、政府江納
る趣を御勘定奉行申出ス、○依而近年茶の税高くして諸
人安からず、右之四百三万一千パウンの分を以茶の税を
少ふせんことを思ふ、○五月一日下評定処に於てもアメ
リカ大頭領被為害ニ付悔状遣す事の評義決す、○五月九
日ロントン府にて支那の綿百四十行李うれり、但し一斤

ニ付ドル式一枚一厘より式枚二厘迄、日本の綿ハ五十行李
一斤ニ付ドル三枚三厘より式枚三厘五毛迄売れり、

○茶ハ先きに税を少ふせんといへし説あるに付、競氣少
しくあしく、○絹糸、上品甚少し、夫レニ付競氣少しく
よろし、○砂糖、直段少シ競氣よろし、○日本(マツ)の木倍子、
少しく直段下れり、

此度は他の国別に珍事なし、依而しるさず、

(一の8)慶応元年乙丑閏五月廿六日英の飛脚船入港により左の新
聞を得たり、

フランス国の部

英の五月廿六日、先達国王ヨウロッパの諸方へ遊樂廻り
せし所、此頃恙なく帰りし、○同月廿六日パトレーなる
新聞に、フランスの政府より伝聞所、アメリカの内乱大
抵穩なりしに依り、閑暇を得たる軍卒多勢群集なし、メ
キシコ国江押寄、大頭領江援兵いたすへき模様なり、
○然る所今由断(袖)到しなハ兼て此方より遣ある処の国王危
からんと、上評定所より下方民に致(至)まで種々こゝろを碎

き、寢食を安し得ざる故、軍艦奉行デーデーレットは彼国大軍艦を指向け、亜勢を防禦せんとこゝろ組居るよし噂あり、或は右奉行は西インドへ交代の為なるに出帆するならんともいふ、○パレーヌの都府の新聞にハ、右様の取沙汰共実に虚説を唱るものなりと記載ありしが、

アメリカの風説并密書を聞るに、若し亜国の浮浪の者ともメキシコの大頭領方へ加勢いたしなは、右の奉行総軍

艦を率ひて亜勢へ敵せんこと赤然たりとの風評なり但しメキシコ国に大頭領と国王との二あり、大頭領なる者は往昔よりかわる人、即位して國中の幹たる者なり、国王とハ先年フランス江切斷かされて後、仏の王よりメキシコ江遣、置く処の王をいふなり ○五月廿四日ムネトウなる新聞の

記載を見るに、合衆国の内乱創りしより、亜国双方の軍艦仏の諸港へ入なむ、漸く日本十二時の外碇泊を可鎖様先達中触置しに、近頃亜国治平せし後、更に元の如く宿泊を緩すへき趣き触出たり但し此上一般の慣ひとして、何国に 国江若し右乱国の軍艦の著なきハ、唯、か戦争ある時、何れへも味方せざる に一泊の外碇を禁することを法とす

アメリカ国の部

南部將軍ジョンストン北の將軍シャリメンと応接なせし時、シャリメン、ジョンストン江向て申けるは、先達て

ハ爾の士卒并武具等総而奪取へき旨申贈候所、我政府に於て此義甚宜からず、依而尚一戦に及び速に雌雄を決せん、將此方より申ケ条にて降参致さん哉と問けれハ、ジョンストンを始として一坐に連なる大將ブレケンレジー・ボレカール・ハーリー及び小役士卒等都合二万七千人、

何れも猛威に恐れ、言を揃て降参したりける、然るにジョンストンの次役フムプトン屯人ハ大に憤を発し、何そ爾如きに從へきやと言ひけれハ、ジョンストンは速に小筒を以て擊留たり又一節に南部大頭領と共、 ○南部役人テラーは北部役人ケンベール江降り、大將コーベースメット

はアカバワに於て降り、軍艦掛り老中はヘンセコークにて北部軍ゲブシンに降服す、南キャラナイの奉行は捕となりワシントンへ被送る、其他兩三將を取逃したる已余は大抵靡き属せざる者なし、○北將軍ハレックより南部一統の諸役并商人ともへ早速に誓状可致、若し誓状不整内婚姻いたしとも表向難成よし嚴重に申渡たり、

○ワシントン政府よりキャナダーのミニストルに、先達而大頭領を殺害せしものゝ残党等を不洩召捕へ可申様、

其地の政府より申達したるへき趣申贈りたり、○五月九日ニューヨークアメリカの大港なりの新聞に、過日よりメキシコの役人当港に滞留なし、多勢の軍卒を聚んと種々心を尽し、若し我国へ被雇援兵いたす者あらハ、老人ニ付当坐の手当としてドル千枚并地面五百八十五万六百四十歩を与ふへし但し士卒の分なり、但し役掛りの者は其役向ノ次第によりて右に準し相応の手当与ふへき旨触れ仕置候所、只今にてハ其法を仰き諸方より馳集る者饒し、○同月十七日ニューヨークの新聞に、同月十日未明のころ、北部將軍ウエリシュンの騎兵隊、南部大頭領并ニ家族・老中其外附屬の者等を見掛け、一隊に別れて左右より打てかゝれば、暫時にして大に勝利を得、終に老人も不殘撃取たり、其頃は未だ行闊くして敵味方わから難き故、北部方不計も同士打五人あり即死二人、手追三人、○南キヤライナ内グリーンボロー（新カ）の書状には、北ア大將スコーフヒ、是迄此地に於て置置たるたる黒人共以後何処へ参り候とも不苦趣触出せしかは、黒人とも無頼の振舞日々に増張し、折節哲人と喧嘩をなし、手追即死等も不少之よし噂あり、○北部陸軍掛りの

老中より、ウシーヨー名にスメット云ふ者あり、右之者を召捕へ訴人いたす者あらハ褒美として洋銀二万五千トル可遣者也と触出したりとかや、○此頃フランスより新ミニストル名役ワシントンへ交代の為着せし、○時務宰相の手疵大抵全快せし処、下頤の辺り疵痕残し故、細工者を以て常に是を覆ふ、嫡子も逐而快方なり、○北部キヤライナの町奉行ワンスと云者、ワシントンの命に依て生捕らる、南部陸軍掛りの若年寄も己か住家にて被召捕、直に軍艦中へ被引容、

メキシコ国の部

国王の政府より、若し当地へ他勢入込、大頭領コリヤス方へ援兵到（マ）す者あらハ、急度敵罰たるへき旨触出したり、○スウーリン名地の風聞にハ、大頭領付の將軍ネヂレット、千五百人の勢を率ひて、去月廿九日マヒダムラへ押寄、地役人江向てこの市中貰受度よし応接に及し所、役人とも其意に不従して、終に兵端を開しか、勝敗の次第ハ不分明なりと云伝ける、今日十日ネジレットの勢何国へか引取たり、

ヲランタ国の部

五月十七日、上評定所に於て在勤之者多く集会なし、先達而国王の母逝去ニ付、重役人衆より悔状を遣へき評議にて其日は終りけり、○茶、此品少しく競気よろし、併入札の外未だ売買ともになし、○煙草は前之通り、○綿、此品印度の産物、大に競気よろし、直段も登りたり、日本の産も追々景気よろし、

イギリス国の部

ロンドン府に於て芝居の家数二拾五軒、其内人客四万一千一百人并大よせ四拾老軒、クウイストパルス老ツの海外の見せも、○此度イギリスよりアメリカ江伝信機を渡さん為、五本柱の大船江伝信線を積みし工合を見んか為、太子自ら右の大船にのりしと、○支那の黒茶、少しく景気よろし、併買人少し、青茶は随分アメリカ江向く為に買々ありし、○絹糸、日本と支那の糸極上は甚少し、併相場の義は前之新聞より少く景気よろし、○綿も少しく景気よろし、

ホルトカル国の部

英の五月十二日晝六ツ時、三度統て地震あり、処々の鐘自鳴せるほと震動せりと云ふ、

アストレー国の部

此国より、不遠日本へ使節を申し、定約取結度様申伝ふ、

◇第一四八号 丑十一月二日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

丑十月中

南部弥八郎

一 芸州江長防激徒より相投し候書翰

謹上、寡君父子癸丑・甲寅以来人心不折合、上巳上元等之儀種々此余之禍変も不可測之儀と、

皇国之御為深く不堪懸念、遂ニ

公武江建白をも仕、辱も微心徹上件々不被為捨置御採用にも相成、弥増人心を鼓舞し、抛身命御奉公申上候覚悟ニ有之候処、不図も去ル亥八月以来上京をも被為差留候次第、実以其曲処を不知闔国之土民日夜悲泣罷在候、然処血氣壯年之者慨歎之余おのつから疑惑を生し、乍恐從來之

叡慮一定不拔之処奉向上度、尚寡君父子多年之心事哀訴歎願可仕ため追々国内を脱走し、去秋ニ至り恐多も闕下近ニ罷出者不少、寡君父子不堪驚愕、迅速鎮静として益田右衛門介其外為差登候処、指揮不屈よりして歎願旨趣は通徹不仕、却而妄動ニ至り

天幕江之忠務を殆と燼滅之姿ニ相至、東西藩邸等をも被打毀、官位等被召放との御沙汰も有之、臣子之至情血泣慨歎之至ニ不堪罷在候処、昨冬尾州老公御下向、父子無他心事御洞見、右衛門介其外万事御所置被為在御解期ニ相成、依之寡君父子積年之誠意も

天朝・幕府とも明瞭徹上、乍恐

皇国大義名分断然と相立遐陲僻壤ニ至迄徹底仕、最早

平常之御沙汰有之候哉と上一統奉渴望候処、豈図らん再び征長との由相聞、闔国挙て何たる故と不覚、甚以奉怨望候事ニ有之候、右様之次第二付而は闔国之疑惑素より一朝一夕之事ニあらず、日夜憂悶ニ不堪之折柄、此程徳山・岩国も御尋之旨趣有之、大坂江罷登候様闕下より御通達被為在候之由ニ御座候処、元来去秋京師變動よりして尾老公御下向、夫々御所置被為濟候儀は、闕下ニおゐても既ニ詳に御伝承ニ而被為在候御事ニ而、其余亦候今般之御沙汰被仰出、弓前旗間江御召出有之候ニ付而は、馬角之難責如何様と御取扱難計と人心疑惑益増長、臣子之至情弥切迫、万一も両家致登坂候様相成候而は、国内一統物議沸騰不可得止事ニ至り可申哉、左候而は奉対

天幕奉恐入候次第、且父子誠意も更ニ貫徹仕間敷と恐愕此事ニ御座候、伏願くは

皇国之御為と隣交之情演を以一片之微忠御毛憐を賜へり、前条之次第

天朝・幕府江明瞭御弁解被成下候様、速ニ邦土安堵之

御沙汰被仰出候様御尽力被成下度、闔国拳而不堪切願之至、誠恐誠惶頓首、再拜、

乙丑八月

防長士民

一 二
会津侯より閔老松伯州江差出

御進発ニ付、出陣相願候書付

見廻役

此度逆賊毛利大膳為御征伐御進発被仰出候ニ付而は、昨年中右御供被仰付候様奉願候処、京師御警衛之儀も有之、難被及御沙汰旨御下知御座候、昨年之拳は徒ニ数万之人馬を動し汗馬之苦無之様相見得候へとも、是か為ニ諸侯之疲弊不大方、且賊之拳動方今之形勢更ニ伏罪之姿無之、山口之城普請等仕候趣風評有之候ニ付而は、必死地ニ入防戦之覚悟ニ可有之候、仮令反覆して雖就虜、一昨年八月十八日以来種々国乱を相醸候而已ならず、甘言七卿を欺き、或は上使を暗殺し、或は御大法を破り、自国数十ヶ所江関門を設け、諸藩亡命無頼之奴輩を扶持し、或は諸国之荷船等豪奪いたし候、

此数件ニ而も大膳父子切腹之上国除かれハ当然可有御座候処、昨年七月十九日大龜暴之儀ハ

皇国開闢以來絶而無之儀ニ而、寸時も被捨置候筋は無之候を、況哉攘夷論を頻ニ唱へ、過激輩を欺き、既ニ及戦争候処忽ち敗軍和睦いたし、却而

天朝・幕府之命ニ依而不得止及戦争候得共、実ニ不本意之趣渠ニ託し、夫のミならず尚当時ニ至り聊悔悟不致、賊徒一致し大逆を企候形跡有之、剩外夷江大炮を注文いたし候趣等相聞候ニ付而は、長防二国赤土に不被遊候而は、天地人倫之道不相立は三尺之童子も暗知する所ニ御座候、此度之拳は諸侯各国境を固め、応接之相凶相定候のミ攻城野戦ニ至り候而は、悉く御旗本御一手ニ而踏潰し候様仕度、左候得は御威光忽ち四海ニ溢れ御挽回之機此一挙ニ関係仕候は必然と奉存候、三四年以來御国難ニ辛苦いたし候者と乗時変不良をいたし候者との御所置、御成功之上も必御手煩可有御座と愚考仕候、御見廻役之儀は少人数之上大炮小銃も不備虚喝と可被思召候得共、銘々時を慷慨し御威光之衰

候を憂憤仕、一致一力いたし、且皆々正大之名を負候得は、反逆国賊之奴輩驅逐仕候事は甚難き儀ニも有御座間敷、万一無利候節は父祖累代之芳恩一身ニ奉報粉骨碎身仕候は、武門之本懐ニ御座候間、何卒御賢察之上いつれの手江御差加ニ而も亦は遊軍ニ而も被仰付候様仕度、此段奉懇願候、以上、

丑五月

蒔田相模守

松平出雲守

右願之処、京師御警衛大切ニ付差止ニ相成候、

一三

一 丑十月風聞但四月頃蘭コンシユルより申立候状ニ御座候、尤其頃外国掛之幕吏ニ而噂之趣申上置候哉と奉存候蘭人より政府江申出候は、近年日本侯伯ニ而も西洋各国江学生を出し置事多人数有之候、政府ニ而は僅ニ我
国而已、願くは今各国江諸学生を多く出して周行せす
んハ諸侯に後るへし、既ニ英国抔江参り居候者左のこ
とし、

昨子年よりは海軍のミ
修行いたし居候

薩藩ニ而 拾三人

肥前ニ而 八人

一四

右之外江戸之人ニ而木下某・戸田某・松村某三人漂流之様子ニ而潜行いたし居候旨、

当丑年より

肥後ニ而 六人
因州ニ而 三人
宇和島ニ而 三人
松前ニ而 一人

越前早追より内洩聞書十月五日夜出立、十一日朝江戸
着

過日御上洛相成、御参

内以前関白殿下より、長征之儀は暫く差置、此度撰海
来舶之外夷掃攘所置之儀即今之急務ニ付早々取計可然
旨被仰出候処、幕府ニ於ては弥進発治定ニ付、為御伺
天機且御暇も可被仰出手続之処、右様相違之御沙汰ニ
付幕府御直之事哉、又は尾一合案、殿下御対面之上過刻被仰
其外閣老之事哉、未詳出候長征差置、外夷掃攘之所置可然儀と今更何等之廉
を以被仰出候事哉、定而此儀ニ付而は何れより欵彼是
申上候儀ニも可有之、其趣意柄相同度旨蔽敷被申立候

処、殿下ニも無余儀、其薩は薩州より建白之次第有之義と被仰出候付、乍恐長征ニ付而は將軍家進発寛大之所置ニ付、長々之滯坂彼其意ニ背き候ニ付、弥可及進発次第、然るに今更薩藩一人之建白より右様御動揺被為在候様ニ而は、將軍家職掌無面目辭職之外他事無御座旨被申立候処、終ニ去ル廿一日長征進発ニ付、御参内御拝領物之次第ニ至り候由之事、

一將軍家御辭職一橋公御相統御政務筋御讓之御願書、玄同殿御持参上京之処いづれの旅館江被相越候哉或は、一橋殿亦は殿下之亭中歟 不詳

より今日之上京何等之御用筋と被承候処、国事之儀ニ付上京と計被相答候ニ付、一橋公より趣意柄如何と再三被仰候処、玄同殿今日上京之儀は重き台命不容易事ニ付、奏聞不相済内は如何様被申聞候共他言は決り不致趣被相答、押而殿下亭江被相越、將軍家名代之趣被申入候処、殿下幕府名代と有之候而は亭ニ於て対面之儀不相成趣被相答候処、再応被申入候ニ付、殿下より左様之儀ニ候ハ、尾陽家之儀は拙家間柄之儀ニも有之事ニ付、私用を以対面可致旨被仰、則対面之上前

文御辭職之御願書御差出候処、右様之儀ニ候ハ、参内之上と被仰出、即刻御参内、其節は一會桑何れも

参
内被仰出候事、

一公方様大坂より伏見迄之御行粧拜見は不致候得共、殊ニ御質素之事ニ御座候処、最早大坂御発途之趣京師江相聞候ニ付、右様御発途ニ而は不相済事と、会候伏見江被相越御引留申上、直様京師江御連申上云々、

一去ル五日夕刻、会津館江罷出居候処、同日薄暮ニ至り、唯今

御所より外夷申立之儀、三港共
勅許、兵庫之儀は御許容難相成旨被

仰出候趣、会藩広沢氏
御所より罷帰申聞候事、

一兩閣老阿部松前御免之儀相尋候処、右は難解候得共、過日京師より今度撰海渡来之夷船ニ付而は、兩閣老より外夷江内告之趣御疑心之筋被仰出候由ニ付御上洛中歟又下阪後、兩閣老致上京、兩閣老殿下亭江罷越、今日被仰出候御疑候哉未詳

一五

惑之儀は毛頭覚無之旨種々弁解ニ被及候得共、更に殿下御用ひ無之御退座ニ付、御衣ニすかり弁解之程も有之候得共、御もちひ無之、其儀ニ而去ル朔日之次第ニ至り候事之由、

一説ニ、外国人応接之儀、阿部侯ニ無之而は難解廉有之杯申立候よし、其上幕人も乗込居候由之事、

丑九月十七日天保山初度応接之趣

町奉行江面会いたし度旨ニ付、松平大隅守・井上主水正并為立会赤松左京支配向共、右船江相越仏国カシヨ

ン・英国シーボルト面会之上、問答左之通、

大隅守

今度当時江罷越候は何等之用向ニ候哉、

カシヨ
御老中方江御面会申上度候、阿部豊後守様ニは御

在坂ニ候哉、

大

答豊後守は上京いたし居候、

カ

松平周防守様は御在坂ニ候哉、

大

同人も上京いたし居候、用向之趣意一通り致承知度

候、

カ
御話申上度候得は、御老中方江御面会之上申上候

様命を受罷越候事ニ付、乍御氣之毒御話難申上候、

御老中は当時誰様御在坂ニ候哉、

大

小笠原沓岐守在坂ニ候、

カ
左候ハ、沓岐守様江御面会願度候、尤御逢相願候

は私共兩人外ニ英国より亜墨利加人名代マリタナ

リハン・和蘭国エースソン、都合四人ニ御座候、

大

従是引取一応申聞候上、尚可及挨拶、尤承知之上は

天保山最寄迄沓岐守出張可致哉ニ存候、否申入候迄

相待候様可被致候、

カ
四時迄夕七時頃相待候様可致候、乍去其已前上陸

致度候間、案内之者一人御残可被下候、

大

カ
応接所迄上陸之儀は不苦候、案内之者残し置可申候、

カ
応接申上候場所は何れニ候哉、

カ
天保山最寄江相応之家居有之候間、右江案内可致候、

カ
山口駿河守殿は当地ニ参り候哉、

大

當時在坂ニ候、

カ 幾日頃大坂江被参候哉、

大 五日程以前ニ参候、

カ 小笠原刑部殿・向山栄五郎殿は在阪ニ候哉、

大 刑部は在坂、栄五郎は上京致し居候、

カ 可相成は沓岐守様江御面会以前、駿河守殿・刑部

大 殿江面会之方都合宜敷候、

大 駿河守・刑部江可申聞候、

大 大君幾日頃御上京相成候哉、

大 昨十六日上京相成候、

カ シーポルト 中国毛利はいまた降参不致候哉、

カ 此度彼地之模様为一見下之関辺江罷越候上、速ニ

降参相成候様取計度候、無左候而は政府御多忙ニ

大 而各国之為甚不宜候、

大 いまた降参不致候、尤来る廿七日期限ニ付、夫迄ニ

降参不致候ハ、順序を以所置ニ取掛候筈ニ候、

右畢而一同引取候事、

一六 於摂州亜国ミニストル代書記官ポルトメン江閣老よ

り申達候趣并勅諭之御書取及ひ添書

(六の1) 条約之儀

御許容被為 在候間、至当之所置可致候事、

家茂江

右大君より

朝廷江御歎願ニ相成候御書付相添、伯耆守より異船江

御渡相成、

但通弁官サト一自筆之写、

(六の2)

亜米理加合衆国

シヤルセダツフェール、エキセルレン、

シーアルセ、ポルトメン江

過日中より度々之書翰被差遣、其都度回答ニ可及処、

我国事多端ニ而延引相成、氣之毒之至ニ候、右回答

左ニ申述候間、可然了解有之候様致し度存候、

一条約之儀、我大君格別之御尽力ニ而京師江被仰立、

別紙之通御許容相成候、

一兵庫開港之儀は直ニ談判いたし兼候、固よりロント
ン之約定ニ極りたる日限ニ開く積りなりといえども、
万一事情ニ依而早々開候節は可開、右之一件早速ニ
難定候間、我等より江戸江申遣候、下之関償金之第
三度目可納は、約定之通日本十二月中ニ可相納様申
遣候、其外は千八百六拾四年十月廿二日之条約之通
執行可申候、

一税改方之儀委細承諾せり、其段急速水野和泉守并酒
井飛驒守江申遣、於江戸表談判候様為取計可申候、
此段申入候、拜具謹言、

慶応元年五月十七日

松平伯耆守
松平周防守
小笠原沓岐守
判判判

一七(一)
十月三日於大坂

大目付外国奉行兼

寄合
永井主水正
御使番

御目付

寄合

井戸大内蔵
山田十太夫
戸川鉦三郎

一七(二)
同八日於 京師

御側衆
竹本隼人正

右思召有之ニ付御役御免、蘭之間縁類詰被仰付之、
但伺之上差扣可罷在旨達之、

御側御用御取次
御小姓与番頭
朝倉播磨守
右被仰付之、

一八
一 丑十月十四日川越候より関老江

私儀、此度急速上京候様被仰付候ニ付而は、速ニ発足
仕度旨支度向精々取急罷在候処、差向確と当惑仕候は、
兼而申上候通、從來不如意之勝手向、近来別而種々之
物入差湊困窮至詰候折柄、一昨亥年御上洛御供被仰付

候ニ付、家来共手当向を始莫大之入用相成、如何とも進退相付兼候得共、差掛候儀不顧前後極々無理成差略を以上京仕候処、御滞京御永く相成候所より家来共増手当をはしめ諸費莫大相成、兼而致尽し候勝手向手段之余絶而無御座候得共、必死之才覚を以真闇ニ其場相凌来候付弥以困窮相極候折柄、昨年中御台場二ヶ所御預被仰付候ニ付、是又年分不少入用相掛、如何とも当惑心痛罷在候、然処猶又今般急速上京候様被仰渡、当今之御時勢柄と申御用筋之儀御座候へハ、いつれともいたし速ニ発足仕度、精々評議為相尽候得共、何分前段之勝手振合ニ有之、遠路之旅行と申、如何差略仕候而も物価高直之折柄と申、諸入費格外之事ニ而、迎も自力ニ難及当惑心痛罷在候、左候迎奉蒙敵命候上御免等可被相願筋無御座、如何ニも進退相迫申候、依而は当今御物入之御中申上候は恐入候得共、前段窮迫之次第厚御憐察被成下、何卒出格之訳を以、此場五万兩御手当被下候様仕度奉願候、万一御聞濟不相成候而は、迎も急速之発足目当も付兼、如何ニも恐縮仕候、前段

之次第厚御汲取、是非々々願之通被仰付、此場之御奉公相立候様被成下度、此段差急只管奉歎願候、以上、

十月十四日

松平大和守

一九
一 丑十月京師報告

去ル三日已ニ浪華御発途相成候処、橋・会・桑伏見迄御出迎ニ而御引止申上、遂ニ御上洛、二条御入城ニ而、先々御東帰は御沙汰止ニ相成、扱兵庫開港之儀

朝廷は何国迄も不相濟と之御事、小笠原侯御申立ニは、尤兵庫・浪花等之儀は差止、時宜ニ寄横浜をも鎖し可申候得共、只今攘夷と申事は行届兼候間、仮条約も本条約も同し事ニ而、是迄之様成儀ニ而は不取締ニ付、有用之品濫出不致様紀律相立、下田・新潟等僻遠之地ニ開港いたし候ハ、折合可申、右之趣

勅許相成候様建議有之候処、橋・会・桑も御同意ニ而云々之御次第ニ相連、就夫兵庫退帆方は小笠原侯応接有之、委曲は征長濟取極候筈、

一長州も家老兩人道中江出居候付、不遠着坂之由、

勅使として飛鳥井殿、長江下向と申説も有之候、

一越前侯より近畿不容易事情ニ付、被為惱

宸襟候趣奉伝承奉恐入候間、不取敢為伺

天氣人数引連上京可仕旨

奏聞有之、途中迄被出候処、病氣ニ付十月朔日帰国相成、

一〇 丑十月八日武城形勢

阿部豊後守・松前伊豆守事、

叡慮之趣被為 在云々之段達有之、

此日、出勤之輩方一御船ニ而還御も難計候付、御供方御城より直ニ浜御庭迄御迎ニ相越候覚悟ニ而、罷出候様、内意有之、

一溜詰初諸有司登城、関老早出、

一水府卿御懐中之処御使ニ而御登城、夜五時過御帰館後藩中會議翌朝ニ及退出、左之輩夕刻水府江出立、

但其以前太田道淳退城より礫館江罷出候由、

執政朝比奈弥太郎・参政萩庄左衛門・馬廻頭吉野英治・

御用調役友部八太郎・監察市川市平・小十人目付組頭佐野源次郎

一一 小倉在留大監察塚原但馬守より同藩江相渡候書付

宗対馬守祖母長州表江滯留罷在、此度肥前田代江引移候哉之風聞有之、右は如何様脱走之者可有之も難計候間、対馬守祖母と申立候共、万一当地着岸も有之候ハ、真偽ニ不拘致沙汰候迄は上陸之儀差留可申、就而は如何様之儀有之間敷共難計候間、其段心得居可被申候事、

一二 細川侯建白但丑五月鳴海駅江使者持参差出

昨年長州御征伐之儀、毛利大膳父子服罪国内鎮靜異議無之由ニ而、討手之面々陣払被仰付候旨惣督府より御差図、此上御所置之儀は於関東被遊候旨をも被仰出候^如条、塚原但馬守・御手洗幹一郎を以て被仰下候御趣意相背候ハ、可被遊御進発旨、猶御達御座候付而は、父子之服罪条々御糺問ニ相成、結局之御刑断も可被仰出筋と相心得居候処、此節ニ至但馬守・幹一郎被仰付候

模様は未相分候得共、不容易企有之趣相聞云々之旨ニ
 而再征之御沙汰有之、一旦服罪之儀御取揚之御運ニ
 相成候上、右之通被仰出候儀は勿論、屹度御聞込之事
 件有之候而之御儀ニ可有御座、弥以御趣意相貫、一刻
 も御偉功を奏候様奉祈候事ニ御座候、然処近日激徒再
 発又候及混雜、且外夷親睦之唱も有之候得共、父子之
 内情は委數相分不申、匹夫匹婦ニ刑戮を加るさへ罪状
 明白不致候得は人心安からず、况一大藩を征候至重之
 御事柄、自然列藩聊も不安意之人有之候而は如何成紛
 擾之基ニ相成候も難計、殊ニ長防從來之国情を以深く
 思惟仕候得は、此砌猶更名義正敷 天威を被表候御都
 合無之而は、同国江貫徹は不及申、列藩之所戴も何程
 可有御座哉、尤大切至極之御一挙と奉存候間、重々
 難相濟、罪名粲然と天下ニ御布告有之、天人之を憤る
 之勢ニ相成御征伐被為在度、將又先日被仰出之内、大
 膳父子をはじめ御征伐と有之、右之通ニ而は仮令服罪
 之存念有之候而も其詮無之処より正義之徒も是非ニ
 及激党一致ニ相成、宗社と俱ニ亡る外無之、万一不辜

を被殺候様ニも成行候而は、乍恐御征伐之御趣意ニも
 被為狼烟敷哉、前度御陣払後国内鎮定之所置届兼候も
 全く微力心底ニまかせ不申訳ニは無之哉、彼是篤と御
 吟味相成、外ニ格別之隱謀も無御座候ハ、官軍境界
 臨ミ先大膳父子及末家等之力を以激徒暴臣速ニ討平
 候様被仰付、猶御指揮次第海陸之先鋒一同討入庄倒い
 たし候も不日御成功ニ可被為至、其上ニ而父子之罪状
 軽重ニ因り寛猛御所置之程も可被為在、右等之儀は重
 疊御廟議可有御座奉存候得共、私儀此度先鋒も被仰付
 実地ニ差臨候而は、別而奉懸念候間、愚考之趣不願憚
 言上仕候、誠恐誠惶頓首敬白、

丑五月

細川越中守

一三(の1)
於大坂十月十三日

御役相動候内
三万俵被下之

小笠原屯岐守

同十六日

大目付

御小姓組番頭
室賀伊予守

御勘定奉行兼帯
大坂町奉行

大坂町奉行兼帶相勤候付
取來御役料其假被下之

井上主水正

判を居へ相渡候、

(132)
同日

御留守居次席

御勘定奉行兼帶

關東御郡代

松平对馬守

大目付

大久保駿河守

名代

駒井相模守

名代

向山栄五郎

御目付

思召有之御役御免差扣被仰付之、

此度之一挙条約

一四

兵庫江相廻候異船去ル十日横浜江帰帆仕候後、十月

廿日同所ニ而承合候趣左之通

十月七日於兵庫閣老松伯州応接条約

勅許被為 在旨外国ミニストル江相達候処、口達のミ

にては承引いたし兼候趣ニ付、

勅諭之趣并右書ニ尚於江戸可及談判旨等相認、同候書

但

勅諭并右書等之儀は、先日写差上置申候、尤本文

応接之節外大名列座有之由異人申候趣ニ候得共、

審ニ相分不申候、

一 兵庫開港之儀不相成事ニ付、英之ミニストルは折角是

迄相越此一事相整不申候は残念ニ付、今一応敵敷可及

談判との及相談候処、仏のミニストル申候は、日本方

今浮浪之向も漸く静り候事なから、於今長州事件も不

相濟政府多忙之折から、彼是違乱を生し迷惑ニも可至、

勅許被 仰出候ニ而十分之訳ニ候間、兵庫之儀は先年

延期相成候通一千八百六十八年之正月迄来ル卯年十一月ニ当致

猶予候方可然と之論ニ亞蘭官吏等も同意ニ付、英吏も

無拠其所ニ致一決退帆相成候由ニ御座候、

一 英ミニストル并シーボルトの兩人上海江相越候由、右

はミニストルの妻同所ニ逗留いたし居候を、横浜ニ連

越候為ニ差越候儀ニ而、外ニ存意御座候筋ニは相聞得

不申候、

但今日迄もいまた着船いたし不申由、横浜より書
通有之候、

一五 白川侯より内意

(一五の1) 同姓豊後守去ル四日大坂表発足、近々着府可仕、依之
居屋敷江着可仕義奉恐入候ニ付、山下御門内屋敷江着
仕支度相調、早速在所白川表江発足仕度旨旅中より申
越候、右は不苦儀ニ可有御座哉、豊後守慎中ニ付此段
私より奉伺候、以上、

十月十二日

阿部駿河守

(一五の2)

御付札
書面之通相心得不苦候、

一六 京撰風聞書

先月廿三日大樹公御帰館、翌廿四日阿部豊州侯夷人江
応接有之候処、重大之事件ニ付橋公を被召候ニ付、廿

五日夕御出京御下坂途中江御使参り、最早御下坂ニ不
及旨被仰越候処、押而御入坂被為在候節防州侯は浪花
橋ニ彷徨、橋公江被申上候ハ、京師江御使之命を承候
得共、心配之儀ニ而橋公之御出を相待候旨ニ而引統登
城相成申候、扱橋公は登城相成候処、女同御始一同御
同論、白川・松前両閣之取計ニ而開港御聞届ニ相成候
趣、右は不經

奏聞儀橋公甚御奮発ニ而両閣共慎被仰付、開港御さし留
ニ而御帰京相成申候、

但橋公御途中ニ而御下坂御差留之儀会侯江相聞候ニ
付、

朝廷江御暇御願下坂之筈、京師より浪花迄人橋を懸候
而、橋公之御様子御待被成候処、御登城相分り下坂
相止候由、

一大坂ニ而御評議之節、末座ニ罷在候永井主水正申出候
は、天下之御大事と奉存候得は越俎之義ニ候得共、私
夷人江応接期限相緩メ可申と被申候付、即座ニ橋公よ
り被命夷人江懸合、十日之猶予相成候由、一説ニ右之

節撰海江相廻候儀夷人江詰問之処、両閣老内命有之由
彼より申出候共、云一説ニ橋公廿五日夜五時御出京御
乗切ニ而廿六日晝御着坂、直ニ御登城、同日夕御出坂、
即刻御供揃ニ而夜九時伏見迄被為入候処、御引戻御使
来候付晝方天満橋・天神橋との間ニ而御引戻不及旨
再御使有之、直ニ守口宿迄御引取、同所より御早駕ニ
被為召候頃は廿七日之夕七時過なり、同夜九半時頃御
帰京之由、

一 橋公御帰京後、両閣老押而登城、又々開港説ニ相成候
由、廿九日 朝議被為 立、両閣官位被召上於国許謹
慎御沙汰相待候様、大樹公ニ而可被仰渡旨被 仰出之、
朝議ニ而改易又は削封之御論之処、橋公御取成ニ而
先ツ前件之通相成、

一 川越侯御用ニ而候間早々上京有之候様、大樹公より可
相達旨
朝より被仰出候、当朔日朝より列藩を被召候
朝議相聞候処、橋公御願ニ而二日之 朝議迄御猶予相
成候由、

一 薩藩より廿九日ニ夷人幕命を不奉時は攘夷之先鋒薩藩
江被 仰付候様
御所江出願、

一 此度兵庫渡来之夷船中江薩人相交り、長人も乗込候而
夷人之腰押いたし候風説有之、橋府黒川より殿下ニ而
噂有之趣薩藩江相洩、多人数黒川江詰懸候処、病氣ニ
而不出会ニ付原市之進江相越候との趣結局不相分、

薩ニ而は更ニ無之儀如何様之儀ニ而聞取候哉、是非
糺問いたし度趣、

右之外後文相略、

一七
一 丑十月六日京師来状之内

当五日於

御所 宮様・関白様御始橋公・会・桑侯・小笠原閣老
列座之上、諸藩凡拾四五家之重臣被召出、開鎖之見込
御尋有之候処、薩備両藩而已異論ニ而、其余は尽く一
轍之議論ニ付、即左之通被 仰出之、

条約之儀

御許容被為 在候間、至当之所置可致事、

十月

家茂江

別紙之通被 仰出候付而は、是迄之条約面品々不都合之廉有之、不応

叡慮候ニ付新ニ取調窺可申、諸藩衆議之上可取極事、

但兵庫開港被差止候事、

右之通御決議ニ而被 仰出候、夫々直ニ橋公・会侯二条江登宮相成、將軍家江御申上被成候処大ニ御悦、翌七日小笠原侯右之御含ニ而応接として兵庫江出張之筈ニ相成申候、

一八 板倉阿州侯十月三日御用召、同十日於在所承知之処、

御用之儀ニ付早々出坂可有之旨ニ候由、

一九 仏蘭西新聞大意抜萃

日本方今の形勢は殆ど噴火山の激発せるに髣髴たり、其原由を察するに、其国体

帝及幕府之外列藩之侯伯各一大国を成し、以て一方ニ

抛り土地をたもち、兵あり、民あり、富強を務む、近年ニいたりては敢て

帝命にも従ハす、また幕令をも聴かず、既に西洋に薩長の諸生数員来学せる者あれども、日本使節の来れる者に会せんことを嫌ひ、亦政府より和蘭に留学せる生徒等に逢ふことを忌む、之に依て考ふれハ政府江告けす密ニ諸術を究学し、みつから盛大を計るの意なること明らかなり、爰に今一変することあらハ、各々己々一方に独立し、政府の意見行はれさらん、其機会ニいたりなは、魯は蝦夷を略し、仏は朝鮮を取り、英は琉球を奪ふへし、政府よろしく思ハさるへからさる也、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

丑十一月二日

南部弥八郎